

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕

人口ビジョン〔令和2年時点見直し〕

第2期金武町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

令和3年度～令和7年度

令和3年3月
沖縄県金武町

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕

人口ビジョン〔令和2年時点見直し〕

第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略

－目次－

はじめに …p.1

本冊子に掲載する2つの計画について説明します。

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕 …p.3

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕の内容です。

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度における、金武町のまちづくりについて位置づけた計画です。

人口ビジョン〔令和2（2020）年時点見直し〕

第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略 …p.99

人口ビジョン〔令和2（2020）年時点見直し〕と第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容です。金武町における人口の維持・増加に着目して取り組むべき内容を位置づけた計画です。

資料編 …p.143

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕と、第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る規則や経緯などの資料です。

はじめに

本冊子に掲載する計画

- (1) 第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕とは……………1
- (2) 第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略とは……………2
- (3) 両計画の関係……………2

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕の特徴

- (1) 計画の意義・役割・期間 3
- (2) 後期基本計画におけるSDGsの考え方 3
- (3) 土地利用の基本的な考え方 5

基本目標 1

健やかで明るく 心のふれあいまちづくり —保健・福祉の充実—

- 施策 1 子育て支援の推進 10
- 施策 2 健康増進・各福祉施策の推進 14
- 施策 3 国民健康保険 18

基本目標 2

未来へはばたく ひとを育むまちづくり —教育・文化の振興—

- 施策 1 幼児教育の振興 22
- 施策 2 義務教育の振興 24
- 施策 3 生涯学習の振興 28
- 施策 4 スポーツ・レクリエーションの振興 30
- 施策 5 青少年健全育成の推進 32
- 施策 6 育英事業の推進 34
- 施策 7 地域文化の振興 36
- 施策 8 国際交流の推進 40

基本目標 3

自然と調和した 住みよいまちづくり —生活環境・基盤の整備—

- 施策 1 生活環境の整備 44
- 施策 2 道路の整備 46
- 施策 3 上水道の整備 48
- 施策 4 下水道の整備 50
- 施策 5 海岸周辺の整備 52
- 施策 6 河川の整備 54
- 施策 7 公園緑地の整備 56
- 施策 8 情報・通信の推進 58

基本目標 4

安心して暮らせるまちづくり —環境衛生・防災対策の推進—

施策 1 廃棄物処理対策	62
施策 2 消防・救急体制	64
施策 3 防災・減災対策及び危機管理	66
施策 4 防犯・交通安全対策	70

基本目標 5

活気あふれる産業のまちづくり —産業の振興—

施策 1 農林・畜産業の振興	74
施策 2 水産業の振興	78
施策 3 商工業の振興	80
施策 4 観光業の振興	82
施策 5 雇用対策の推進	86

基本目標 6

ともにつくる魅力あるまちづくり —行財政の推進—

施策 1 町民と創るまちづくり	90
施策 2 行政運営の確立	92
施策 3 財政運営の確立	96

人口ビジョン【令和2（2020）年時点見直し】

- （1）人口動態の特徴…………… 99
- （2）将来推計及びシミュレーション…………… 110
- （3）金武町人口ビジョン…………… 114

第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の特徴

- （1）計画の位置付け・期間…………… 118
- （2）国・県の人口に関するビジョン・戦略について…………… 119
- （3）現状・課題の整理…………… 124
- （4）基本目標と施策体系…………… 126

基本目標 1

金武町の魅力を活かし、安心して働ける環境をつくる **128**

- 個別施策 1 働く人・働きたい人を支援し、
多様な主体の活躍を推進する…………… 129
- 個別施策 2 町内産業の魅力向上を促進し、
安心して働ける環境の創出を支援する…………… 130

基本目標 2

金武町へのひとの流れを受け入れる環境をつくる **131**

- 個別施策 1 交流人口・関係人口の
増加にむけた環境整備を推進する…………… 132
- 個別施策 2 定住人口の増加を目指した環境整備を推進する… 133

基本目標 3

町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる **134**

- 個別施策 1 町民が安心して結婚・出産・子育て
できる環境を創出する…………… 135
- 個別施策 2 子どもの学びの機会を支援し、
地域に誇りを持つ人材を育成する…………… 136

基本目標 4

町の特性を活かした魅力的な金武町をつくる **137**

- 個別施策 1 安心して住み続けられるまちを創出する…………… 138
- 個別施策 2 みんなが参加できる心豊かなまちづくりを推進する… 139

はじめに

本冊子に掲載する計画

本冊子は、「第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕」及び「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2つの計画をとりまとめた冊子です。

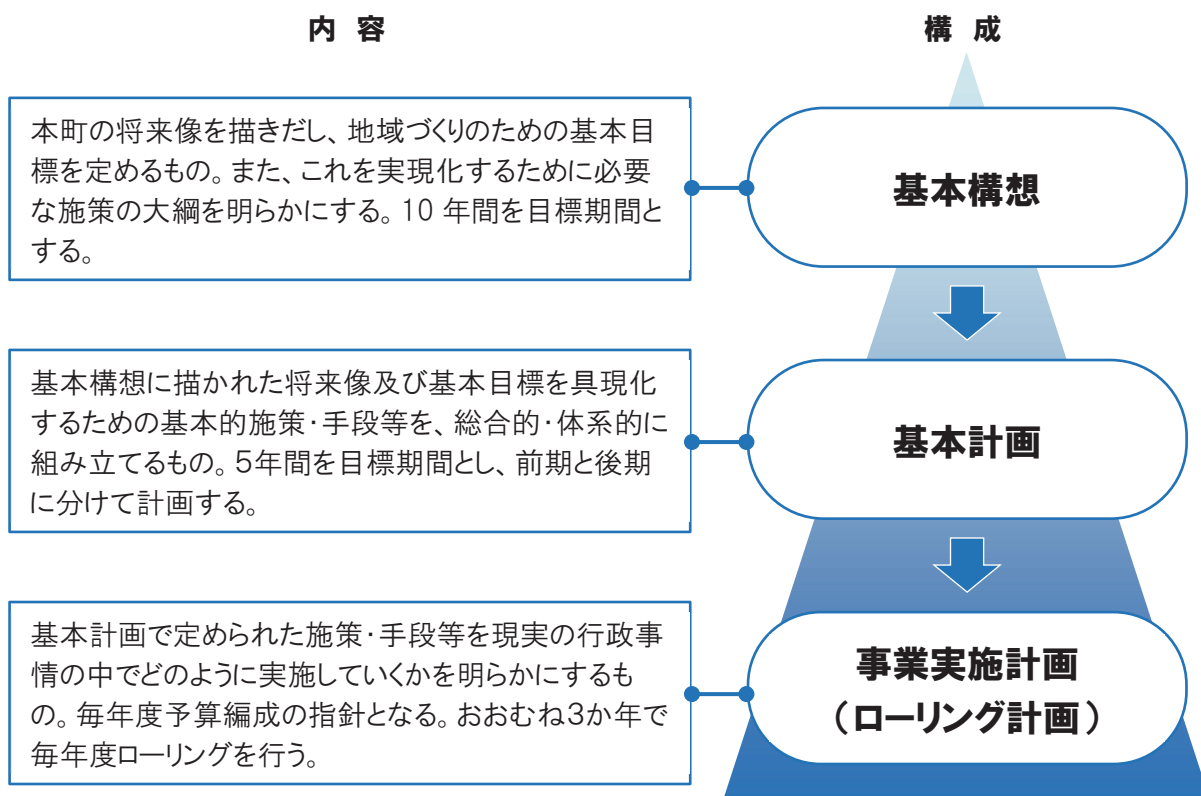
(1)第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕とは

「総合計画」とは、本町が目指すまちづくりの将来像や基本目標、実施すべき施策の方向性をとりまとめた町政運営の基礎となる最上位の計画です。時代情勢や経済事情、町民のニーズ等に応え、町が適切な行政計画を行うための指針となります。

本町では、平成28(2016)年3月に「第5次金武町総合計画」の[基本構想]と[前期基本計画]を策定し、将来像「みんなで築く 夢と希望がもてるまち」の実現にむけて各種施策を進めてきました。策定から5年が経過したため、[前期基本計画]の進捗状況や実施上の課題を確認し、社会状況や法制度の変化なども踏まえて、新たな計画として[後期基本計画]を策定しました。

■総合計画の内容と構成

「第5次金武町総合計画」は、以下のような構成となっています。このうち、目標期間が10年間の[基本構想]は継続し、目標期間が5年間の[基本計画]の後期を策定します。ただし、社会状況や法制度の変化にあわせて、[基本構想]に位置付けられた内容についても軽度の見直しを行っています。



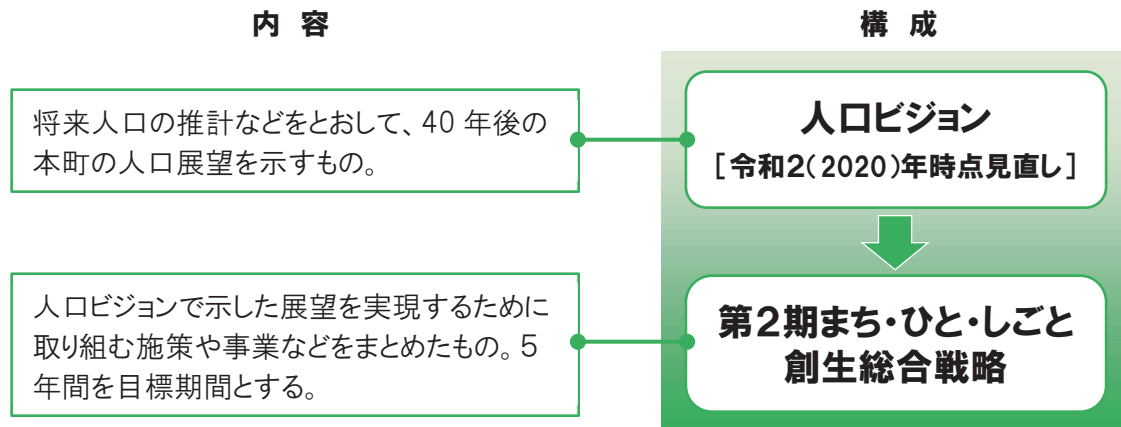
(2)第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略 とは

「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「人口ビジョン[令和2(2020)年時点見直し]」と「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2本からなります。「人口ビジョン」は、本町における人口の将来展望を示した長期ビジョンです。「総合戦略」は、人口の維持・増加に着目し、地域特性に応じた、まち・ひと・しごとの好循環を確立することを目的とする計画です。

平成26(2014)年にまち・ひと・しごと創生法が施行され、本町においても同法に基づいて「金武町人口ビジョン」及び「地方版総合戦略(金武町版)」を策定し、各種取り組みを進めてきました。その目標期間が終了したため、今年度、計画の達成状況やニーズの変化などを踏まえて、新たに「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

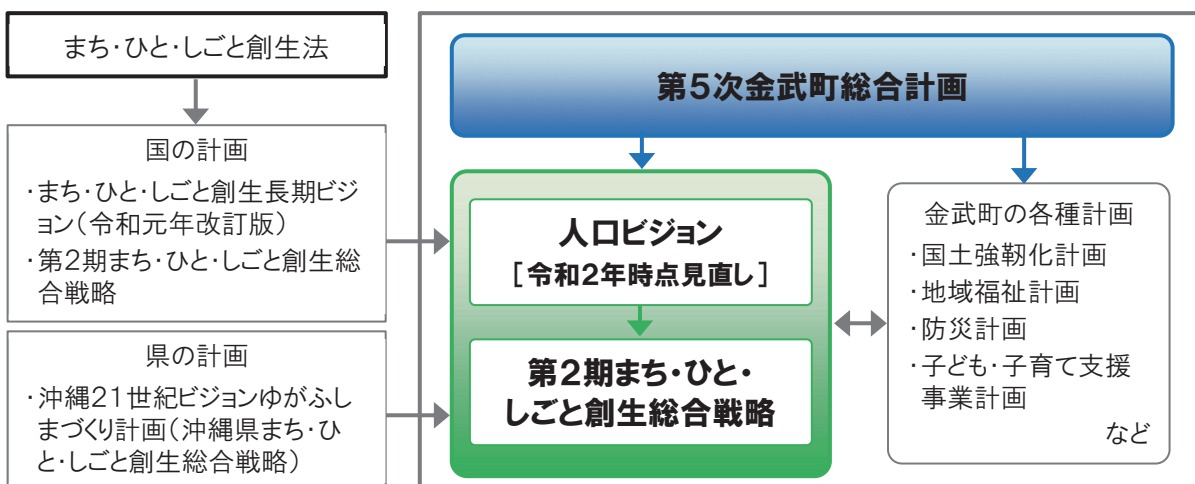
■総合戦略の内容と構成

「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、以下のような構成となっています。人口ビジョンは令和42(2060)年までの長期ビジョンですが、策定時点の人口などをもとに軽微な見直しを行います。



(3)両計画の関係

本町のまちづくりの基本となる「第5次金武町総合計画」に基づき、人口増加及び維持を目的にとりまとめた計画が「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。その他の町の各種計画と連携を図りながら、本町のまちづくりを進めていきます。



第5次金武町総合計画 後期基本計画

第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕の特徴

(1) 計画の意義・役割・期間

① 計画の意義

第5次金武町総合計画〔基本構想〕では、「みんなで築く 夢と希望がもてるまち」を目指して、10年間を見越した本町の将来像を展望しています。

この〔基本構想〕に立脚して10年後の将来像の実現を図るため、本町の各分野における状況と課題を明らかにし、その解決のための諸施策を検討し体系的に示したのが、本〔後期基本計画〕です。

② 計画の役割

この〔後期基本計画〕は、第5次金武町総合計画〔基本構想〕を実現するためのより具体的な計画であり、〔基本構想〕の内容を行政の施策として明らかにし体系化したものです。

したがって、〔後期基本計画〕は本町の行政運営の基本として、町民と行政が心をひとつにし、「みんなで築く 夢と希望がもてるまち」を実現していくためのより具体的な方向性を示す役割を担っています。

③ 計画期間

〔後期基本計画〕の期間は、第5次金武町総合計画の期間10年間のうち、後期5か年で、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とします。

(2) 後期基本計画における SDGs の考え方

SDGs(Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標です。「社会」「経済」「環境」の3テーマから捉えることのできる17のゴール、169個のターゲットが定められています。

国連に加盟するすべての国が取り組むものとされ、日本では、8つの優先課題をまとめています。また、国がとりまとめた「SDGs実施指針改訂版(令和元年12月20日一部改訂)」では、ステークホルダーの役割として、地方自治体は「SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」と位置付けられています。

金武町は、SDGsに共感し、将来像である「みんなで築く夢



と希望がもてるまち」実現のため、「社会」「経済」「環境」のバランスを図りながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

SDGsの基本的な考え方は、環境対策だけでなく経済も同時に発展させ、くらしやひとの尊厳を守ることなど社会問題も含めて総合的に取り組むことで、よりよい世界を実現するというものです。本町においては、総合計画がその役割を果たす計画であるため、総合計画のなかにSDGsの取り組みを織り込むこととします。具体的には、後期基本計画の各施策の取り組みがSDGsの取り組みに対応するものとします。どの政策がどのSDGsゴールに対応するかは、施策の名称の隣にアイコンを表示することで示しています。

本町のまちづくりを推進することでSDGsを推進していきます。

金武町のまちづくりの推進
(地域課題の解決＝地方創生)

SDGsの推進
(社会・経済・環境の総合的推進)

SDGsのゴール一覧

 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	

※ゴール名は「JAPAN SDGs Action Platform」より引用(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

(3)土地利用の基本的な考え方

①地域類型別のあり方

1)市街地

快適な空間の形成と居住環境の確保を図るとともに、周辺地区との連携の強化、都市機能が集積した中心拠点の形成、産業振興拠点や地域生活拠点としての市街地づくりを行います。また、人口構造と社会的環境の変化等に対応し、計画的な土地利用を図ります。

2)農山漁村

生産基盤及び生活環境の整備を推進するとともに、農水産業の展開や自然環境、原風景をいかした景観形成、地域文化を活用した地域住民の交流の促進などにより、魅力ある農山漁村を形成します。あわせて優良な農用地の確保及び保全に努めます。

3)自然維持地域

自然環境を維持すべき地域を積極的に保全していきます。森林については、公益的機能の観点から積極的に維持・増進を図っていきます。さらに、恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくため、体験学習など自然とのふれあいの場として利用を図ります。

②利用区分別のあり方

1)農地

都市的な生活環境と農業の生産環境の整合性を図り、都市部と農村部の調和の取れた発展を図るため、その保全及び確保に努めます。

また、意欲ある担い手への農地の利用集積などによる耕作放棄地の有効活用を進めながら、金武町農業振興地域整備計画に基づき、適切に運用・管理し、生産性の高い優良農地の保全及び確保に努めます。

2)森林

公益的機能、経済的機能など多面的な機能の発揮に必要な森林の確保と保全を図ります。

特に保安林など機能の高い森林については、他の利用目的への転換を抑制します。

また、市街地や集落地及びその周辺の森林については、緑地としての保全及び整備を図ります。さらに、農山漁村周辺の森林については、保健・休養、レクリエーションの場、景観の創出等の多目的な有効活用を図ります。

3)原野等

原野等のうち、優れた自然環境を形成しているものについては、保全を図ります。また、農山漁村周辺の原野は、周辺土地利用との一体的な利活用を図ります。

4)水面・河川・水路

水面については、自然環境の保全及び農業用水等の確保のため保全を図ります。また、金武ダムの周辺では自然環境を含めた総合的レクリエーション拠点として有効活用を図ります。

河川については、治水対策を促進し、河川氾濫地域における安全性の確保に努めます。また、自然環境の保全に努め、レクリエーションの場を提供し、水辺空間の創造を図るために、水質の保全及び改善を図ります。

水路については、生活排水路の整備を推進し、適正な維持・管理に努めます。また、農業用排水路などの計画的な整備や適正な維持・管理に努めます。

5)道路

道路については、主要幹線道路の維持・管理を国や県と連携して行います。

さらに、必要な用地確保と道路の整備については、道路ネットワークの構築を考慮しながら推進します。その整備にあたっては、ユニバーサルデザインの構築を図るとともに、防災機能、公共・公益施設の収容機能などの発揮に配慮します。また、自然環境との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮します。

町道及び農道については、適切な整備と維持・管理に努めます。

6)宅地

【住宅地】

望ましい居住水準と良好な居住環境の実現にむけ、生活関連施設の整備に努めます。

また、若者の定住化の受け皿となる住宅地確保や既存住宅地域内における残地の有効活用を計画的に進めるとともに、新たな住宅地の形成にあたっては、計画的・効率的な配置に努めます。

さらに、自然環境の保全と調和に配慮した整備に努め、災害に関する地域性を踏まえた適切な土地利用を推進します。

【工業用地】

企業の立地を促進し、景気の動向を踏まえて、自然環境との共生に配慮した工業用地の確保や誘導を検討します。

【その他の宅地】

商業・事業所用地等については、市街地の良好な環境の形成に配慮し、本町の地域特性を踏まえた商業の活性化を図ります。

また、主要幹線道路の沿道については、計画的な沿道型の土地利用を図ります。

さらに、ギンバル訓練場跡地利用にあわせ、観光施設等の誘致を図ります。

なお、事業の具体化にあたっては、検討段階における環境的側面の検討や事業の実施段階における環境調査を実施することなどにより、適切な環境配慮に努めます。

7)その他

【公用・公共施設用地】

公用・公共施設用地は、地域住民のニーズに配慮した適切な配置と用地確保を図ります。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用について配慮します。

【レクリエーション用地】

ネイチャーみらい館や億首川プロムナードなどのレクリエーション施設や金武ダムの周辺を含め、豊かな自然環境をいかした総合的なレクリエーション拠点として有効利用を図ります。

8)低・未利用地

農用地区域内などにある耕作放棄地については、意欲ある担い手への農地の利用集積により有効利用を推進します。

また、市街地や集落内における空き地については、有効活用などを図りつつ、住環境基盤の充実を図ります。

9)沿岸域

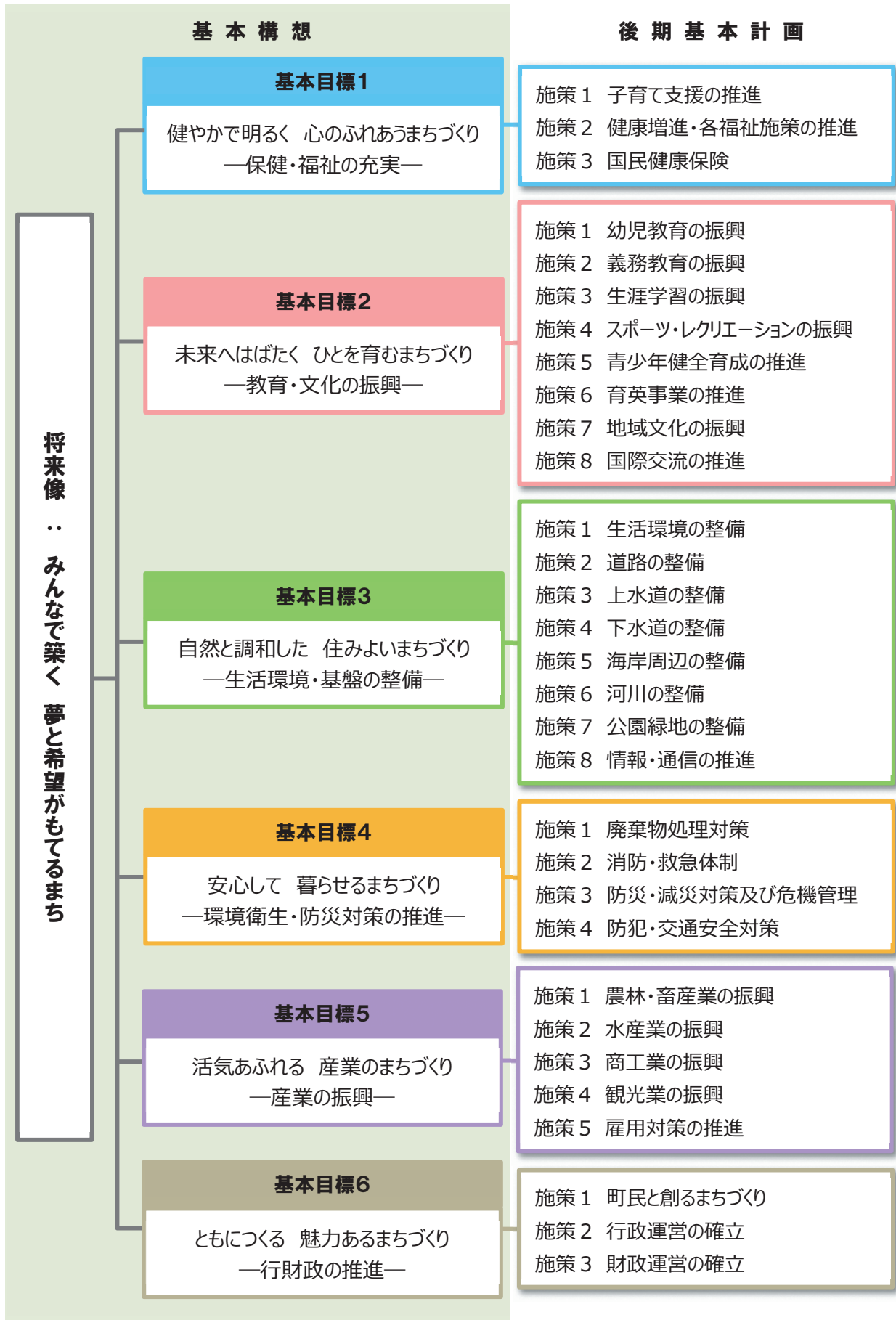
金武湾の沿岸域については、優れた自然環境や景観の保全を図ります。

また、自然環境への影響や社会的動向を踏まえ、海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的な視点に立った総合的利用を図ります。

10)米軍施設・区域

町の振興に資するよう計画的な基地返還を促すとともに、今後も森林環境の適切な維持・管理及び育成を継続して要請します。

後期基本計画体系図



基本目標1

健やかで明るく 心のふれあうまちづくり

—保健・福祉の充実—

施策1 子育て支援の推進

施策2 健康増進・各福祉施策の推進

施策3 国民健康保険

施策
1

子育て支援の推進



目的 子育て世帯を対象に子どもを産み育てやすいまちづくりを目指す。

施策の基本方針

- 子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、子育て環境の整備と、子育て家庭への支援を充実させる。
- 質の高い幼児教育を実践するため、小学校就学にむけ、福祉部局と教育部局のさらなる連携を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
保育環境の整備	認可基準に則した児童の受入人数[人]	815	➡	830
	待機児童数[人]	4	➡	0
子育て家庭への支援	放課後児童健全育成事業受入人数[人]	283	➡	291
	現物給付対象者のこども医療費助成人数[人]	787	➡	1,957

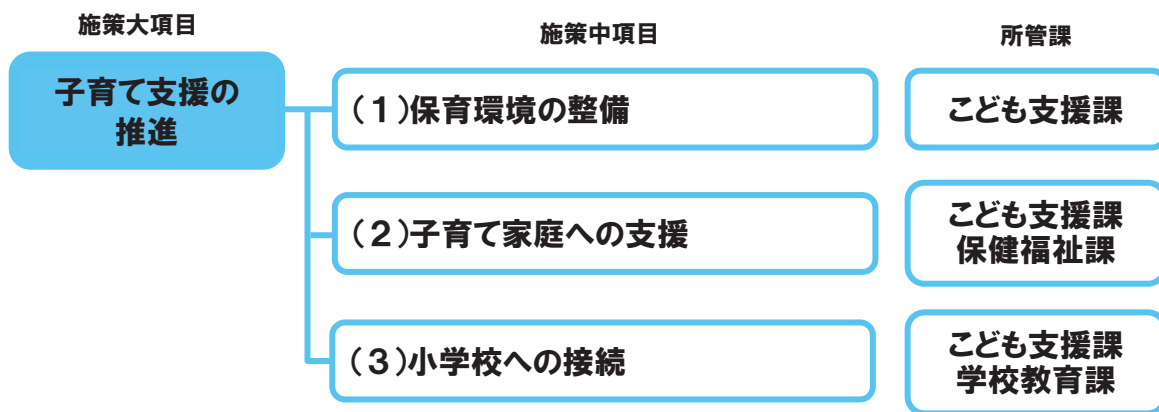
これまでの振り返りと課題

- 町における保育環境は、公立こども園2施設(令和3(2021)年4月から嘉芸こども園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行予定)のほか、私立においては、こども園4施設、保育所1施設、小規模保育施設3施設の計10施設があり、教育・保育を実施している。
- 地域の多様な保育ニーズに対応するため、公立保育所の民営化について、平成27(2015)年度に浜田保育所、平成28(2016)年度に並里保育所をそれぞれ民営化した。
- 待機児童対策として、現在公立こども園においては、面積要件の範囲で入所定員の枠を広げ、弾力的に受け入れを行っている。また、地域における子育ての支援の充実を図るため、地域子育て支援センター^{ほほ}の拡充に取り組んできた。
- 町は令和2(2020)年度に発表された平成25(2013)年から平成29(2017)年の合計特殊出生率(※1)2.47人を達成し、全国1位となった。これは、子育て世帯を対象とした子どもを産み育てやすいまちづくりを実践した成果であり、今後も継続して子育て施策を推進していく。

- 複数年幼児教育や就学前の一貫した保育の実施、就学前の集団生活など保護者ニーズに対応するため認定こども園化を推進してきた。同時に、小学校や中学校への接続がスムーズに行えるよう「学びの基礎力育成支援事業(保幼小中の連携)」において、町内全ての就学前保育施設の参加のもと、小学校への接続カリキュラムを作成し実践してきた。今後は、質の高い幼児教育を具体的に実践するために、小学校への接続カリキュラムを適宜見直すとともに、幼児教育における年齢ごとの目標の明確化及び新たな金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成について、関係機関との連携を強化する必要がある。

(※1) 合計特殊出生率…人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

施策の体系



施策の推進

(1) 保育環境の整備

- ① 嘉芸こども園の民営化に伴い、法人が実施する施設整備により、受け入れ定員の増加を図る。
- ② 待機児童対策として、面積要件の範囲で弾力的な受け入れを継続して実施する。

(2) 子育て家庭への支援

- ① 放課後児童健全育成事業(※2)については、教育部局が実施する放課後子ども教室との連携を図ることで、児童の放課後の居場所づくりの充実を図る。
- ② 地域子育て支援センターステップにおける育児相談や子育て情報の発信等、支援体制の充実を図る。
- ③ 子どもの貧困対策としては、こども支援課に配置される貧困対策支援員(※3)と学校教育課に配置されるスクールソーシャルワーカー(※4)との連携を密にし、子どもの居場所づくり、学習支援など必要とされる支援を把握し、適宜対応していく。
- ④ 子ども家庭総合支援拠点事業(※5)においては、子育て世代包括支援センター(※6)との連携により、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等からの子ども・家庭の相談に対し、専門的な相談対応や訪問等の実施により、継続的な支援を行う。
- ⑤ 現在、就学前児童のみを対象としているこども医療費助成の現物給付について、中学卒業まで対象を拡充することにむけて取り組む。

(3)小学校への接続

①質の高い幼児教育を具体的に実践するため、小学校への接続カリキュラムの適宜見直しを行うとともに、幼児教育における年齢ごとの目標の明確化及び金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成について、関係機関とさらなる連携を図る。

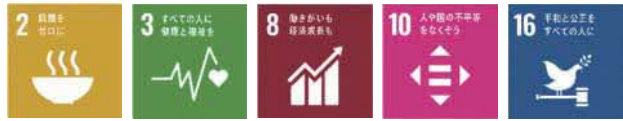
- (※2) 放課後児童健全育成事業・・・小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るもの。
- (※3) 貧困対策支援員・・・地域に出向いて子どもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、子どもの居場所づくり等の関係機関との情報共有など、子どもを支援につなげるための調整を行う専門職員のこと。
- (※4) スクールソーシャルワーカー・・・教育の分野に加え社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る専門職員のこと。
- (※5) 子ども家庭総合支援拠点事業・・・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る事業。
- (※6) 子育て世代包括支援センター・・・主に妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランを策定する業務を行う。



金武町地域子育て支援センター歩っ歩

施策
2

健康増進・各福祉施策の推進



目的

地域の子ども、障がい者(児)、高齢者などが安心して地域で暮らせるよう住民同士が互いに支え合い、見守ることのできる地域づくりを目指す。

施策の基本方針

- 住み慣れた地域で、町民、行政が相互に支え合う、自助・共助・公助の考え方に基づく地域課題解決のためのコミュニティづくり、地域活動の充実を図る。
- 町民の誰もが生きがいをもつてのびのびと暮らせるまちづくりを実現する。
- 各年代の健康の保持増進、交流や活動の場づくりを推進する。
- 各年代の健康課題に応じた健康づくりの情報発信及び環境整備などを行い、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
支え合う地域づくり	地域生活支援体制整備事業の協議体設置数[団体]	5	➡	5
障がい者福祉の充実	障害児通所支援事業での支援人数[人]	60	➡	45
高齢者福祉の充実	成年後見制度利用促進事業の中核機関設置件数[件]	0	➡	1
	認知症地域推進員の配置人数[人]	1	➡	1
健康づくりの充実	死亡者全体に占める65歳未満の死亡率(男性)[%]	20.7 ※平成30年度実績	➡	沖縄県より減少
	死亡者全体に占める65歳未満の死亡率(女性)[%]	12.7 ※平成30年度実績	➡	沖縄県より減少

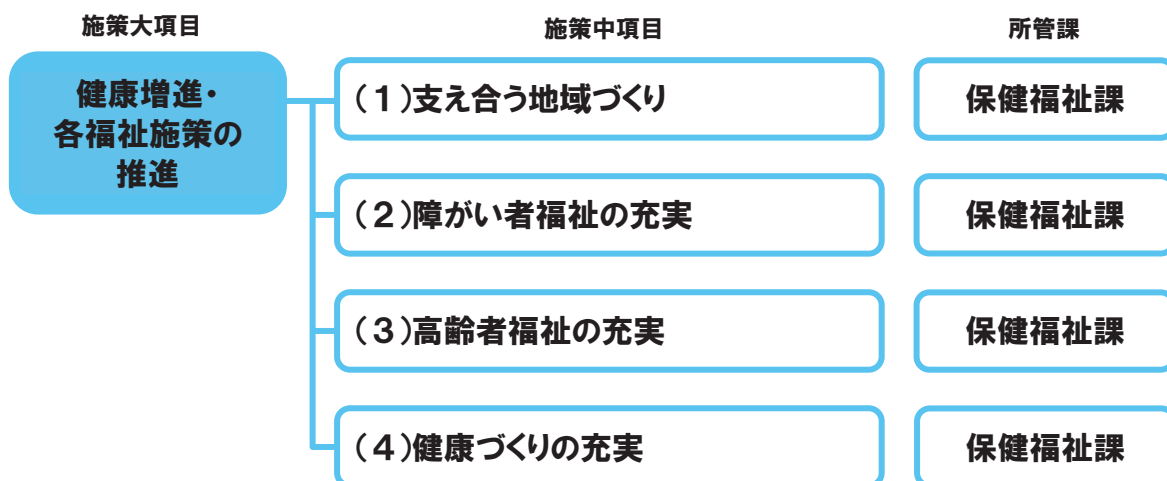
これまでの振り返りと課題

- 町は4人に1人が高齢者（高齢化率26.37%）（※1）の超高齢社会であるため、実情に見合ったサービスの実施が必要である。
- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、家族間での支え合いが希薄化し、福祉サービスを必要とする世帯が増加する一方、生活様式や価値観の多様化による福祉サービスのニーズも多様化・細分化している。これらの状況を踏まえ、支援や相談を必要としている人の多様なニーズに応えられるよう、福祉サービスや相談機能の充実を図っていくことが求められる。
- 障がい者（児）福祉サービスについては、個人におけるサービスなど利用計画の整備により、相談、情報提供体制の強化を図ってきた。在宅や施設サービスの提供は円滑になってきたものの、今後は個人が地域に参加しやすい支援体制づくりの検討が必要である。
- 地域の関係性が希薄化し、公助のみによる法的支援だけでは住民が安心して暮らせるまちづくりは難しい状況にある。地域課題解決には自助・共助・公助の考え方に基づく、コミュニティづくりが急務であり、そのためには、社会福祉協議会や現に地域活動を実施している各種団体、ボランティアなどとの連携体制の構築が必要である。
- 障がい児への対応としては、可能な限り早期に自立した生活につながるよう、放課後や休日においても能力向上に必要なサービスの提供など事業所との調整を図っている。
- 沖縄県の「健康おきなわ21（第2次）中間評価報告書」では、平均寿命は延伸しているが、全国に比べて伸びが鈍い状況が続き、その誘因として特に働き世代において年齢調整死亡率が高く、死亡数の多い生活習慣病の発症と重症化が課題である。KDB（国保データベースシステム）（※2）を活用し、健診結果・医療・介護等の情報から地域の健康課題を分析し、特定健診・特定保健指導実施計画及びデータヘルス計画等をPDCAサイクルで実施していくことが求められている。
- KDB（国保データベースシステム）の分析結果をみると、健診結果が有所見または治療が必要な段階でも医療受診しない状況や長期の未受診などによる病気の重症化が考えられ、町民の早世予防と健康寿命延伸への取り組みは急務である。そのためには、町民の健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要がある、関係機関との連携強化が課題である。

（※1）高齢化率…総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。令和2年9月30日現在の住民基本台帳人口から算出した。

（※2）KDB（国保データベースシステム）…統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

施策の体系



施策の推進

(1) 支え合う地域づくり

- ① 個々が参加しやすい地域づくり、困りごとや要支援者に関する事など、地域でのいろいろな活動をつなげる組織として地域生活支援体制整備事業協議体(※3)を各区に設置し、生活支援コーディネーター(※4)を中心に各種団体との連携強化を図る。

(2) 障がい者福祉の充実

- ① 障がい者(児)福祉サービスの支援強化のため、サービスなど利用計画の整備を推進し、サービス提供にかかる情報共有・連携を密にし、在宅や施設サービス提供の適正化を図る。
- ② 障がいの特性に応じて放課後や休日においても、生活能力の向上のために必要な訓練などが提供できるように事業所と計画・調整を図る。

(3) 高齢者福祉の充実

- ① 認知症等により判断能力が十分ではない方が、成年後見制度(※5)を利用することで、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活の保障が図られることを目的とし、成年後見制度の利用促進を担う中核機関を設置し体制の構築を図る。
- ② 高齢化が進むなか、特に認知症についての問題は、家族や地域を巻き込み大きな課題となっている。そのような課題の支援について、相談・生活支援・介護予防サービスの構築を図るため、認知症地域支援推進員(※6)の配置を実施する。

(4) 健康づくりの充実

- ① 町民の早世予防と健康寿命延伸への取り組みについては、健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要がある。そのためには、乳児期からの健康づくりを意識した生活習慣が確立できるよう、各年代にあわせた食事や運動などの健康情報を発信し、健康増進を図る。
- ② 感染症対策として、関係機関と連携し、予防接種を気軽に行えるような体制構築を図る。
- ③ 町民の健康づくりを推進するため、特定健診受診者にプール等のスポーツ施設を一定期間無料で提供し、運動習慣の確立を図る。

(※3) 地域生活支援体制整備事業協議体…地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく組織。

(※4) 生活支援コーディネーター…社会資源を適切に把握し、地域の住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域における支援に関するニーズと取り組みのマッチング等の役割を担う専門職員のこと。

(※5) 成年後見制度…認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、社会で不利益や被害を受けることがないようにするための制度。

(※6) 認知症地域支援推進員…認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の方やその家族を対象とした相談業務などに特化した専門職員のこと。



介護予防教室(ちゃーがんじゅー教室)

施策
3

国民健康保険



目的 安定的な国民健康保険制度の運営を推進し、町民の健康の保持増進を図る。

※国民健康保険制度は平成30（2018）年度に制度が改正され、国民健康保険制度の安定化等を目指し、これまで市町村単独運営だった事業を、都道府県と市町村が共同で運営することとなった。それに伴い、施策の目的や取り組み内容について【前期基本計画】から変更が生じている。

施策の基本方針

- 沖縄県国民健康保険運営方針に基づき、本町国民健康保険制度の安定的な運営、負担の公平化、医療費の適正化を図り、あわせて市町村が行う事務の標準化等に努める。
- 特定健診及び特定保健指導等の保健事業と介護予防の一体的事業を推進し、疾病の未然防止と早期発見にむけた被保険者への啓発や医療費通知の周知徹底を図り、国民健康保険事業に対する町民意識の高揚を図る。

成果指標

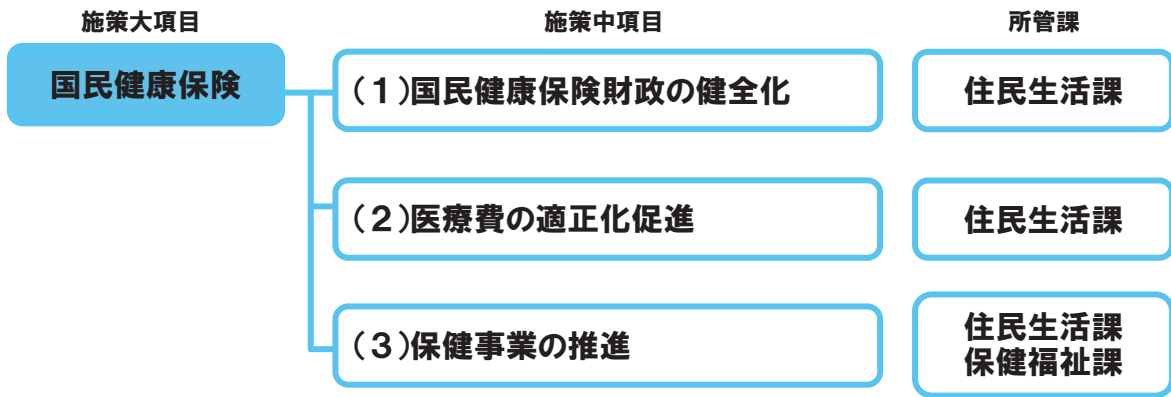
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
国民健康保険財政の健全化	国民健康保険料の収納率 [%]	94.28 ※令和元年度実績	➡	94.50
保健事業の推進	特定健診の保健指導率 [%]	73.00 ※令和元年度実績	➡	80.00
	特定健診の受診率 [%]	38.70 ※令和元年度実績	➡	60.00

これまでの振り返りと課題

- 保険料収納率については、引き続き保険料の納付相談の充実、口座振替の案内及び納期内納税の推進などをホームページなどで周知し、納税意識を高め、収納率の向上に努める必要がある。
- 医療費の適正化については、特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進が課題であるため、引き続き町民の健康づくり活動の普及促進、医療費抑制に努める。
- 平成30(2018)年度から、国民健康保険制度の安定化等を目指し、これまで市町村単独運営だった国民健康保険事業を、都道府県と市町村が共同で運営している。
- 国の法改正に対応するため、令和3(2021)年度から保健事業と介護予防の一体的な事業の取り組みが実施されることに伴い、統一した役場内組織体制構築が必要である。

- 特定健診の受診率向上を図るため、町の広報媒体(広報誌、公式 SNS 等)を使った周知を行っている。また、これまでの取り組みに加え、令和元(2019)年度から AI を活用し、過去データを基に健診未受診者の特性を推測し、特性にあった観葉パンフレットを送付することで特定健診の受診に結びつけるための取り組みを行っている。

施策の体系



施策の推進

(1)国民健康保険財政の健全化

- ①国民健康保険財政の健全化を図るため、滞納者の実態把握に努め、相談体制の充実を図るとともに、口座振替等を促進し保険税収納率の向上を図る。また、沖縄県国民健康保険運営方針等に基づき、本町の国民健康保険税率の改定については、沖縄県や県内市町村の動向を注視し、適宜検討していく。

(2)医療費の適正化促進

- ①保険医療費の適正化と節減を図るため、適正受診対策とレセプト(診療報酬明細書)点検の強化やジェネリック医薬品の使用促進及び医療費通知の実施を推進するとともに、国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図る。

(3)保健事業の推進

- ①国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険制度の長期的安定化を図る観点から、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを実施し、町民の健康づくりを推進するとともに、あわせて特定健診・保健指導の受診率向上を図る。



特定健診の様子

基本目標2

未来へはばたく ひとを育むまちづくり

—教育・文化の振興—

- 施策1 幼児教育の振興
- 施策2 義務教育の振興
- 施策3 生涯学習の振興
- 施策4 スポーツ・レクリエーションの振興
- 施策5 青少年健全育成の推進
- 施策6 育英事業の推進
- 施策7 地域文化の振興
- 施策8 国際交流の推進

施策
1

幼児教育の振興



目的

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児期の特性を踏まえた適切な環境整備を図り、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指す。

施策の基本方針

- 幼児教育は、学ぶ意欲の基礎となる好奇心を育み、人間形成の基礎を培う重要な時期である。幼稚園における教育は遊びなどを通して、一人ひとりの個性を重視するなかで、社会性、ルール、思いやりの心、豊かな心を育成し健やかな成長を期して行われるものである。そのため、子ども・子育て支援新制度に基づき、地域全体で子どもを大切にする機運を一層高め、幼児教育の環境整備に努める。

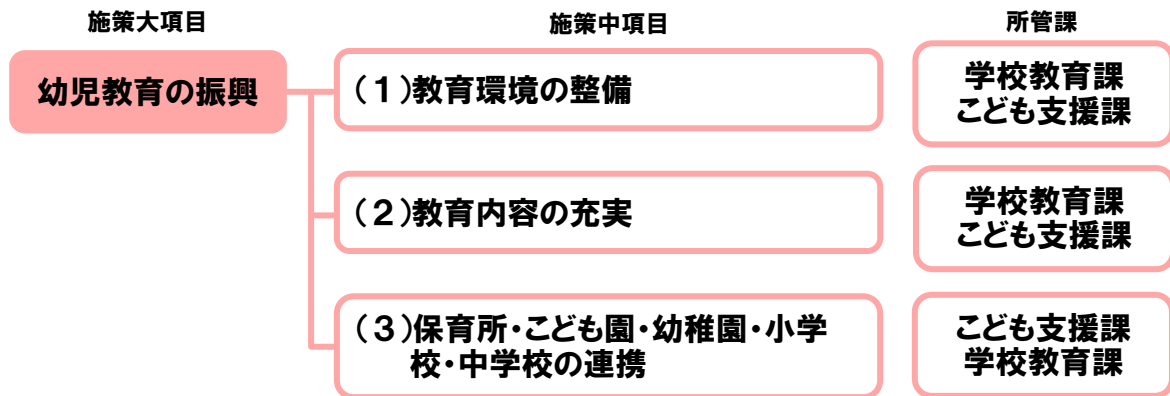
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
教育環境の整備	耐震化未改修の施設数 (こども園)[棟]	1	➡	0

これまでの振り返りと課題

- 平成30(2018)年度から0歳から就学前の教育、保育の総合的な支援を行うため、こども園に移行。町立幼稚園としては、中川幼稚園1園のみとなり、中川小学校に併設されている。
- 中川幼稚園については、近隣に私立のこども園があり園児が分散されることから、10名前後の受け入れとなっている。
- 3歳児から5歳児の幼児教育として、地域の特性をいかしつつ、就学前保育施設等と学校教育課に配置される学びの基礎力育成支援アドバイザーとの連携を密にしながら、時代のニーズに沿った幼児教育の充実に努めることが必要である。
- 第2期金武町子ども子育て支援事業計画(令和2(2020)年3月)に盛り込まれている「幼児教育政策プログラム」の推進を図る必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)教育環境の整備

- ①幼稚園教育は「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活や学習の基礎を培う役割があり、多様な幼児教育活動の実施を推進する。
- ②施設整備においても耐震化改修などによる新しい園舎の建設を推進し、教材、教具及び遊具などの整備を含めた幼児教育にふさわしい安全・安心な教育環境の充実を図る。
- ③公立幼稚園の教育環境を整備する上で、町内認可外保育所から移行される私立認定子ども園や公立保育所で実施される5歳児保育との均衡に配慮し、公立・私立ともに同水準の教育・保育が提供できるよう小学校への接続カリキュラムの適宜見直しや研修等、各施策を展開する。
- ④子どもたちが安全・安心に学べるよう、感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」に対応した教育環境の整備に努める。

(2)教育内容の充実

- ①幼稚園教諭や保育教諭等の資質向上及び教育課程の充実を図るため、沖縄県立総合教育センターで実施している研修等を活用する。また、地域全体で子どもを守り育てるという意識啓発を図る。
- ②町内の公立、私立すべての就学前保育施設に入園した子どもたちが、同水準で質の高い教育が受けられるよう、小学校への接続カリキュラムの適宜見直しを行うとともに、幼児教育における年齢ごとの目標の明確化及び金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成について、関係機関との連携強化を図る。

(3)保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ①幼稚園とこども園は、それぞれの目的と役割を有するが、双方とも小学校就学前の幼児を対象としていることなどを踏まえつつ、保・こ・幼・小・中の連携を構築する。
- ②幼児期で培った力を小学校・中学校へとつないでいけるよう、幼児教育の充実や体験・交流活動を通して円滑な接続を図るため、保・こ・幼・小・中を連携する事業として、アドバイザーを中心とした「学びの基礎力育成支援事業」を推進するとともに、幼児教育・保育などを総合的に推進するため各種機関との連携を図る。

施策
2

義務教育の振興



目的

子どもたちに確かな学力などを身に付けさせ、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、基本的な生活習慣の確立を図り、家庭・地域・学校・行政及び関係機関が連携した教育環境づくりを目指す。

施策の基本方針

- 学校教育を進めるにあたっては、児童生徒の生きる力を育むため、「個性の尊重を基本とし、郷土の自然と文化に誇りを持ち、自主性、創造性、国際性に富む人材の育成」を念頭に、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「基本的な生活習慣の確立」を重点目標として位置づけ、創意工夫をいかした町の特色ある教育活動を展開する。そのために、町の特性をいかした教育課程編成を行うほか、これらに掲げる目標を達成するように教育を実施するとともに、適切な教育環境の整備を行う。
- 子どもたちの学習を支える力を育成するため、金武町共通実践項目を設定し、家庭・地域・学校における相互の連携及び協力のもと、実践項目について共通理解を図り、各項目の実践を推進し、自ら考え主体的に学習に取り組む姿勢の確立を図る。
- 今後とも国際化・情報化に対応する人材育成を図るため、英語教育や情報教育の推進に努める。
- 学校給食については、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、給食内容の充実に努めるとともに、地元食材を活用し、食育の推進を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
学習教育の充実	特別支援教育支援員の配置人数[人]	16	➡	16
	英語教育課程特例校数[校]	3	➡	3
学習環境の整備	耐震化未改修の施設数(小学校、中学校)[棟]	3	➡	0
	GIGAスクール構想整備校数[校]	4	➡	4

これまでの振り返りと課題

- 町には、令和2(2020)年4月現在で小学校が3校(中川、金武、嘉芸)、中学校が1校(金武中)あり、児童生徒数は小学校合計799人、中学校合計374人となっている。この児童生徒数を平成27(2015)年以降の推移で見ると、小学校、中学校とも微増している状況である。
- 平成30(2018)年度より、学校給食の完全無料化を実施しており、保護者への経済的支援を図っている。
- 嘉芸小学校校区(特に屋嘉区)においては、民間の居住施設が建築され人口が増加傾向である。そのため、嘉芸小学校児童数についても年々増加しており、教室の不足が懸念される。
- 学校教育においては、一人ひとりが自ら考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜く力を育成する必要性が高まっている。変化の激しいこれからの社会を生き抜くための確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育成し、児童生徒の「生きる力」をよりいっそう育む教育活動の展開が重要である。
- 町の特色ある教育として、国際性に富む人材育成を図ることを目標に、平成27(2015)年度から小学校において英語教育課程特例校(※1)の指定を受け、さらに平成28(2016)年度から中学校においても指定を受けた。また、令和2(2020)年度から更新して特別な教育課程を編成し、英語教育を推進している。中学校においては、教育課程の見直しがあり、特例校の指定を受けなくても英語教育を実施できるため更新は行わない。小学校(3校)に外国人英語指導助手(ALT)3人、日本人英語指導員(JTE)1人を配置し、児童の発達段階を考慮しながら、英語指導を行うほか、創意工夫をいかした英語活動を展開している。また、小中学校で連携し、継続性を確保した英語学習が行えるよう取り組んでいる。中学校については、現在外国人英語指導助手(ALT)を2人配置している。また、事業を推進し英語教育の充実を図るとともに、小中連携に係る研修等を計画し開催するために英語コーディネーターを1人配置している。
- 情報教育については、文科省が推奨するGIGAスクール構想(※2)の児童生徒1人1台端末整備や校内における大容量の高速通信整備を令和2(2020)年度に実施。今後は、授業での活用や遠隔授業等の実施にむけて、教職員むけの研修などの充実を図る必要がある。
- よりきめ細やかな指導が行えるよう、国の基準である1学級40人の学級編成を、町独自で教職員を任用した1学級35人の少人数学級編成で実施しているほか、夏休みなどの補習授業や高校受験対策として放課後学習支援事業を実施している。令和3(2021)年度からは沖縄県全体で同様の動きがあるため、沖縄県をはじめとする関係機関との連携が必要である。
- 発達障がいなどのある児童生徒への教育的支援については、誰もが地域の学校で学べるよう特別支援教育支援員を適宜配置している。
- 全ての学校施設において、スロープ、階段などの手すり及びエレベーターを設置するなどのバリアフリー化の整備が図られており、今後も教育的ニーズに対応できるよう合理的配慮や基礎的環境整備に努め、特別支援教育の充実を図る必要がある。
- 学校給食においては、成長期にある児童生徒の健康の保持増進のため、栄養バランスのとれた食事を提供できるよう献立内容などの充実を図っているものの、アレルギー対応が課題となっている。

(※1) 特例校…学校教育法施行規則第55条の2項に基づき、学校又は地域の特色をいかし、学習指導要領などによらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校のこと。

(※2) GIGAスクール構想…GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略。学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ることにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とする。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
義務教育の振興	(1)学習教育の充実	学校教育課
	(2)学習環境の整備	学校教育課
	(3)学校給食の充実	学校教育課

施策の推進

(1)学習教育の充実

- ①小中学校の全体的な学力向上と心身ともに健全な人間性形成のため、各教科、道徳、特別活動・部活動などを推進する。
- ②特別支援教育については、特別支援学級及び通常学級において必要とする支援を行う。
- ③地域との連携強化を図るとともに、児童生徒の積極的な地域行事などへの参加を促進する。
- ④就業意識の向上を目的に、金武町就活支援センター(※3)と連携しながら、小学校、中学校におけるキャリア教育を推進する。

(2)学習環境の整備

- ①多様な学習活動を支援するため、学校施設、教材、備品の整備拡充を推進する。
- ②ICT教育として、児童・生徒一人一台のコンピューター機器配置、学校内のインターネット環境整備、ICT教育支援員配置などのGIGAスクール構想を構築し、最先端の研修を取り入れながら更なる教育環境の充実を図る。また、子どもたちが安全・安心に学べるよう、感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」に対応した教育環境の整備と教育相談体制の充実を図る。
- ③特別教育を推進するため、特別支援教育支援員や通級指導コーディネーターを適宜配置する。
- ④子どもの貧困対策や経済的理由による就学困難な児童生徒への支援として、学用品費などを補助する就学援助を実施するほか、支援員としてスクールソーシャルワーカー(※4)を配置し、支援が必要な児童生徒を把握し、適宜対応していく。
- ⑤児童生徒の増加に伴う、普通教室及び特別支援教室等の整備の充実を図る。
- ⑥複式学級が予想される場合は、児童の学習保障の観点から、町費負担の教員を配置するなど、複式学級の回避に取り組む。

(3)学校給食の充実

- ①各家庭との連携を強化しつつ、学校において十分な食育がなされるよう適切な取り組みを行う上で、学校給食における衛生管理の徹底、栄養及び食事マナーなど、望ましい食育のあり方の指導の充実を図る。
- ②地元食材の積極的な活用に向け、関係機関などとの連携・協議に努める。
- ③アレルギー対応の充実として、毎年、保護者・養護教諭・担任・給食センター職員との面談を実施し、アレルギーとなる食品を使わずにつくる除去食を提供する。

(※3) 金武町就活支援センター…主に就活支援、雇用対策及びキャリア教育の3つの分野に焦点をあて、地域社会と連携を図りながら体系的に支援していくことを活動目標とする行政機関のこと。

(※4) スクールソーシャルワーカー…問題を抱える子どもとその置かれた環境の改善にむけて、関係機関と連携調整を図るなど、多様な支援方法により課題解決への対応を行う福祉の専門家のこと。



施策
3

生涯学習の振興



目的

町民のあらゆる世代が個々の望む「学び」を通じて、心豊かな暮らしを実現できる薫り高い教育文化のまちづくりを目指す。

施策の基本方針

- 生涯学習をめぐる社会的・地域的要望の複雑化・高度化にも配慮しながら、町民の多様な生涯学習のニーズに対応し、現在実施している各種生涯学習プログラムの効果的展開を図り、新しいプログラムのニーズにも対応しながら、引き続き生涯学習の振興に努める。そのため、多様な学習の場を創出できる環境の整備・拡充と人材の育成・確保に努めるとともに、社会教育関係団体の育成強化を推進する。

成果指標

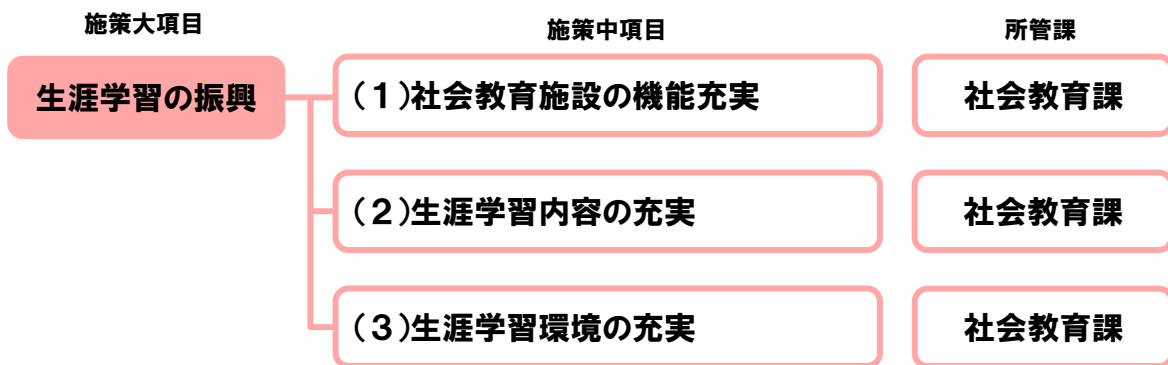
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
社会教育施設の整備	社会教育施設のバリアフリー化達成率[%]	80	➡	85
生涯学習内容の充実	中央公民館の年間利用者数[人]	51,870 ※令和元年度実績	➡	52,500
	町立図書館の年間貸出図書冊数[冊]	47,592 ※令和元年度実績	➡	50,000

これまでの振り返りと課題

- 生涯学習の分野においては、ますます町民の学習意欲が高まるなか、その内容も多様化・高度化しており、町民一人ひとりが学びたいときにいつでも学ぶことのできる環境整備や多様な学習機会の提供を行っている。
- 町では、中央公民館及び各地区公民館、町立図書館などを拠点に町民の教養の向上や自己実現の機会を提供するため、さまざまな生涯学習の取り組みを行っている。
- 中央公民館では、令和元(2019)年度は「趣味・教養」「体育・レク」「生活・健康」の諸分野に関する公民館講座4種、延べ106回の講座を実施した。あわせて中央公民館公演事業の企画実施を通じて、町内外の優れた芸術文化に町民が接する機会の提供にも努めている。
- 中央公民館は多くのサークル団体や社会教育関係団体の活動拠点施設となっており、生涯学習の一環として開催される「中央公民館まつり」は、各種講座・サークル活動の発表の場として定着している。さらに、各地区公民館も生涯学習振興の拠点として、あらゆる世代を対象にさまざまな事業や講座が年間を通して実施されている。
- 町立図書館においては、多くの町民が読書に親んでもらえるよう、読み聞かせ講演会やワークショップ、各種講座、映写会や展示会、月々の行事の関連図書の紹介、絵本de給食やブックスタートなど多様な取り組みを行っている。

- 町立図書館では、町に伝わる民話や偉人を広く地域の方々に知ってもらうために絵本の制作に取り組んでいる。また、沖縄県や本町の歴史、文化、自然などの景勝地や名物などを取り入れた楽しく遊びながら学べる金武町かるたを作成し、町の魅力を継承している。
- 生涯学習は、自らの自発的意志により、町民一人ひとりがいつでもどこでも生きがいを感じながら潤いある人生を過ごすための学習の機会である。このため、幼児期から高齢期にいたるまでのあらゆる世代が、それぞれのライフステージに応じた多様な学習ができるよう今後もその機会と場の提供に努める必要がある。
- 生涯学習振興策及び社会教育施設の効果的な運用を進めていくために、各施設の維持管理や修繕に関する中長期的な視点での計画の策定も必要である。
- 町民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭・地域・学校・行政・関係機関が互いに連携して、地域全体で子ども達を守り育てる環境づくりへの取り組みを町民全体で推進することが重要である。
- 平成26(2014)年に町における教育の充実と発展を図るため、11月1日を「金武町教育の日」として制定した。また、金武町教育の日の目的にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、11月1日から11月30日までを「金武町教育月間」とした。

施策の体系



施策の推進

(1)社会教育施設の機能充実

- ① 町民のさまざまなニーズに応じた生涯学習の機会と場の提供を図るため、中央公民館及び地区公民館、町立図書館など社会教育施設の機能充実化、感染症拡大防止対策のため、「新しい生活様式」に対応した効果的・効率的な運用及び事業展開を促進する。
- ② 町立図書館のホームページ上に、スマートフォンやパソコン、タブレット端末等で電子書籍の閲覧可能な電子図書館システムを整備し、身体が不自由な方や図書館に来館できない方々の利便性を高める。

(2)生涯学習内容の充実

- ① 町民のそれぞれのライフステージに応じた多様な生涯学習ニーズに対応するため、学習メニューの充実、地域文化の掘り起こしや地域文化活動の充実及び世代間交流の推進を図る。

(3)生涯学習環境の充実

- ① 地域に根ざした潤いある生涯学習環境の充実を図るため、幅広く各分野の指導者などの育成確保に努め、各種団体・サークルなどの育成支援、生涯学習に関する相談・指導体制の充実を図る。
- ② 「金武町教育の日」において、町の教育の振興に寄与した町民に対して教育委員会表彰を行い、人材育成を図るとともに、町民が優れた芸術文化に触れるなど、薫り高い教育文化のまちづくりの契機とする。また、「金武町教育月間」において金武町文化祭や子ども議会の開催、民俗芸能祭や読書フェスティバルなどの教育振興を図るための事業を推進する。

施策
4

スポーツ・レクリエーションの振興



目的

町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会の拡充や各種競技の競技力向上を目指すとともに、スポーツキャンプや合宿などの受け入れを推進することで、町のさらなるスポーツ振興を目指す。

施策の基本方針

- 町民の多様なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、既存施設を有効活用するとともに、多目的屋内運動場の施設整備を行い、各種団体と連携を図りながら各種スポーツ教室などを開催する。
- 競技力の向上やスポーツ・レクリエーションの普及拡大にむけ、スポーツ指導者及び各種競技審判員などの養成・確保を図る。

成果指標

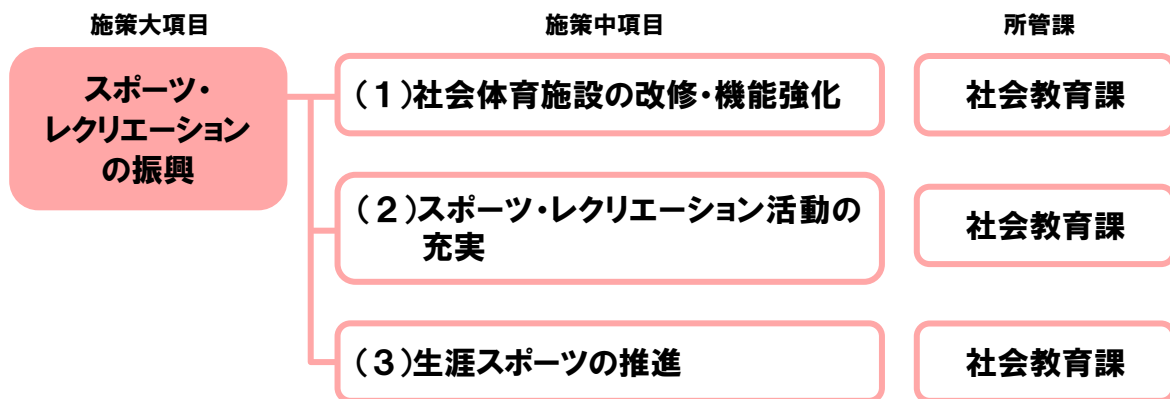
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
スポーツ・レクリエーション活動の充実	指導者むけ講演会などの開催回数[回]	1 ※令和元年度実績	➡	5
生涯スポーツの推進	各種スポーツ教室の開催回数[回]	6 ※令和元年度実績	➡	10

これまでの振り返りと課題

- 余暇時間の拡大と町民の健康増進・体力向上に対する関心の高まりにともない、町民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは益々増加し、かつ多様化しつつある。
- 町のスポーツ・レクリエーション施設としては、体育館、武道館、庭球場、プール、陸上競技場、ベースボールスタジアム及びフットボールセンター、パークゴルフ場があり、スポーツに親しむ環境と施設は充実している。
- スポーツ・レクリエーション団体としては、少年野球チーム、少年サッカーチームをはじめ、町体育協会の各競技団体、職域クラブ、老人クラブのゲートボール、グラウンドゴルフのクラブなどがあり、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しんでいる。
- 競技団体及び人材に関しては、競技力の向上とスポーツ・レクリエーションを振興していくために、幅広い知識を備えたスポーツ指導者及び各種競技の審判員などの養成・確保が必要である。
- 今後はスポーツ・レクリエーション施設を有効活用しながら、競技力の向上と健康の保持増進を図るため、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を検討していくとともに、スポーツキャンプや合宿などの受け入れの推進に努める必要がある。

- 大会などが開催される際に、既存の施設内駐車場が不足している状況にあり、今後とも近隣施設との連携・確保や新たな駐車場整備についても検討する。
- 各スポーツ大会やイベント等において、雨天時等で中止、猛暑日には熱中症の心配があり、天候に左右されない環境整備のため、多目的屋内運動場の施設整備に取り組んでいる。

施策の体系



施策の推進

(1)社会体育施設の改修・機能強化

- ①町の体育施設は建築から数十年経過している施設があり、安全・安心にスポーツを楽しむために計画的に必要な改修を行う。また、近年完成した施設においても、スポーツキャンプの受け入れや競技力向上を促進するため、施設機能の強化を図るとともに、駐車場の確保・整備について検討していく。
- ②感染症拡大防止対策のため、「新しい生活様式」に対応した効率的な施設管理と運営の充実強化を図り、より充実したスポーツ・レクリエーションの場を町民に提供していく。
- ③天候の影響を受けない多目的屋内運動場を整備し、スポーツ大会や町民のスポーツ活動の推進を図る。また、プロスポーツの受け入れ等の誘致を推進し、町内のウェルネスツーリズム、観光産業の振興、経済活性化を図る。

(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ①スポーツ・レクリエーション活動の内容充実を図るため、各種スポーツ大会の開催、スポーツ団体の育成・強化を推進する。
- ②競技力の向上、安全かつ有意義にスポーツ・レクリエーションが楽しめるようにするため、スポーツ指導者及び各種競技審判員などの養成・確保を図るとともに、各種スポーツ教室の充実、世代間によるスポーツ交流の推進を図る。

(3)生涯スポーツの推進

- ①町民の健康の保持増進や体力向上を推進するため、スポーツ施設や周辺環境の整備に努める。
- ②町民一人ひとりが自己の健康や体力に関心を持ち、運動に親しむ中で日々の生活を豊かにしようとする意識の高揚を促すために講演、スポーツ教室などを開催し、ライフステージに適した生涯スポーツの普及を推進する。
- ③子どもから高齢者まで、幅広い世代がスポーツを通じて交流できるような環境づくりに努める。

施策
5

青少年健全育成の推進



目的

「子どもたちは地域の宝」「地域みんなで守り育てる」意識を共有・体現する地域社会の構築を目指す。

施策の基本方針

- 核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯など家族形態の変容や社会の複雑化を背景に、生活環境や地域コミュニティなど、子どもたちを取り巻く環境変化に起因するさまざまな問題が表面化してきており、その対応策を求める声が高まっている。青少年健全育成には学校教育とあわせて家庭教育環境の健全化や地域全体で守り育てる教育意識の醸成・共有がきわめて重要である。家庭教育の重要性を保護者が再認識するための学習機会の提供、多様で複雑な問題を抱える保護者の相談支援体制の充実化に努める。
- 家庭・学校・地域との連携・協働をより密にしながら、少年の深夜はいかい・非行防止のための諸活動を推進し、有害環境の浄化と改善に努めるとともに、子どもたち一人ひとりが地域に見守られながら成長している実感が得られる環境の構築を目指す。

成果指標

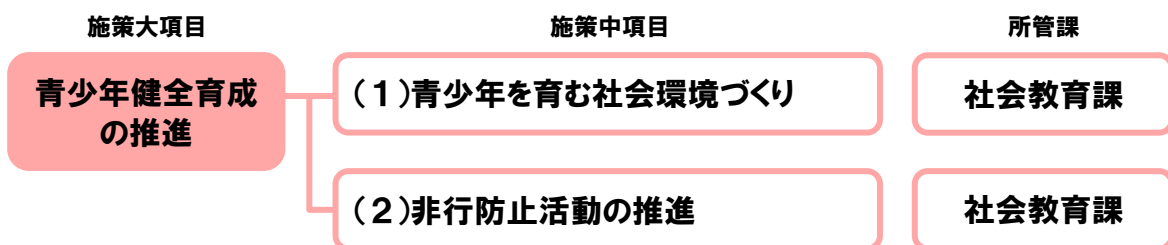
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
青少年を育む社会環境づくり	家庭教育支援関連事業数 (家庭教育講座など実施回数)[回]	6	➡	9
	金武町放課後子ども教室 の開催回数[回]	48	➡	72
少年非行防止活動の 推進	非行防止活動の実施回数 [回]	16	➡	16

これまでの振り返りと課題

- 核家族化や少子高齢化などの家族形態、それらを取り巻く社会環境の複雑化にともないさまざまな情報が氾濫する現代社会において、青少年を取り巻く環境も大きく変化している。
- 地域においては家庭の社会的孤立が進み、さらに、インターネットや携帯サイト上の有害情報など、青少年を取り巻く環境は必ずしも良好な状態とはいえない。
- 地域のコミュニティの希薄化が進む中、コミュニティの拠点である地区公民館を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を設け、地域住民の参画を得て子どもたちに勉強やスポーツ・各種体験プログラム、地域の大人たちとの交流活動等の機会を提供している。事業開始から毎年、地域住民及び子どもたちの参加人数も増えていったが、令和元(2019)年度末から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業が中止になるなどの影響で、地域住民の参加人数の減少をたどっている。「新しい生活様式」に対応した効果的・効率的な運用及び事業展開を促進する。

- 金武町青少年健全育成連絡協議会を中心に、各区に設置された各区支部及び関係機関・関係団体と連携して、毎月第3金曜日に設定された「少年を守る日」の夜間街頭指導、町まつりなど催事の際における深夜はいかい防止活動などを実施している。
- 毎年7月の第1水曜には「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」の一環として、町民大会を開催し、夜型社会の子どもへの悪影響や深夜はいかい防止を呼びかける標識・ポスターの設置など、町民への青少年健全育成の啓発普及に努めている。
- 青少年本人及びその保護者の非行防止意識の醸成に関しては、今後とも青少年がおかれている実情の的確な把握に努めながら、引き続き学校現場やPTA、子ども会などの社会教育関係団体と密接に連携して啓発・周知活動に取り組んでいく必要がある。学校外でのさまざまな体験学習や世代を超えた交流の機会を与えるなどの家庭、学校及び地域が一体となった青少年の健全育成と環境づくりに努める必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)青少年を育む社会環境づくり

- ①学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組む意識の高揚を図る。
- ②家庭教育における保護者の意識改革を図るため、関係団体の活動充実や世代間交流の推進、家庭教育支援の充実などにむけて、情報モラル教室等の家庭教育講座を実施していく。実施にあたっては、「新しい生活様式」に対応した効果的・効率的な運用及び事業展開を図る。
- ③さまざまな体験活動を通して子どもたちと地域の大人を結び、放課後の子どもたちの居場所づくりになる金武町放課後子ども教室に取り組んでいく。

(2)非行防止活動の推進

- ①青少年の非行防止のため、夜間街頭指導などの実施体制の強化を図る。

施策
6

育英事業の推進



目的

向学心を持ちながら、経済的理由により修学困難な者に対し、必要な学資の貸し付けを行い、社会的に有用な人材育成を目指す。

施策の基本方針

- 大学などに進学する向学心旺盛な学生に対し、その可能性を最大限に伸ばし、将来を担う人材育成の観点から、奨学金を貸し付け、修学支援の充実を図る。
- 本事業の継続的实施と将来の需要拡大に備えて関係者の理解と協力を求めながら償還金の効率的な回収に努める。

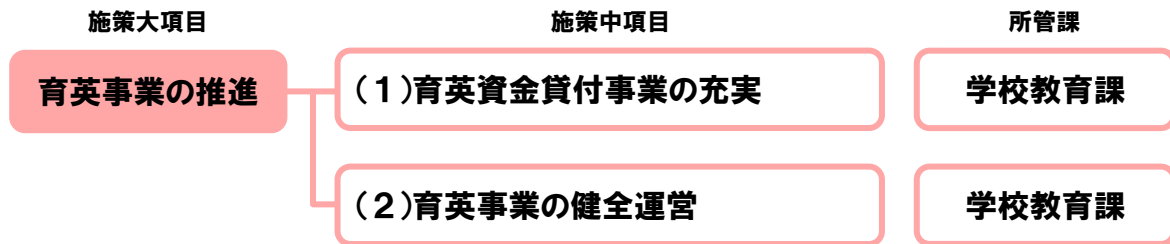
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
育英資金貸付事業の 充実	育英資金貸与生人数(新 規・継続)[人]	39	➡	39

これまでの振り返りと課題

- 町では、「財団法人金武町育英会」から財産と事業を受け継ぎ、平成26(2014)年度から「金武町育英資金貸付事業」を実施している。貸付対象は、専門学校、短大、大学などに在籍・進学する学生であり、奨学金の貸し付けを実施し、経済的支援を行うことで修学の促進を図っている。
- 現在は、在学中に必要な経費の支援として月単位の貸し付けを実施しており、今後は入学金の一時金貸付などについても検討していく必要があるものの、育英事業の財源となっている育英資金基金確保のための対策を講ずる必要があるほか、償還金を確実に効率的に回収するため、徴収対策の充実を図り徴収率を高めていくことが求められる。
- 令和2(2020)年度より新型コロナウイルス感染症などの感染症拡大時にアルバイトや仕事の自粛などにより、学生本人及び保護者等の収入の減に対応するため特別貸付金の制度改正を実施している。
- 町ではこれまで4年制大学進学者への貸し付けが主だったが、近年では4年制大学に加え、短期大学や専門学校進学者が増加傾向にあるため、ニーズを調査した上で対応を検討していく必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)育英資金貸付事業の充実

- ①将来を担う人材育成のため、修学困難者に対する育英資金貸付事業を継続実施するとともに、社会情勢を鑑みながら、事業内容を検討していく。

(2)育英事業の健全運営

- ①育英資金基金について、財源確保や事業拡大に伴う基金増資を含めた基金運営について検討する。また、償還金を効率的に回収できるよう、口座振替やコンビニエンスストア収納などの利用促進に努める。

施策
7

地域文化の振興



目的

文化財の保護と活用、地域文化の再認識と継承を通じて、郷土を愛する心と誇りを醸成し、歴史的・文化的資源をいかした魅力あふれるまちづくりにつなげる。

施策の基本方針

- 町特有の風土と長い歴史のなかで形づくられた文化財の保護と活用、金武町が歩んできた歴史と個性溢れる郷土文化を正しく認識することを通じて、町民の郷土を愛する心と地域の一体感を醸成し、歴史的・文化的な資源を地域発展にいかしながら、時代を経ても変わらぬ魅力ある地域文化を継承していく。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
文化財の保護・活用	町指定文化財の件数[件]	17	➡	18
	収蔵資料などの活用件数[件]	3	➡	3
地域文化の再認識と継承	関係図書刊行冊数(金武町の歴史・文化シリーズ)[冊]	9	➡	10
	歴史文化関連講座の実施回数[回]	4	➡	4
	民俗芸能祭の開催回数[回]	1	➡	1

※令和元年度実績

これまでの振り返りと課題

- 令和3(2021)年2月26日に當山記念館が町内初となる国登録有形文化財へ登録された。當山記念館は、海外移民の父當山久三の偉業を顕彰するため建設されており、今後は施設存続のため維持管理に努める必要がある。
- 地域文化の振興においては、「文化財の保護・活用」「地域文化の再認識と継承」を基本的な柱に位置づけ、諸施策に取り組んできた。
- 文化財は、その風土と歴史のなかで形成され今日まで継承されてきた、かけがえのない町民共有の貴重な財産であり、「郷土を愛する心や誇り(郷土意識)を育む、地域の歴史的・文化的な資源として、わたしたちは地域発展にいかしながら後世の世代に正しく継承する責務を持つ」という基本認識にたち、文化財の保護・活用方策に取り組んできた。
- 町指定文化財は、新たに旧億首橋及び旧金武村の忠魂碑が加わり、計17件となった。また、指定文化財の「屋嘉の芸能衣装」に含まれる紅型衣装を再現した衣装が令和元

(2019)年度に1点、令和2(2020)年度にも1点製作された。

- 町指定文化財のほか、町民からの提供などでこれまでに収集された2,000点余に及ぶ民具・文書などの各種資料がある。状態の劣化が懸念されるため、常時公開が困難な資料もあり、社会的・地域的ニーズに応じた保護活用を図るため、効果的な展示・公開の手法検討や町内文化財に関する総合的な調査研究の推進、施設環境の改善が必要である。
- 土地に埋もれた遺跡などは、認識されないまま掘削などで滅失する恐れもあり、事前に遺跡の範囲や時期、性格などの実態的把握に努めながら、保護必要性の啓発普及を実施するための保護体制を確立する必要がある。
- 町内各地において、先人達の努力により今日まで受け継がれた民俗芸能についても、続く世代に正しく継承し、時代を経ても変わらぬ地域の個性・魅力とするための保存継承支援が求められている。
- 文化財の保護・活用とともに、地域文化の振興に関する施策の中心に位置づけてきたのが地域文化の再認識とその継承であり、「沖縄海外移民発祥の地」「雄飛の里」としての誇りや、「進取の気性」といった金武町の世界風土を理解することは、新たな地域文化の創造及び地域発展の源となるものである。
- 町史編さん事業では、これまでに「移民編」「戦争編」を刊行、現在は「民俗編」の編集に取り組んでおり、町民のニーズに応じて細かな事象まで丁寧に拾い上げた調査研究を着実に進め成果をあげてきた。本事業は地域文化の再認識と継承のための重要な事業であり、今後も継続して取り組んでいくことが重要である。

(※1) 国登録有形文化財…保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録を行う。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
地域文化の振興	(1)文化財の保護・活用	社会教育課
	(2)資料館の建設	社会教育課
	(3)地域文化の再認識と継承	社会教育課

施策の推進

(1)文化財の保護・活用

- ①町指定文化財を後世に正しく継承するため、中長期的な修繕管理・防災計画の策定など、適切な保護・管理を図るために必要な調査研究を推進していく。あわせて新規指定などによる保護対象の拡大を図る。
- ②埋蔵文化財の分布・範囲などの実態的把握に努めるとともに、開発行為に際しての事前の照会手続や確認調査の着実な実施など、保護策の啓発普及を含む保護体制の確立を目指す。
- ③地域のニーズに配慮しながら、町内文化財や町の歴史・文化に関する調査研究を継続し、保護必要性の啓発普及を図るとともに、より適切な保存管理と効果的な公開・活用方策の検討に取り組む。

(2)資料館の建設

- ①文化財の保護・活用策の推進、調査研究、公開・活用及び情報発信のための拠点施設が必要であることから、資料館建設整備にむけて取り組んでいく。

(3)地域文化の再認識と継承

- ①町の歴史・文化に関する調査研究の推進や成果の公開などの情報発信に努め、町民の地域文化の再認識と継承を推進していく。また、町内各地で継承されてきた民俗芸能をはじめ、優れた芸術文化に町民が触れる機会の充実に努め、地域文化振興と地域発展への寄与を目指す。
- ②町史編さん事業は、既に刊行した「移民編」「戦争編」に続くものとして、現在、「民俗編」の刊行にむけた調査研究を進めており、今後は「芸能編」「言語編」「文献資料編」「通史編」等の編さん事業にも取り組んでいく。





當山記念館

施策
8

国際交流の推進



目的 移民発祥の地として、国際感覚豊かな時代を担う青少年を育成するとともに、金武町と世界各地の移住国との絆を深めることを目的とする。

施策の基本方針

- 移民発祥の地として制定した「金武町移民の日を定める条例」に基づき、町出身海外移住者らとの絆を深めるため、各種記念事業などの充実を図るとともに、「海外移住者子弟等研修生受入事業」や「青年海外派遣事業」を継続して実施する。
- 町出身の中学2・3年生、高校生を対象に夏休み期間中にハワイへの短期留学派遣事業を実施し、ハワイの文化や移民の学習、現地講師による英語の授業、社会見学、体験活動、町人会の家庭でのホームステイを通して、幅広い視野と国際感覚を養い、国際性豊かな人材の育成並びにハワイと金武町とのネットワークの構築を図るため、「ハワイ短期留学派遣事業」を今後も継続する。

成果指標

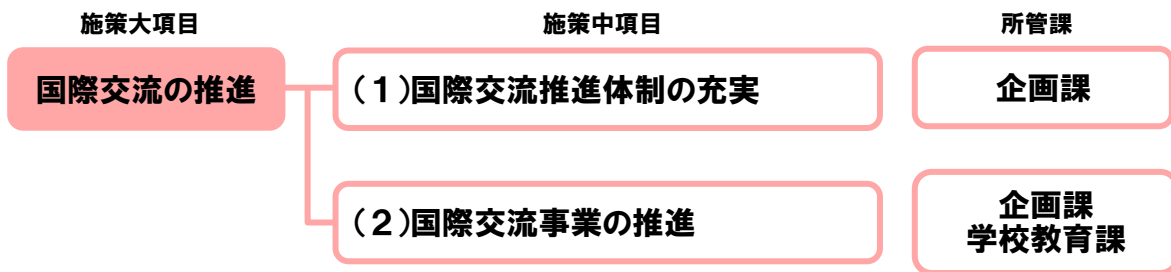
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
国際交流事業の推進	ハワイ短期留学派遣事業の派遣人数[人]	6	➡	6
	海外移住者子弟等研修生受入人数(累計)[人]	86	➡	101
	青年海外派遣研修生派遣人数(累計)[人]	20	➡	30

これまでの振り返りと課題

- 金武町は明治時代から移民発祥の地として知られ、世界各地に数多くの町出身者が移住し、現地で活躍している。こうした特徴をいかし、学校教育においては、外国人英語指導助手などを配置するなど英語教育にも力を入れている。また、中高生を対象としたハワイ短期留学派遣事業を図っている。
- 「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」を実施し、各移住地と金武町において意欲的に活動できる青年の育成を図るとともに、各国町人会との交流も行っている。
- 平成27(2015)年度には12月5日を「金武町移民の日」として制定し、移民に関するイベントや展示会等を開催してきた。
- 移住国とのさらなる国際交流と相互の関係の維持・構築にむけて、事業内容の検討が必要であり、沖縄県が5年に1回開催している「世界のウチナーンチュ大会」と足並みを揃えて、町独自の「世界のシマヌチュ大会」を開催している。

- 令和2(2020)年2月10日には、協同関係の発展とさらなる相互交流を図るため、米国ハワイ州ホノルル市と友好都市協定を締結した。

施策の体系



施策の推進

(1)国際交流推進体制の充実

- ①世界各地の移住国との絆を深めるため、国際交流関連の記念事業や派遣事業等を展開し、国際感覚・意識の高揚を促進するとともに、国際交流受け入れ体制の整備を拡充する。

(2)国際交流事業の推進

- ①「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」などを引き続き実施し、移住地との双方向の人材交流を図るとともに、「金武町移民の日」に関連する各種イベントの充実に努める。また、ハワイ短期留学派遣事業を引き続き充実していく。
- ②移住国との交流事業として、沖縄県が5年に1回開催している「世界のウチナーンチュ大会」と足並みを揃えて、町独自の「世界のシマヌチュ大会」を開催する。



金武町移民の日記念事業

基本目標3

自然と調和した 住みよいまちづくり

—生活環境・基盤の整備—

- 施策1 生活環境の整備
- 施策2 道路の整備
- 施策3 上水道の整備
- 施策4 下水道の整備
- 施策5 海岸周辺の整備
- 施策6 河川の整備
- 施策7 公園緑地の整備
- 施策8 情報・通信の推進

施策
1

生活環境の整備



目的 生活環境の向上と地域定住化を図る。

施策の基本方針

- 定住促進のための町営住宅の建て替え等を推進する。
- 空き家問題に対し、空き地や空き家を調査し、生活環境の向上と若年層の地域定住化を図る。
- 害獣、害虫対策を強化し、環境衛生の向上を図る。
- 環境美化事業を展開し、町道などの維持管理に努める。
- 住宅地の整備を促進するとともに、住居表示制度の導入を検討する。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
町営住宅の施設更新	町営住宅の建て替え事業等の実施棟数[棟]	0		6

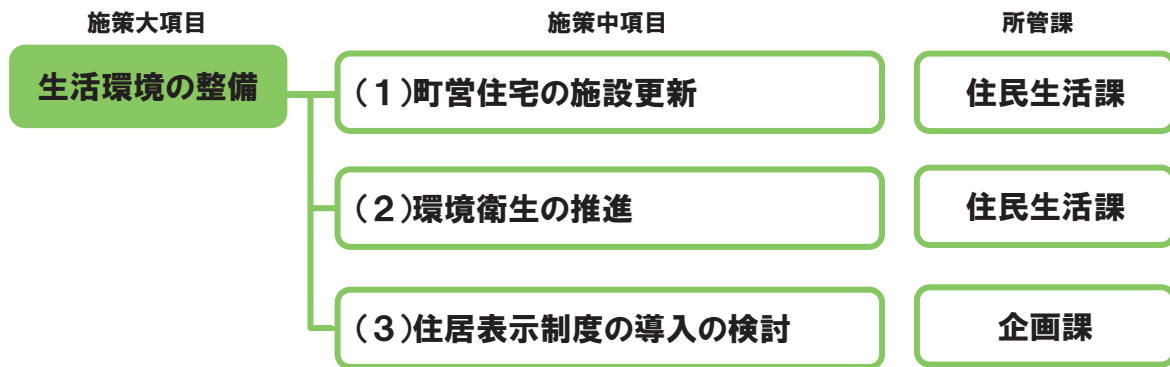
これまでの振り返りと課題

- 町営住宅は令和2(2020)年度現在、中川団地・中川第2団地・中川第3団地・中川第4団地・並里団地・浜田団地・屋嘉団地・屋嘉第2団地の合計8団地(185戸)がある。今後は、公共施設の長寿命化計画(※1)を更新し、昭和61(1986)年以前に建設された町営住宅の建て替え等を推進する必要がある。
- 若者の定住を促進し、人口増加を図るため、空き地・空き家の実態調査を進める必要がある。
- 害獣(野犬、ハブ、ねずみ族など)、害虫(毛虫、ハエ、蚊など)対策を行い、住環境の衛生維持に努めてきた。今後も取り組みを継続する。特に野犬につながるペットの放置防止、野良猫への不適切なエサやり禁止など、モラル向上にむけた周知広報や、ハブ、ネズミ、ハエ、蚊などの発生源防止にむけた家屋内外の清掃管理の注意指導を行うことが重要である。
- 町では市街地の一部に10,000番地を越える地番があるほか、順序よく並んでいない地域があり、市街地の基盤整備や道路整備などとあわせて住居表示制度(※2)の導入を検討する必要がある。

(※1) 公共施設の長寿命化計画…計画的な保全を実施することで維持管理のさらなる効率化や更新費用を低減し、施設の「長寿命化」を図ることにより将来世代に過度な負担を強いることのない持続可能な住民サービスの提供を続けるための取り組みをまとめた計画。

(※2) 住居表示制度…昭和 37 (1962) 年に施行された住居表示に関する法律に基づき、町をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすくしたりすることを目的にした制度のこと。

施策の体系



施策の推進

(1)町営住宅の施設更新

- ①施設の長寿命化計画を更新し、老朽化施設の建て替え等を行う。

(2)環境衛生の推進

- ①空き地・空き家の実態調査を進める。
- ②野犬・ハブなどの捕獲活動の強化を図る。
- ③ペットについて、飼い主のモラル向上の啓発活動を図る。
- ④ハエ、蚊などの発生を防ぐ為、家屋内外の清掃管理の注意喚起を図る。また、ごみの散乱により周辺住民への影響が懸念されるいわゆる「ごみ屋敷」への対応方策について検討する。
- ⑤町道・農道・霊園など周辺の環境美化を推進する。

(3)住居表示制度の導入の検討

- ①地番が10,000番地を超えるものや、順序よく並んでいない状況を解消するため、住居表示制度の導入を検討する。

施策
2

道路の整備



目的 安全な道路環境の整備を行う。

施策の基本方針

- 幹線道路及び集落間のネットワーク化にむけた道路整備について検討する。
- 観光拠点化による交通量の増加を見越して、歩行者や交通弱者、運転者の安全確保を図るための改良道路整備について検討する。
- 町道の舗装・改良などについてはほぼ完了しているものの、一部に行き止まり道路、狭隘道路が残されている。今後はその改良とともに舗装維持管理に努め、住宅地の整備を促進するための道路整備に努める。
- 町道における道路橋については、ほとんどが建設されて約40年以上が経っており、老朽化が進んでいることから、予防保全、老朽化対策の強化に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
町道の整備	町道の改良率[%]	93.6		94.5

これまでの振り返りと課題

- 道路の整備状況については令和2(2020)年現在、国道、県道(主要地方道)については舗装率が100%で、町道についても99%の舗装率となっている。未舗装の町道については、今後、整備を実施していく必要がある。
- 町道については、行き止まり道路や狭隘道路の解消、雨水排水の適切な処理を図ることが求められている。
- 集落周辺部などでは、住宅地整備のための道路を整備促進することが課題である。
- 新規道路の整備については、観光拠点化に伴う交流人口の増加により、町道中川36号線及び町道金武251号線の整備を実施しており、令和4(2022)年度の供用開始を目標に整備が進められている。
- 安全で明るく健康的なまちづくりを推進するためには、引き続き道路の適正な維持管理に努める必要がある。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
道路の整備	(1)道路ネットワークの形成	建設課
	(2)町道の整備	建設課
	(3)道路環境の改善	建設課
	(4)橋梁の保全	建設課

施策の推進

(1)道路ネットワークの形成

- ①国道、県道(主要地方道)へアクセスするための町道の改良を推進する。

(2)町道の整備

- ①町道については、行き止まり道路や狭隘道路の解消、集落内雨水排水路の整備を図るとともに、住宅地整備を促進するための道路整備に努める。

(3)道路環境の改善

- ①町道を利用する全ての人々が安全に通行できるよう、歩道環境の改善を行うほか、街灯などの道路施設に不具合が生じた場合は改善し、その維持については地域住民の参画を促す。

(4)橋梁の保全

- ①町道における道路橋については、法定点検を実施し、判定結果に基づいて改修や架け替え等を行い橋梁の保全を図る。

施策
3

上水道の整備



目的 安全・安心な水の安定供給を目指す。

施策の基本方針

- 安定的な水道水の供給を行う施設の整備充実に努める。
- 水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、料金の適正化について検討する。

成果指標

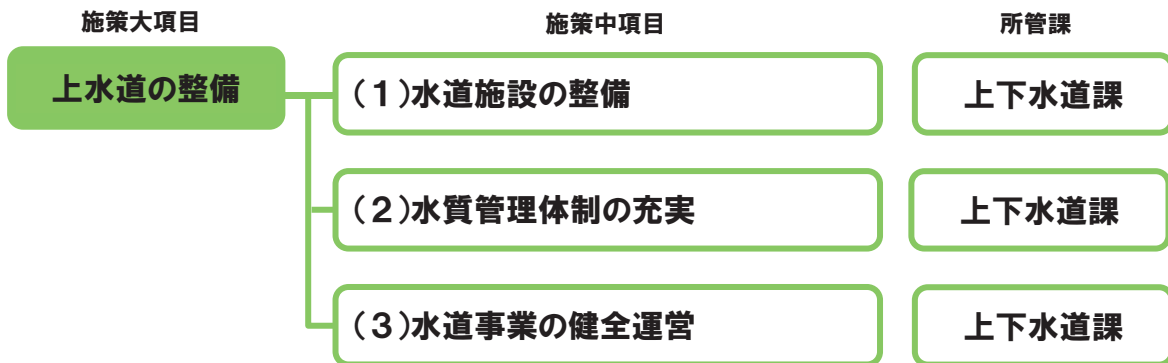
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
水道施設の整備	有収率[%]	88		93

これまでの振り返りと課題

- 町の水道事業は普及率100%を達成しており安定供給は維持されている状況となっている。今後は、給水人口の増加やギンバル訓練場跡地の利用による水道使用量の増加が見込まれることから、さらに水道水の安定供給に努める必要がある。また、今後も重点的に漏水調査や老朽化した水道管の敷設替えを実施し、有収率(※1)の向上に努めることが求められている。
- 管理体制としては、各水道施設への監視カメラや水質、水量を確認できる集中監視システムを整備したことにより、水道水の安定供給が図られる。今後は自然災害等における危機管理対策として、リスクの把握・評価を計画的に実施し、緊急時に備える必要がある。
- 水質については硬度の高い地下水と沖縄県企業局受水との混合により水道水の硬度低減化が図られており、適正な水質が保持されている。今後はさらに硬度低減化の取り組みを推進するために、沖縄県企業局の受水量について調整を行う必要がある。
- 経営面では水道料金の改定(営業用・官公署用)、消費税転嫁により水道事業会計の安定経営が図られている。今後は水道施設の改築や老朽水道管の敷設替えなどに係る施設整備費の確保、企業局受水量の増加も見込まれることから、適正な料金体系を構築するための中長期的な財政計画に努めることが必要である。
- 水道事業の給水区域は、金武地区、並里地区、中川地区、屋嘉地区となっており、令和元(2019)年度の給水人口は10,419人、1人1日平均給水量は280ℓである。伊芸地区については、独自で簡易水道事業を管理運営しており、令和元(2019)年度の給水人口は1,015人、1人1日平均給水量は326ℓである。今後の伊芸地区簡易水道事業の管理運営については、地域の理解に基づき安定的な水道水の供給について話し合いを重ねていく必要がある。

(※1) 有収率…年間配水量と年間給水量との比率であり、漏水対策の推進が求められる。

施策の体系



施策の推進

(1)水道施設の整備

- ①給水人口の増加等による給水量の増加や硬度低減化を図るため、沖縄県企業局の受水増を要請し、配水池の整備や主要施設の経年劣化による改修、老朽管の敷設替えを定期的に行い、安定供給と災害に強い施設の整備を推進する。

(2)水質管理体制の充実

- ①集中監視システムによる水源水質の管理強化を図るとともに、緊急時の対応として、「危機管理マニュアル」の見直しを行う。

(3)水道事業の健全運営

- ①水道ビジョンや金武町水道事業経営戦略に基づき、水道施設の整備等を計画的に実行するとともに、持続可能な水道事業の健全運営に資する。

施策
4

下水道の整備



目的

集落内の排水溝から発生する悪臭の抑制など快適な生活環境の向上、河川や海の自然環境保全、また発生する処理水、汚泥の再利用など、循環型社会の形成を図る。

施策の基本方針

- 生活環境の基盤整備と環境衛生の向上を図るため、下水道への接続促進に努め、その維持管理の充実を図る。
- 農業集落排水処理施設の運用にあたっては、処理後の汚泥から製造される堆肥の活用について、農家や関係機関などとの連携を図る。
- 下水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、施設運営の適正化について検討し、持続可能な下水道事業の健全運営を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
下水道施設の整備	農業集落排水事業への接続人口[人]	5,229	➡	6,954
	農業集落排水事業への接続率[%]	47.0	➡	62.5

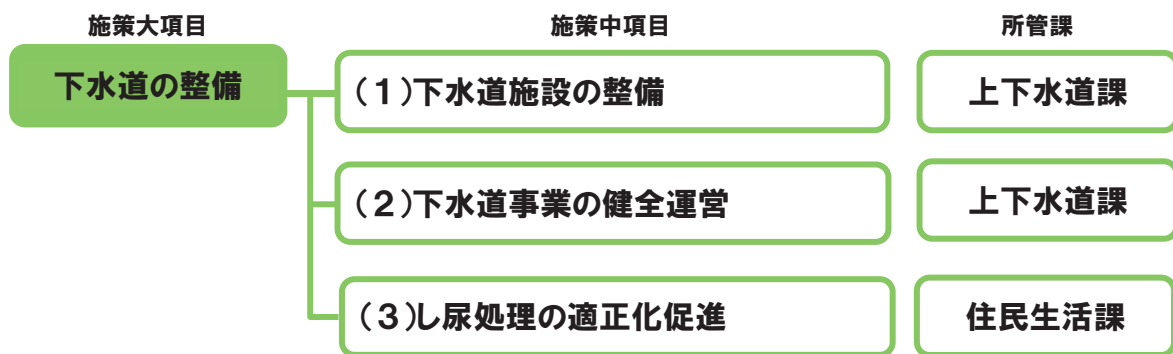
これまでの振り返りと課題

- 農業集落排水事業(※1)について、町では平成11(1999)年度から取り組みを行っている。
- 伊芸地区については、平成11(1999)年度導入後20年あまりが経過しており、人口増加や施設の老朽化により、平成30(2018)年度から改修工事を実施、令和2(2020)年度完了となっている。令和3(2021)年度には災害時の対応として非常用発電機を整備する予定である。
- 屋嘉地区については、平成24(2012)年度導入後9年が経過しているが、施設の健全化は図られている。しかし、住宅浄化槽からの下水道接続率が低い状況が課題となっていることから、今後さらに屋嘉地区の接続推進を図ることが重要である。
- 並里・金武地区については、平成20(2008)年度から工事を実施しており、平成30(2018)年度にはほぼ全地域の工事が完了し供用開始がなされている。一部地域については、令和2(2020)年度に工事完了となり、下水道接続開始が令和3(2021)年度からとなる。供用開始以降、一部地域については、住宅浄化槽からの下水道接続率が低い状況が課題となっていることから、今後さらに同地区の接続推進を図る必要がある。
- 中川地区については、地域の意向を踏まえ、同事業の導入について検討していく必要がある。

- 農業集落排水事業で整備した下水道施設は概ね整備されているが、地理的、地形的要件により浄化槽の下水道接続が困難な地域、箇所については、引き続き合併浄化槽による排水処理が必要となる。
- 資源循環施設については、平成30(2018)年度に完成し、令和元(2019)年度から供用開始となっている。同施設で汚泥等から製造される堆肥を農家や関係機関などで活用を図ることが今後の課題である。
- 将来にわたり安定的な事業運営が行えるよう施設の資産を含む経営状況を把握するための金武町下水道事業経営戦略に基づき、今後の下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進することが求められている。
- 町内の一部の住宅や事業所から排出されたし尿汚泥については、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っている。老朽化により当該施設が令和6(2024)年度をもって閉鎖となることから今後の受け入れ先を確保するため、中部衛生施設組合への加入にむけて取り組んでいる。

(※1) 農業集落排水事業…農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的とした事業。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質をいかした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献することも目指す。

施策の体系



施策の推進

(1)下水道施設の整備

- ①令和2(2020)年度までに農業集落排水事業の整備が図られた地域については、新規住宅の下水道接続工事に係る施設整備を適宜実施し、経年劣化が想定される施設の長寿命化を図るとともに適切な維持管理の充実に努める。

(2)下水道事業の健全運営

- ①計画的な経営基盤や資産等の正確な把握のため、固定資産台帳や条例、規則等の整備を行い、下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進し、持続可能な下水道事業の健全運営に資する。
- ②汚泥から製造される堆肥の活用促進については、農家等による堆肥需要が促進されるよう、関係機関と連携を図る。

(3)し尿処理の適正化促進

- ①うるま市にある石川終末処理場の閉鎖後も町内から排出されるし尿汚泥を適正に処理するため、中部衛生施設組合への加入にむけて取り組む。

施策
5

海岸周辺の整備



目的 観光振興を踏まえた海岸周辺整備事業などの整備、充実を推進する。

施策の基本方針

- 沖縄県の実施する金武湾港海岸(ギンバル地区)海岸環境整備事業と町の実施するギンバル海岸周辺環境整備事業などの円滑な工事の実施を図る。
- 町の豊かな海岸線と金武湾海域の特性をいかした海洋性レクリエーションの拠点となる海浜公園の活用などについて検討していく。

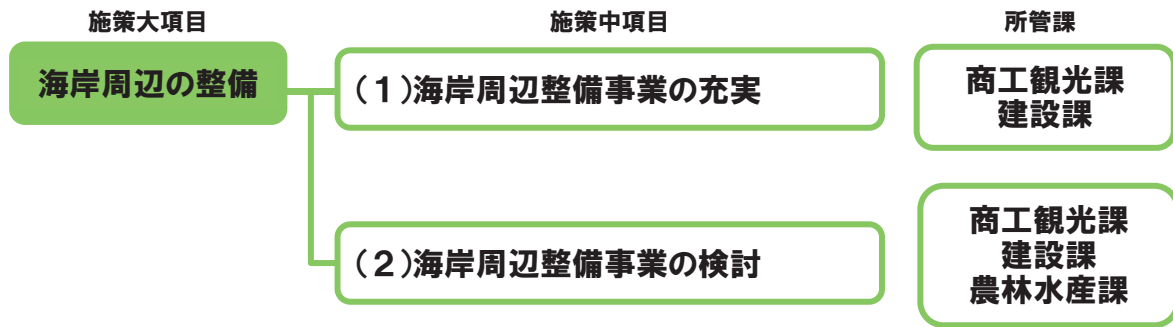
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
海岸周辺整備事業の 充実	ギンバル海岸周辺の整備 事業面積(海浜公園)[㎡]	0		8,261

これまでの振り返りと課題

- 町の海岸線は全域が金武湾に面し、国の重要港湾であり港湾区域に指定されている。こうしたなか、西は屋嘉の海岸から伊芸、金武、並里、ブルービーチ訓練場及びギンバル訓練場跡地の海岸へと町の海岸線には良好な海浜が連続的につながっている。
- 金武湾港の港湾施設である屋嘉船揚場や伊芸地区、金武地区(浜田船揚場、沖縄電力火力発電所、レッドビーチ訓練場)及び並里地区(福花船揚場)が立地している。
- 沖縄県が実施した海岸整備事業の伊芸海岸については、人工海浜とあわせて背後地に海浜公園などが整備されているものの、屋嘉海岸の背後地については未整備である。
- 伊芸海浜公園などはマリンスポーツで活用されており、今後のギンバル地区での海浜公園の整備を含め、海洋レジャーやエコツーリズムなどの開発ポテンシャル(潜在能力)は高いと考えられる。
- 冬季季節風の時期は、本島西海岸でほとんどのマリンレジャーができなくなることから、北側を山で遮蔽されている金武湾ではそのポテンシャルが高いと期待される。
- 今後は、屋嘉海岸の背後地の整備、飛砂被害対策事業を引き続き推進するとともに、将来的にはギンバル地区の海浜公園の利便性向上のため、駐車場などの整備についても検討する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)海岸周辺整備事業の充実

- ①沖縄県が実施するギンバル訓練場跡地の海岸整備とあわせて、背後地を海浜公園として整備する。

(2)海岸周辺整備事業の検討

- ①ギンバル地区の海浜公園整備後の観光拠点としての推進強化及び海洋レジャー(※1)の振興について検討する。
- ②沖縄県が計画している湾港関係事業の浚渫工事などの事業を連携して促進する。

(※1) 海洋レジャー…風を受けて海上を進むヨット、波乗りを楽しむサーフィンやボディボード、海中散歩を楽しむスキューバダイビング、シュノーケリングなどがある。

施策
6

河川の整備



目的 河川基盤の整備充実と水質保全対策の推進を行う。

施策の基本方針

- 町域を流れる河川については、自然環境の保全を図る観点から、生活雑排水、赤土流出などの防止対策、河口浚渫の実施などにより水質保全対策を推進する。
- 億首川については、金武ダム建設によって治水安全度が向上し、周辺にはネイチャーみらい館を中心に干潟・野鳥観察施設などが整備されていることから、さまざまな体験・活動の場として活用する。

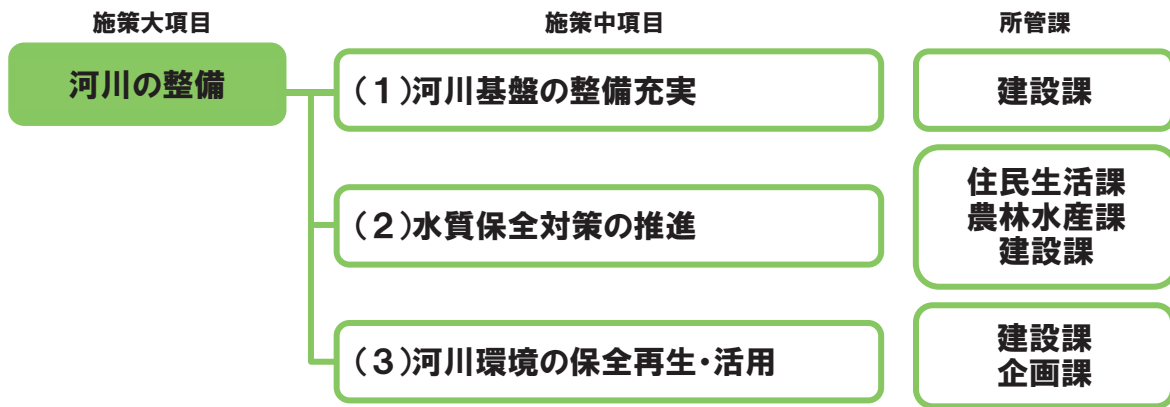
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
河川基盤の整備充実	河口閉塞の浚渫工事実施件数[件/年]	1	➡	3

これまでの振り返りと課題

- 町には県管理の二級河川である億首川をはじめ、町管理の名古川、石川川、加武川、美徳川、山田川、渡久比那川及び前田川の8河川がある。これらの河川はティーツ岳、ブートウ岳、ジャフム岳などの国頭山系を水源として金武湾へと流れている。
- 億首川の上流では、金武ダムが整備され、億首川にはマングローブが自生し、干潟の小動物や野鳥の生息地となっていることから、県内外からエコツーリズムや自然環境学習の一環として修学旅行団や観光客が訪れる県内でも有数の自然観察地となっている。
- 町内の河川においては、これまで河口閉塞による水質汚濁や住宅地からの排水、米軍施設などからの赤土流出の問題が発生した例があることから、浚渫工事や護岸整備などによる河川整備と、開発行為における事前協議や米軍への赤土流出防止の申し入れなどの対策に努めている。
- 依然として河川においては、水質汚濁の問題が残されているため、今後ともこうした問題の解決や河川環境の整備に引き続き努めていく必要がある。また、喜瀬武原地域の億首川では豪雨時などにおける河川氾濫により、周辺道路などの冠水被害が発生しており、その対策として二級河川管理者である沖縄県において河川改修事業を実施している。
- 億首川のマングローブ林は、生態系の保全、農業への塩害被害の低減、防風・防潮効果、波浪減衰効果、観光資源としての活用など、多様な機能を有する重要なグリーンインフラである。しかし、近年は土砂の堆積、硬化、浸食等の影響による衰退がみられ、改善対策として水路工事等が必要であることから、二級河川管理者である沖縄県等の関係機関との協議が必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)河川基盤の整備充実

- ①河川の基盤整備の一環として河口閉塞浚渫などの事業を推進し、河川基盤の充実を図る。

(2)水質保全対策の推進

- ①町内全ての河川について赤土流出防止対策を推進し、生活排水の流出対策の強化を図るとともに、水質基準の遵守を促進する。

(3)河川環境の保全再生・活用

- ①河川環境整備の一環として河川周辺の緑化推進及び親水機能の向上を図り、多自然型川づくりを図る。特に、各種体験型施設が整備された億首川については、グリーンインフラとしてのマングローブ林の再生・活用促進にむけた「億首川マングローブ保全再生・活用計画(仮称)」を策定し、農業と関連させながらマングローブ林等の保全再生・活用を促進する。
- ②億首川のマングローブ林保全再生のため、土砂の堆積、硬化、浸食等の諸問題を解決できるよう、二級河川管理者である沖縄県等の関係機関と協議を行い、保全再生を図る。

施策
7

公園緑地の整備



目的 公園・緑地の整備充実を図り、観光振興及び住みよいまちづくりを推進する。

施策の基本方針

- 町内の公園における公衆トイレ、遊具など付帯施設の改善・改修に努め、今後、観光振興も含めた公園の機能強化を関係機関と調整しながら検討する。
- 公共施設や集落などの緑化を推進する。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
公園施設の整備充実	既設公園の改修等整備箇所数(累計)[箇所]	20		21

これまでの振り返りと課題

- 公園・緑地は町民が健康で快適な生活を営む上で、極めて重要な意味をもつものであり、特に、公共の空間として町民の憩いの場、健康の保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの場かつ災害時における避難場所としても機能するものである。
- 今後は、屋嘉区の海岸整備事業の背後地における遊歩道などの整備を推進しながら、町内の公園においてもその機能を発揮できるよう地域住民の協同のもと、新しい遊具の設置や維持管理に努める必要がある。
- 管理不全公園の今後の維持管理について、公園設置条例からの廃止や統廃合も視野に入れ、各区・関係機関と今後の利活用等について検討していく必要がある。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
公園緑地の整備	(1)公園施設の整備充実	建設課
	(2)維持管理体制の確立	建設課
	(3)緑化の推進	農林水産課

施策の推進

(1)公園施設の整備充実

- ①海浜背後地の公園整備などを推進するとともに、既存の公園においても新たな遊具の設置や老朽化の進んでいる遊具・付帯施設などの再整備を推進する。

(2)維持管理体制の確立

- ①公園の維持管理を円滑に推進するため、指定管理者制度による管理体制の確立を図り、地域住民の協力体制を確立していく。

(3)緑化の推進

- ①町内緑化の一環として集落及び公共施設などの緑化を推進する。

施策
8

情報・通信の推進



目的 情報の配信及び収集のためのインフラ整備を図る。

施策の基本方針

- 防災情報戸別受信システムの導入を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。
- 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(※1)に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。
- スマートフォンなどのモバイル通信端末の普及に対応するため、公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を検討する。

(※1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画…デジタル・トランスフォーメーション (DX) とは、ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。国では、令和2(2020)年12月に、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を「自治体DX推進計画」としてとりまとめた。

成果指標

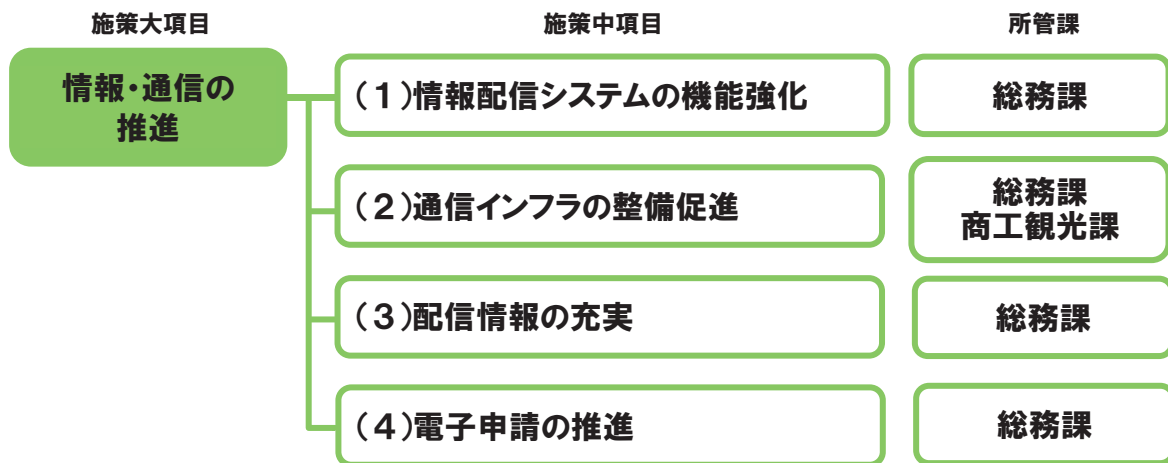
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
通信インフラの整備促進	公衆無線 LAN(Wi-Fi)の整備箇所数[箇所]	4	➡	5
配信情報の充実	SNSによる情報配信の量(令和2年度を100%とする)[%]	100	➡	100
	町公式ホームページのアクセス件数[件]	127,347 ※令和元年度実績	➡	➡
電子申請の推進	インターネット経由で行える申請等の件数[件]	0	➡	➡

これまでの振り返りと課題

- 有線放送については、昭和51(1976)年に町内各世帯に設置され、行政からの定時放送、ページング放送及び町内専用電話として広く活用されてきた。近年、インターネット環境や携帯電話、スマートフォンなどの普及により加入率は減少傾向にある。
- 町公式ホームページやSNSの活用などインターネットを介した情報配信を導入し屋外においても情報収集ができるよう、屋外スピーカーなど防災情報システムを整備している。
- 平成16(2004)年度には北部広域ネットワークが整備され、高速大容量の通信基盤(光ファイバー)が整備され、役場本庁舎の通信機能が向上した。さらに、町内の各世帯において民間企業の光回線によるインターネット提供サービスが開始されている。

- 今後はスマートフォンなどのモバイル通信端末が急激に普及している状況において、公共施設などの公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備について検討が必要である。
- 有線放送電話の機器は、製造から長期間経過し各種機器の製造中止等により事業継続ができない状況となっている。そのため、当該事業に替わる情報伝達手段として、防災情報システム戸別受信機の導入を図る必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)情報配信システムの機能強化

- ①有線放送電話システムに替わる防災情報システム戸別受信機の導入を図る。

(2)通信インフラの整備促進

- ①観光客への対応として無線LAN(Wi-Fi)などの整備を促進する。

(3)配信情報の充実

- ①町公式ホームページやSNSなどを効率的に活用し、さらなる情報配信の充実を図る。

(4)電子申請の推進

- ①現在紙で行っている申請等を見直し、町公式ホームページ等から電子申請のみで完結する仕組みを作り、行政のデジタル化を推進する。



きんタームランド

基本目標4

安心して暮らせるまちづくり

—環境衛生・防災対策の推進—

施策1 廃棄物処理対策

施策2 消防・救急体制

施策3 防災・減災対策及び危機管理

施策4 防犯・交通安全対策

施策
1

廃棄物処理対策



目的 ごみの減量化・資源化を推進する。

施策の基本方針

- ごみ焼却施設が完成し、今後は最終処分場の整備を積極的に推進する。
- 分別収集の推進強化と啓発によるごみの減量化・資源化を推進する。
- 町民の理解と意識の高揚を図り、環境保全に配慮した廃棄物処理対策に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
ごみの減量化・資源化	町民一人当たり1日のごみ 排出量[g]	870 ※令和元年度実績	↓	827
	リサイクル率[%]	10.1 ※令和元年度実績	↑	10.4

これまでの振り返りと課題

- 町のごみ処理業務は、分別された後のごみを町所有のごみ収集車2台で町内を巡回し、もやせないごみは週1回、もやせるごみは週2回、資源ごみ(ペットボトル・古紙類)は月2回収集している。
- もやせるごみ及びもやせないごみは金武地区清掃センター(焼却能力32t)で処理し、粗大ごみについては基本的には各家庭において金武町ごみ処理場へ搬入処理するものの、搬入できない家庭については町委託業者が連絡を受けて収集処理をしている。
- 平成23(2011)年10月に指定ごみ袋制を導入し、現在ごみの排出量は大幅な減少傾向にある。
- 今後ともさらなる資源ごみの分別化を推進し、もやせるごみを減量化していくことが必要である。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
廃棄物処理対策	(1)ごみ処理体制の確立	住民生活課
	(2)ごみの減量化・資源化	住民生活課
	(3)環境美化意識の高揚促進	住民生活課

施策の推進

(1)ごみ処理体制の確立

- ①新焼却施設が完成し、今後は最終処分場の整備を推進するとともに、ごみの処理体制の確立を図る。

(2)ごみの減量化・資源化

- ①循環型社会づくりに対する町民や企業の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推奨し、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみなどの3種分別を強化する。

(3)環境美化意識の高揚促進

- ①不法投棄防止環境パトロールの強化を図り、関係機関との連携を強化しながら不法投棄防止の呼びかけを強化する。
- ②町民を対象に環境保全に対する意識啓発に努める。

施策
2

消防・救急体制



目的 町民の安全・安心を守るため、火災予防の強化・救急体制の充実を図る。

施策の基本方針

- 火災予防については、火災予防対策の充実強化と町民の日常生活における防火意識の普及を図り、消防活動の妨げとなる恐れのある道路の整備などの環境づくりに努める。
- 常備消防については、消防車両、機材、消防装備の整備拡充と消防水利の適正配置を促進し、情報通信機器の充実を図るとともに消防団との連携強化に努める。
- 救急・救助活動については、迅速な搬送と救命率の向上を図るため、救急救命士による高度な「プレホスピタルケア(※1)体制」の確立に努めるとともに、町民に対する応急手当知識の普及に努める。また、救急車適正利用についての周知・啓発を促進する。

(※1) プレホスピタルケア…病院前救護。急病人などを病院に運び込む前に救急車内で行う応急手当のこと。

成果指標

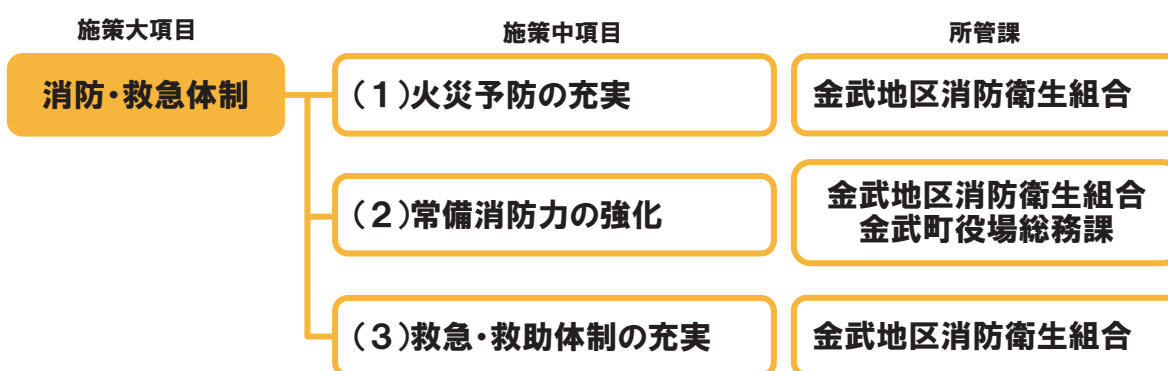
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年)	目標値 の方向	目標値 (令和7年)
火災予防の充実	住宅火災警報器設置率 [%]	58	➡	82
常備消防力の強化	消防水利の整備数(防火水槽を各字に整備)[区]	2	➡	5
救急・救助体制の充実	救急搬送患者に占める軽症者の割合 [%]	60	➡	49

これまでの振り返りと課題

- 町の消防・救急行政は、金武町、宜野座村並びに恩納村の3町村による広域圏一部事務組合である「金武地区消防衛生組合」が担っている。
- 現在、金武地区消防衛生組合は、管理者の下に消防本部と消防団から構成され、消防本部は平成19(2007)年度に新設された衛生課を含め、消防長以下60人の職員、消防団は消防団長以下60人の団員により構成されている。
- 町における令和元(2019)年の火災発生状況は3件である。平成27(2015)年からの火災発生状況は、林野火災21件、車両火災11件、建物火災10件、その他10件となり、過去5年間の推移でこの種の火災が多くなっている。
- 出火原因として、建物火災では「ガスコンロの消し忘れ」が多い。また、林野火災及び田畑などの火災では「火入れからの延焼」が9割以上を占めている。
- 今後は町民の日常生活における防災意識の啓発を図り、火災防止対策については、地域において火入れによる延焼防止などの予防施策の推進に努める必要がある。

- 町における令和元(2019)年救急出動件数は981件で、平成21(2009)年以降の推移で見ると、出動件数は年々増加している。また、その内訳をみると「急病」が最も多く663件(67.5%)、次いで「一般負傷」155件(15.8%)、「転院要請」66件(6.7%)の順となっており、高齢化の進展状況が伺われる。
- 救急活動においては、急病者及び負傷者に対する適切な救急処置と迅速な搬送が強く求められている。そのため、搬送時において高度な救命行為を実施できる救急救命士の配置が義務付けられており、金武消防署には6人が配置され、救急業務に対応している。
- 救急業務では、現場に居合わせた者による第1次の救命処置と、救急隊による第2次救命及び病院における第3次救命を迅速に実施するプレホスピタルケア体制の確立が課題となっている。

施策の体系



施策の推進

(1)火災予防の充実

- ①火災予防対策の充実強化を図るとともに、住宅火災警報機の設置などを促進し、町民の防火意識の普及を図る。
- ②消火訓練の定期的実施を充実させ、消火活動の妨げとなる恐れのある道路の整備を促進する。

(2)常備消防力の強化

- ①人員の確保、消防車両・機材・消防装備の整備拡充を図り、消防水利(消火栓含む)の適正配置を促進する。
- ②情報通信機器の充実を図るとともに、消防団との連携を強化する。
- ③農地での火災発生時の対応については、沖縄県消防指令センターにおいて、119番通報をした際に固定電話は契約者情報から、携帯電話は人工衛星(GPS衛星)を利用し音声通話と併せて通報者の発信位置情報を確認することができる。農地では消火栓の整備数が少なく、大きな延焼につながる事が多いことから、各字に消防水利(防火水槽)の整備推進を図る。

(3)救急・救助体制の充実

- ①救急救命士の養成・確保を図り、プレホスピタルケアの技能向上を促進する。
- ②応急手当知識の普及促進を図り、救急機材・資材の整備拡充を促進する。
- ③高齢化の進行や感染症などの緊急事態に備えて救急体制の強化及び資機材の充実を図るとともに、救急車の適正利用についての周知・啓発を行う。

施策
3

防災・減災対策及び危機管理



目的 町民の防災意識・危機管理意識を醸成し、「自助」「共助」「公助」を実現する。

※令和2（2020）年現在の社会情勢を鑑みて、感染症や武力攻撃等の新たな危機事象にも対応が求められることから、〔後期基本計画〕から新たに「危機管理」として追記している。それに伴い、施策の目的や取り組み内容について〔前期基本計画〕から変更が生じている。

施策の基本方針

- 地震・津波や台風等の自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症に象徴される未知の感染症、国民保護法が想定する武力攻撃事態やテロ行為など、危機事象が多様化している。従来までの自然災害を想定した防災・減災対策を更新して「災害に強いまちづくり」を推進していくとともに、感染症や武力攻撃等の新たな危機事象も視野に入れた総合的な危機管理体制の確立にむけて取り組んでいく。
- 危機事象発生時に、住民や自主防災組織が「自助」「共助」意識にもとづき自主的な避難行動等を行えるよう、参加型避難訓練の内容充実や防災用資機材・必要物資の確保、日常生活における「新しい生活様式」の実践による感染症対策など、町民の防災意識・危機管理意識の醸成のための啓発普及活動に取り組む。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
防災意識・危機意識の醸成	防災訓練の種類数[種類]	2	➡	4
防災・減災対策の整備・充実	防災情報戸別受信機の普及率[%]	0	➡	80
	災害支援車両(災害用電気自動車)の整備台数[台]	2	➡	4
危機管理体制の確立	公共施設の耐震化率[%]	91	➡	100

これまでの振り返りと課題

- 「金武町防災マップ」の作成及び広報活動、防災訓練の実施等により町内における避難場所や危険区域の周知については一定程度図られたと考える。今後はさらなる周知に努めるとともに、要配慮者利用施設から避難場所への移動方法・ルートを検討等、きめ細かい対応を検討し、防災マップの更新に反映させていく必要がある。

- 防災訓練については例年、本町人口の約25%である3,000人程度が参加し、最寄りの指定避難場所を確認する等、町民の防災意識を醸成する機会となっている。今後も参加人数を維持しつつ、訓練内容を充実させることで、町民の意識の高揚に努める。
- 防災基盤の整備については、屋外スピーカー、有線放送電話、SNS(Facebook、LINE)等の各種情報連絡手段を適宜運用することで、町民が必要な情報にアクセスできるような情報発信に係る環境の構築に努めてきた。現在、有線放送電話に替わり全世帯へ確実に情報伝達できる新たなシステムとして防災情報戸別受信システム導入による防災基盤の強化に取り組んでいるところである。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
防災・減災対策 及び危機管理	(1)防災意識・危機意識の醸成	総務課
	(2)防災・減災対策の整備・充実	総務課
	(3)危機管理体制の確立	総務課 保健福祉課

施策の推進

(1)防災意識・危機意識の醸成

- ①金武町地域防災計画を国の防災基本計画及び沖縄県地域防災計画の各最新版、その他改正法や新法の趣旨に合致するよう更新するとともに、地域の実情を鑑み、特色をいかした防災・減災対策の施策を反映できるよう、定期的にアップデートを図り、公共・民間施設、地域の自主防災組織も含め、広く町民で共有できるよう一層の周知に努める。
- ②最新の災害被害想定にもとづく避難方法・避難経路の見直しを実施し、これを踏まえて金武町防災マップ(平成27(2015)年10月)の更新及び多言語化を行う。
- ③防災訓練への住民参加者数(約3,000人)を維持しつつ、現在行っている訓練(一般的な指定避難場所への避難訓練、自主防災組織による防災用品・備蓄物資を活用した避難支援訓練)とあわせて、あらゆる事態に対応できるよう、訓練内容の充実を図る。
- ④町民や地域の各種団体が「自助」「共助」による防災意識・危機管理意識をもち、一人ひとりが適切な避難行動を行えるよう啓発普及活動に取り組む。

(2)防災・減災対策の整備・充実

- ①防災対策拠点となる複合庁舎(仮称)の整備を推進する。
- ②防災情報戸別受信システムの導入及び普及により災害に強い安定した情報伝達手段の確立を図る。
- ③災害発生時の住民避難に備え、一般健常者のみならず、高齢者、乳幼児、食物アレルギー症状を持つ人等の要配慮者にも対応できるよう非常用食糧・飲料水の量的、質的な確保に努める。
- ④避難所等で停電が発生した事態に対応できるよう給電機能を備えた電気自動車を計画的に整備する。

- ⑤災害時要援護者への支援体制の充実のため、災害時要支援者名簿の更新、関係者への共有、災害時の対応確認を実施し、社会福祉施設との要配慮者の受け入れについて協定締結先の拡充を図る。

(3)危機管理体制の確立

- ①自然災害等に対する防災のみならず、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃等多様化する危機事象に対応する体制の確立にむけた取り組みを実施する。
- ②現在の社会全体や地域の実情に対応するよう、金武町国民保護計画の更新を図り、多様化する危機事象への対応方策を定め、体制強化のために実施すべき諸施策を整理する。
- ③沖縄県・消防・警察・自衛隊・自治会等と連携し、あらゆる危機事態を想定した情報提供体制の整備充実を図る。
- ④感染症の対応として、金武町新型インフルエンザ等対策本部会議の下、全庁体制で対応することとし、「新たな生活様式」をはじめ、感染予防・感染拡大防止に必要な施策の実施と周知に取り組む。
- ⑤業務継続計画(BCP)(※1)を策定し、自然災害、武力攻撃、感染症拡大等の緊急事態時においても役場機能を維持できるような体制を整える。

(※1) 業務継続計画(BCP) …災害や事故で被災した場合においても中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決めた計画のこと。



避難訓練の様子

施策
4

防犯・交通安全対策



目的 すべての町民が安全で安心して暮らせるまちの実現のため、行政と地域・住民が一体となり、防犯対策の充実と防犯意識の高揚、交通事故の防止・減少のための環境整備と交通安全意識の普及に努め、安全・安心なまちづくりを進めていく。

※防犯対策と交通安全対策は、連携を図る必要があるため、[後期基本計画] から項目を統合している。それに伴い、施策の目的や取り組み内容について[前期基本計画] から変更が生じている。

施策の基本方針

- 地域の防犯体制の充実及び地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域における自主防犯活動を強化するとともに、関係機関との連携による防犯対策の拡充を図る。
- 交通安全対策活動を継続的に実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備拡充を推進し、全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年)	目標値 の方向	目標値 (令和7年)
防犯意識の高揚	パトロール実施者講習受講者数[人]	119	➡	140
	犯罪認知件数(※1) (凶悪犯罪件数)[件]	50 (1)	➡	➡
防犯施設整備の充実	防犯カメラ設置台数[台]	33	➡	➡
交通安全意識の高揚	交通安全運動の実施回数 [回]	4	➡	4
	交通死亡事故件数(※2) [件]	22	➡	➡
交通安全対策の充実	サポカー補助金の交付件数(累計)[件]	60	➡	180
	交通災害共済加入件数 [件]	640	➡	650

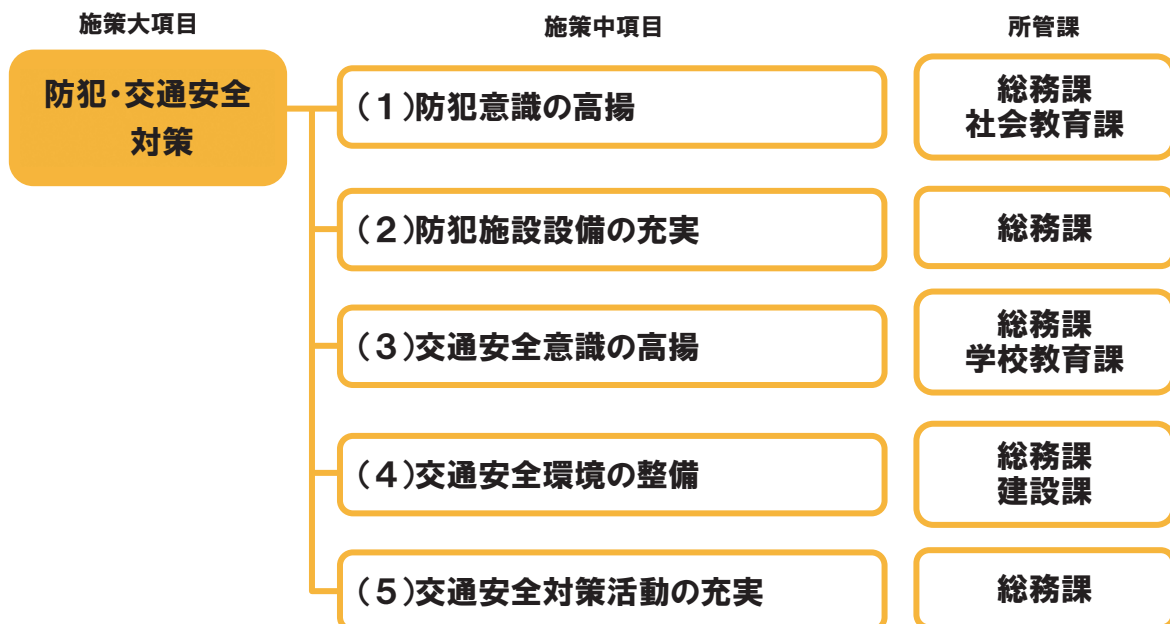
(※1) 犯罪認知件数…石川署管内(うるま市石川、金武町、宜野座村、恩納村)のうち、金武町で認知された件数

(※2) 交通死亡事故件数…石川署管内(うるま市石川、金武町、宜野座村、恩納村)のうち、金武町で発生した件数

これまでの振り返りと課題

- 近年、地域社会においては、家庭環境の多様化、情報の氾濫などの影響により犯罪の低年齢化が進んでおり、身近な日常生活における安全の確保が課題となっている。なかでも、児童が巻き込まれる犯罪について増加しており、学校や保護者、関係機関と連携して対策を講じる必要がある。また、「振り込み詐欺」「架空請求詐欺」等のお年寄りなどをターゲットにした事案が増えつつあり、その手口も巧妙かつ悪質になってきているため、関係機関と連携して対策を講じる必要がある。
- 金武町青少年健全育成連絡協議会等の関係機関による防犯パトロールを実施している。今後も防犯関係機関との連携強化を図り、継続して防犯活動及び活動団体の育成に取り組む必要がある。
- 防犯対策として、道路や公園、駐車場等の町民の生活に不可欠な場所や学校周辺等の防犯に配慮した、街灯や防犯カメラ等の施設整備が行われてきた。引き続き、防犯を踏まえた施設や設備などの環境整備が促進されるよう努める必要がある。
- 令和2(2020)年における町内の交通事故発生件数は41件であり、平成26(2014)年の44件と比較すると、減少してはいるものの、平成30(2018)年には死亡事故が2件発生し、2名の死亡、令和元(2019)年には1件、2名の死亡事故が発生していることから、継続的な交通安全対策が必要である。
- 交通事故を防止し、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進のため、警察署や各区交通安全協会会員等の関係機関と連携して、交通安全の普及啓発活動を実施している。今後も交通安全運動等の活動を継続的に推進していくために、交通安全推進員等の地域の協力者の確保が課題である。
- これまで、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を実施してきた。引き続き、各区の危険箇所の把握と不安解消のための交通安全対策が必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)防犯意識の高揚

- ①金武町青少年健全育成連絡協議会等の関係機関との連携を強化し、防犯体制の充実を図り地域防犯運動を推進する。
- ②防災無線やSNS等の多様な広報媒体を通して、防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発を行う。
- ③児童生徒の健全育成及び多様な問題行動等の予防や解決のための、学校や地域、関係機関の連携の強化を図るとともに、各校区内における家庭・商店などの「こども110番の家」の周知徹底を図る。
- ④通学路等の防犯に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、通学路等の危険箇所等の把握に努める。
- ⑤近年、多発している不審者から、児童生徒等の安全を守るための活動を展開していく。

(2)防犯施設整備の充実

- ①犯罪抑止と夜間における通行人の安全確保及び道路や公園等の町民生活に不可欠な場所においての防犯性向上のため、通学路や生活道路へのLED防犯灯、街灯、防犯カメラの整備・更新を推進していく。

(3)交通安全意識の高揚

- ①春・夏・秋・年末年始の交通安全運動や教室参加等を通して、交通安全の啓発活動を実施し、交通安全に対する意識の高揚を図る。

(4)交通安全環境の整備

- ①町民の安全を確保するため、危険箇所へのカーブミラーの設置や経年劣化等で損傷した交通安全施設の更新、路上駐車などを含めた交通ルール・マナーの周知啓発等を行う。
- ②児童・生徒の登下校時の安全確保のため、スクールゾーンの設定及び通学路表示を推進する。

(5)交通安全対策の充実

- ①関係機関との連携を強化し、交通安全運動実施期間中の街頭指導の充実を図るとともに、交通安全指導者の養成・確保に努める。
- ②高齢者による交通事故防止対策として、サポカー推進事業を実施する。

基本目標5

活気あふれる 産業のまちづくり

—産業の振興—

施策1 農林・畜産業の振興

施策2 水産業の振興

施策3 商工業の振興

施策4 観光業の振興

施策5 雇用対策の推進

施策
1

農林・畜産業の振興



目的

基幹産業としての生産基盤や農村環境の整備を進めるとともに、地域の特色をいかした豊かな活力ある振興を図る。

施策の基本方針

- 農林・畜産業の生産向上や経営の安定化を推進するため、生産基盤の整備を図るとともに、施設の長寿命化に努める。また、AIやICTを活用したスマート農業の推進と農家指導を行い、地元特産品の開発促進などを進め、強い農畜産業の振興に努める。また、「人・農地プラン」による地域合意に基づく担い手への農地の集積を図り、有効活用に努める。
- 森林などの資源の保全や家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する循環型農業を着実に実施し、環境にやさしい農林・畜産業の振興を図る。
- 農村環境の整備の充実を図るとともに、関係機関との連携により、担い手の育成や経営指導の充実にも努め、活力ある農林・畜産業の振興を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
農林畜産業の生産振興・基盤整備の充実	農業用かんがい施設整備面積[ha]	294.1	➔	298.3
	農道橋長寿命化計画に基づく整備橋数[橋]	0	➔	4
	認定農業者数(※1)[経営体]	34	➔	44
	認定新規就農者数(※2)[経営体]	13	➔	18
環境保全の推進	堆肥生産販売量[t]	2,500	➔	2,800
農村地域の振興	遊休農地面積[ha]	14	➔	9

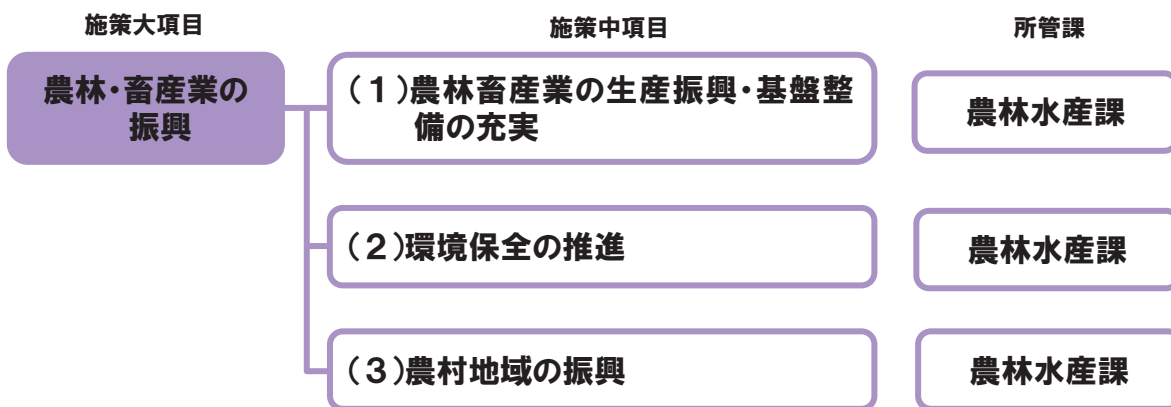
(※1) 認定農業者…農業経営基盤強化促進に関する基本構想に示された農業経営目標(所得350万円等)の達成に向けて、自らの計画を作成し市町村に認定された者のこと。

(※2) 認定新規就農者…就農5年以内の青年(18歳以上45歳未満)等で、農業経営基盤強化促進に関する基本構想に示された青年等の農業経営目標(所得175万円等)の達成に向けて、自らの計画を作成し市町村から認定を受けた者のこと。

これまでの振り返りと課題

- 町の主な作物は、田芋やサトウキビ、キクなどの花卉類、マンゴーやパインなどの果樹類があり、重要な基幹産業の一つとなっている。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などに伴い、農家数や農業生産額は年々減少傾向にあり、農業生産意欲のある高齢農業者への支援が必要な現状となっている。また、補助事業による新規就農者への支援及び農地の集積や、ハウス導入、町の特産品である田芋の連作障害抑制技術の推進を行い、生産拡大を図っている。「金武町特産品加工センター施設」は田芋の規格外を買取、生産農家の所得の向上の促進を目的としており、設置から10年が経過し施設等の経年劣化が目立つため、施設の更新を図る必要がある。施設を更新し、安定生産、安定供給、販路拡大に努める。町の特産品加工施設として、農家所得向上に必要な施設であることから改修が必要である。
- 農業用施設の基盤整備が、おおむね完了したことから、老朽化した農業用施設の更新をはじめ、園芸施設の導入・品質向上、生産・販路拡大とあわせて、認定農業者及び担い手農家の育成を通して、安定的な農業経営を推進する必要がある。
- 多様な消費者ニーズに対応するため、新規の高収益作物の生産拡大と農家育成を進め、地元特産品の充実を図る必要がある。
- 町内農林水産物の販路拡大と6次産業化を推進するため、農林水産物直売所の設置について、検討する必要がある。
- 林業については、木育や木材利用、木材普及に努めるとともに、林業従事者の安定した経済活動を促進する必要がある。平成19(2007)年度から稼働している「特用林産物(ぶなしめじ)施設」については、老朽化が見られる施設の更新を図り、安定生産、安定供給、販路拡大に努める必要がある。
- 畜産業については、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度に実施した優良繁殖雌牛導入事業において和牛の優良畜種を導入できたが、今後は、乳用牛や豚などの優良畜種導入を図るとともに、環境に配慮した畜舎の改善促進や経年劣化している家畜ふん尿処理施設の改修が必要である。
- 平成22(2010)年度から稼働している「金武町堆肥センター施設」は、地域の循環型農業の促進を目的としており、有機農法促進の拠点施設である。当該施設は、設置から10年が経過し施設の経年劣化が顕著であることから、安定的な堆肥供給を担うためにも改修が必要である。
- 田芋の産地拠点化を目指し、令和元(2019)年度に産地協議会を立ち上げ、田芋の生産拡大、品質向上のため、講習会やPR活動等を行っている。

施策の体系



施策の推進

(1)農林畜産業の生産振興・基盤整備の充実

- ①各地区の農道やかんがい施設の整備は、おおむね完了している。今後は、初期に整備した施設が老朽化しているため、施設を更新し、施設の長寿命化を図り、生産性向上を維持する。あわせて農道、排水路等の農業用施設の維持管理を充実させ、施設の延命化を図る。同様に、農道橋として管理するシッチ原橋、杣山第1橋、杣山第2橋、塩先原橋は、更新工事を必要とすることから、立体交差する自動車専用道路を管轄する西日本高速道路(株)と協議し、補修工事を進める。
- ②町の特産品である田芋については、産地協議会を中心に、引き続き物産展などのPR活動を行うとともに、連作障害抑制技術の推進を支援し、農商工連携や6次産業化の強化に努める。
- ③畜産業については、優良畜種の導入を図るとともに、家畜伝染病予防法に基づく各種対策等を含めた畜産振興の支援及び環境に配慮した畜産経営改善を促進する。
- ④農林水産物や加工品などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所を整備するとともに、利便性向上のため、eコマース(※3)等を活用した流通の展開実現に向け、関係機関と連携を図る。
- ⑤栽培技術の向上や農作業の効率化を図るため、AIやICTを活用したスマート農業の推進に努める。

(2)環境保全の推進

- ①保安林、水源涵養林の保全を図るとともに、限られた造林事業地区では、短伐期で収穫可能な早生樹種による森林施業を検討する。
- ②家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する資源循環型農業を推進し、環境にやさしい農林畜産業の振興に努める。

(3)農村地域の振興

- ①後継者及び新規就農者などの担い手の確保・育成を図るとともに、農地や草地などの集積を推進し、遊休地の解消に努める。
- ②沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)や沖縄県、その他関係機関との連携を図り、生産者の技術向上や経営指導による経営の安定化に努める。

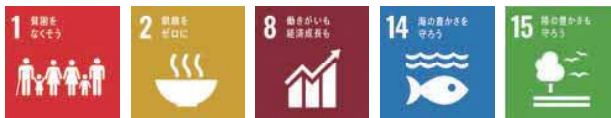
(※3) eコマース…ネットショッピングなど、インターネット上で行われる商品やサービスに関する取引決済を指す言葉。



ターム畑

施策
2

水産業の振興



目的

漁獲量増加への取り組みや観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立など、漁家の経営安定にむけた水産振興に努める。

施策の基本方針

- 沿岸漁業では、今後とも引き続き漁場環境を保全しつつ、周辺市町村とも連携しながら金武湾の蘇生に努める。また、設置された浮魚礁、大型定置網などを活用し、低迷している漁獲量が回復できるよう取り組む。
- 海面養殖業では、加工施設の整備を引き続き推進するとともに、魚類養殖についても積極的に導入を図る。
- 新規漁業者を含めた人材育成を図り、漁業活性化に努める。

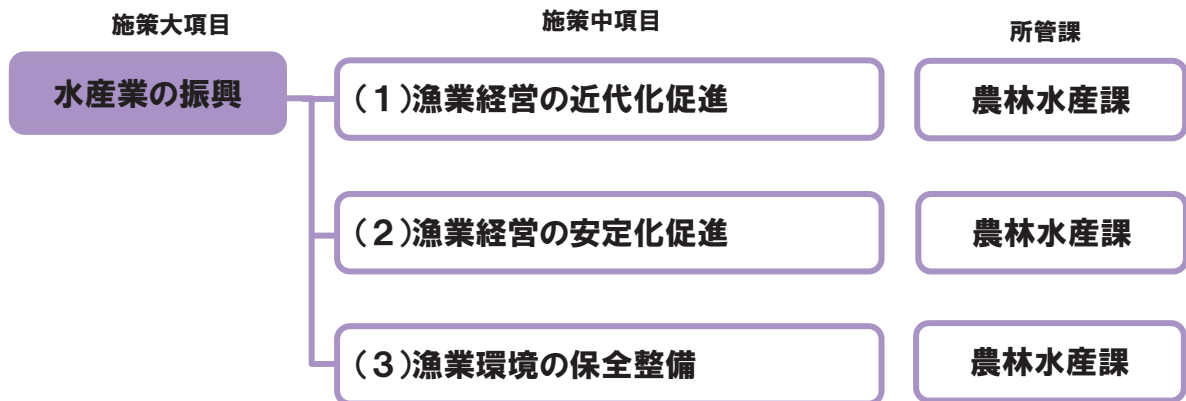
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
漁業経営の安定化促進	藻類取扱量[t]	151	➔	250
	鮮魚魚貝取扱量[t]	22	➔	65

これまでの振り返りと課題

- 町の水産業は沿岸漁業と海面養殖業が中心であり、近年は海面養殖の「もずく」「海ブドウ」が主な漁獲高となっている。
- 令和元(2019)年度の町の漁業経営体数は35体であり、年々減少傾向にある。海面漁業においては、令和元(2019)年度の漁獲量は174t、漁獲高は約7,800万円である。
- 漁獲量の増加と漁家及び金武漁業協同組合の経営安定にむけ、平成29(2017)年度から中層型浮魚礁や給油施設などの整備を行ってきており、今後とも施設整備、管理体制の充実強化及び操業支援などの施策を実施していく必要がある。また、金武湾の生育環境を改善するための対策が必要となっている。
- 町の海面養殖は、「もずく」「海ブドウ」の養殖が盛んなことから、生産拡充や安定供給のための生産施設(ハウスなど)の整備を促進するための支援が必要である。
- 金武漁業協同組合が行うセリについては、漁獲量が減少しており、近年は実施できていない状況である。今後は、定置網や刺し網、潜水器漁業、浮魚礁での漁の機会を増やすなどして漁獲量を安定させ、セリが実施できるよう取り組む必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)漁業経営の近代化促進

- ①水産加工新事業の展開を図り、もずく、海ブドウなどの海草養殖と魚介類養殖の新展開を促進するとともに、観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立を図る。

(2)漁業経営の安定化促進

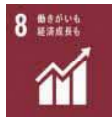
- ①漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促し、漁業の近代化と青年漁業士など後継者の育成強化を推進する。また、金武漁業協同組合については、組織の充実強化を促進するため、自ら作り育てる漁業経営の意識啓発に努める。
- ②漁獲量、漁獲高の向上を図るため金武漁業協同組合と連携し、設置された浮魚礁や定置網を活用し、生産、流通体制の構築に努める。
- ③水産物などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所を整備するとともに、利便性向上のため、eコマース等を活用した流通の展開実現に向け、関係機関と連携を図る。
- ④ホテルなどの進出企業や農林水産物直売所に対応するための漁業経営の支援に努める。

(3)漁業環境の保全整備

- ①金武湾港の安全を確保するため、港湾施設内の修繕を沖縄県と連携して促進する。また、地域住民との交流や観光の振興を通じた地域活性化のため、港湾における拠点機能の強化を推進する。
- ②海洋資源の保全・再生を図るべく、湾内利用者のマナー改善に向けた啓発活動等の取り組みを推進する。

施策
3

商工業の振興



目的

商工業者の育成、企業誘致などの支援を行い、地域経済の活性化、雇用の場の創出を図る。

施策の基本方針

- 金武バイパスの整備により、既存国道の整備とあわせて街路緑化、利便性の向上に努め、快適で魅力ある商業空間の創出に努める。
- 温泉ホテル企業の誘致により、通過型観光から滞在型観光への移行による地域活性化を図るため、商業地域への誘客を促すイベントの開催や商工会との連携を強化する。
- 町の地域特性に適した企業誘致や地場産業の育成など支援制度の拡充に努める。
- 既存の企業については、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式を考慮した経営基盤の強化及び経営体質の改善のための相談窓口や各種融資など支援制度の充実を図り、商工業振興に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
商業経営の安定化	商品券の販売額[円]	1億1,000万	➡	1億1,000万
	空店舗対策事業による 新規店舗の件数(累計) [店舗]	40 ※令和元年度実績	➡	55
新規企業誘致の推進	誘致企業数(累計)[企業]	2	➡	3

これまでの振り返りと課題

- 町の商業は、国道329号沿いにほとんどの商店が立地し、地元購買需要と通過型の購買需要に対応する沿道型商業となっている。
- 町では金武町商工会と連携し、地域商品券事業や空き店舗対策を実施し、商業の活性化に取り組んでいる。
- 金武バイパスの完成を踏まえ、既存の沿道店舗との連携を図りつつ、購買需要を促進していく必要がある。他方、金武バイパスの開通により沿道における郊外型の沿道店舗が立地する可能性が十分考えられる。
- 既存国道と金武バイパスのそれぞれの特色をいかし、相乗効果を高めるような店舗などの立地を促進することが課題である。
- 既存施設と連携しつつ、ギンバル訓練場返還跡地や金武町観光交流センター(仮称)などが集積立地する拠点づくりについて検討していく必要がある。

- 町の工業は、金武火力発電所の大規模事業所が1社ある以外は全て小規模企業であり、製造業としての集積はほとんどみられないのが現状である。
- 町の地域特性や土地利用条件を踏まえ、既存工業の活性化と新規企業の誘致を図り、起業支援制度などの拡充に努めることが課題である。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
商工業の振興	(1)商業環境の整備	商工観光課
	(2)商業経営の安定化	商工観光課
	(3)商工会の支援体制整備・強化支援	商工観光課
	(4)新規企業誘致の推進	商工観光課
	(5)既存地場産業の育成	商工観光課

施策の推進

(1)商業環境の整備

- ①金武バイパス沿線観光拠点地区の必要性について検討する。また、新開地や既存国道沿線などの空き店舗の活用を促進するとともに、商業環境の利便性を高めるため、駐車場などの整備を検討する。
- ②利便性向上や感染症対策を目的に、eコマース等を活用した流通の展開や、キャッシュレス決済の普及促進に取り組む。

(2)商業経営の安定化

- ①商業経営者の意識の高揚を促進し、新規店舗などの開設支援を推進するとともに、各種融資制度の有効活用や地域商品券事業を促進する。

(3)商工会の支援体制整備・強化支援

- ①小規模事業者、後継者及び新規創業・起業予定者への伴走型支援体制整備と強化支援を図る。

(4)新規企業誘致の推進

- ①「環金武湾振興協議会」を中心に、沖縄振興特別措置法や企業立地促進法に基づく優遇措置を活用し、企業誘致を推進するとともに、支援制度の拡充に努める。

(5)既存地場産業の育成

- ①経営基盤の強化、経営体質の改善及び経営相談の充実を図るとともに、各種融資制度の活用を促進する。また、ギンバル地区で進められるホテル建設等と連携し、既存商工業の振興や、新たな商品開発に取り組む。

施策
4

観光業の振興



目的

歴史的文化遺産や豊かな自然環境をいかした魅力ある観光地の形成を目指し、多様なニーズに対応した観光の振興を促進する。

施策の基本方針

- 金武観音寺や金武大川をはじめとする歴史的文化遺産、金武ダム周辺施設、億首川の mangrove や干潟など、豊かな自然環境をいかした魅力ある観光地の形成を目指し、エコ・スポーツ・ウェルネスツーリズム等や体験型観光の振興を図る。
- 町独自の魅力ある観光地の形成にむけ、観光ルートの再編や観光案内媒体の整備、新開地などにおける賑わいの演出、各種イベントの開催などの取り組みや観光交流物産センターなどの各種観光関連施設の整備に努める。
- ギンバル地区の海浜公園の整備及び温泉ホテルの建設に伴って滞在型観光の増加が見込まれるなど、観光形態の変化と観光拠点の充実を考慮し、観光協会との連携強化、観光協会自身の強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の観光業が大きな打撃を受けるなか、本町においても民泊等のキャンセルが相次いでいる。今後、新しい生活様式に基づき、3密を回避しながら楽しめるよう、「ネイチャーみらい館」の機能強化などに努め、観光入込の早期回復を図る。

成果指標

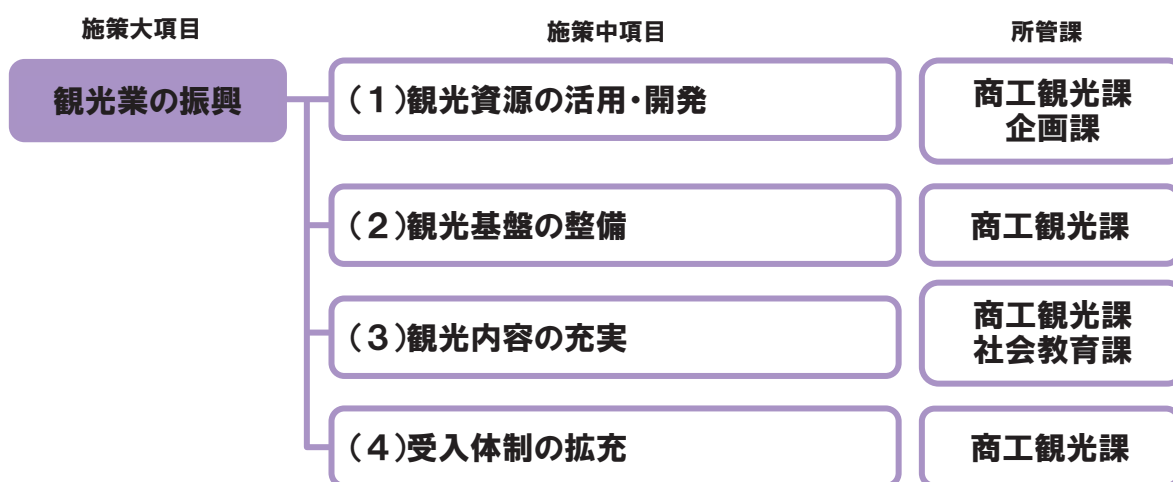
施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
観光内容の充実	ネイチャーみらい館利用者数 [人]	98,068 ※令和元年度実績	➔	105,000
	町内周遊プラン商品の開発 数[品]	0	➔	1

これまでの振り返りと課題

- 沖縄の本土復帰以前は金武観音寺(鍾乳洞)や金武大川が北部観光のスポットであり、近年は自然環境を体験するエコツーリズムや体験学習型・参加型の観光が増加しており、町においても修学旅行団による億首川の mangrove や干潟、野鳥の観察及びカヌー体験などが盛んになっている。
- 億首川下流域では、億首川プロムナード(遊歩道)としてボードウォーク(木道)や野鳥観察施設などが一体的に整備されている。

- 伊芸海岸では人工海浜と海浜公園、屋嘉海岸では人工海浜が整備されており、今後、ギンバル地区にも海浜公園が整備される。これらを含めて将来的には金武湾における海洋性観光リゾートの振興事業を展開していく可能性があるため、観光協会などの育成と強化が必要である。
- ギンバル訓練場返還跡地利用では、医療リハビリ施設やスポーツ施設などの整備が行われており、今後はエコ・スポーツ・ウェルネスツーリズム等の展開が必要である。
- 町の豊かな自然をいかした魅力ある観光リゾート拠点地区の形成をめざし、町内のさまざまな観光資源の発掘・充実及び施設のネットワークを形成し、観光産業の一層の振興を促進することが課題となっている。
- ギンバル訓練場返還跡地の未利用地については、既存のスポーツ及び医療施設と連携したスポーツ・ウェルネスツーリズム等を踏まえて「ギンバル訓練場返還跡地及び周辺地域の整備計画に関するプロジェクトチーム」にて今後検討していく。

施策の体系



施策の推進

(1)観光資源の活用・開発

- ①自然環境の再生保全と活用を図り、地元特産品や観光資源の発掘・充実、温泉施設など、魅力ある観光施設の整備拡充及び各種観光イベントの開催、情報発信等に努める。
- ②「億首川マングローブ保全再生・活用計画(仮称)」を策定し、農業と関連させながら、億首川沿いのマングローブ林を活用した観光・体験メニューを推進できるよう、NPOや関係機関等との連携を図る。

(2)観光基盤の整備

- ①「金武町観光交流センター(仮称)」などの各種観光拠点施設の整備に努める。
- ②観光案内サインなどの多言語表示を含む表示・案内板の設置、観光webサイトや無線LAN(Wi-Fi)の整備を推進するとともに、観光案内媒体の整備充実を図る。
- ③宿泊施設の誘致、観光ルートの整備などを促進する。
- ④施設の老朽化に伴う修繕及びニーズに則した機能強化に努める。
- ⑤観光のデジタル化やワーケーションニーズへの対応、利便性向上に向けたeコマース等を活用した流通の展開、キャッシュレス決済の導入等を見据え、ふさわしいデジタル環境の整備を検討する。

(3)観光内容の充実

- ①豊かな自然環境をいかしたエコ・スポーツ・ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズム(※1)、民泊事業などの体験型観光及び海洋レジャーを推進する。
- ②スポーツキャンプ、合宿などの誘致を図り、スポーツコンベンション(※2)の拠点となるよう多目的屋内運動場等の整備に取り組む。

(4)受入体制の拡充

- ①今後の町における観光施策については、一元的に推進する関係機関や観光協会との連携を強化していく。
- ②町民観光ガイドの育成を図り、外国人観光客を含む多様な観光客のニーズに対応した受入体制の構築を検討する。
- ③各種事業者や関係者間で緊急時の行動計画を共有し、安心して観光できる受入体制を構築するため、関係機関と連携しながら観光危機管理計画の見直しを行う。

(※1) アドベンチャーツーリズム…アクティビティ、自然、異文化体験の3つの要素のうち2つ以上で構成される付加価値の高い旅行形態である。

(※2) スポーツコンベンション…屋外競技から屋内競技といったスポーツ全般(障がい者競技も含む)を対象とし、コンベンションという視点からはスポーツにおけるキャンプ、合宿、大会、イベント、試合及び自主トレなどが含まれる。また、沖縄県におけるスポーツツーリズムの推進並びに経済効果の観点から、スポーツコンベンションは、県外からの誘客・参加者があるものを対象とする。

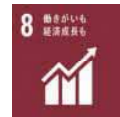




億首川マングローブ林カヌー散策

施策
5

雇用対策の推進



目的 町民の雇用の場の創出、人材登録制度の導入、各種支援制度の充実、中小企業などとの連携を図り、地域全体の就業意識の向上と雇用対策・人材育成を目指す。

施策の基本方針

- 町民の雇用の場の創出に努めるとともに、「金武町就活支援センター」において、就職相談や就職に必要な技能・資格の取得、キャリアカウンセリング、中小企業などへの各種支援制度の斡旋、職業斡旋業務を行い、地域全体との連携を図りながら就業意識の向上を目的にキャリア教育(※1)を推進する。あわせて中長期的な雇用対策・人材育成を図るための体制の構築を図る。

(※1) キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立にむけ、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

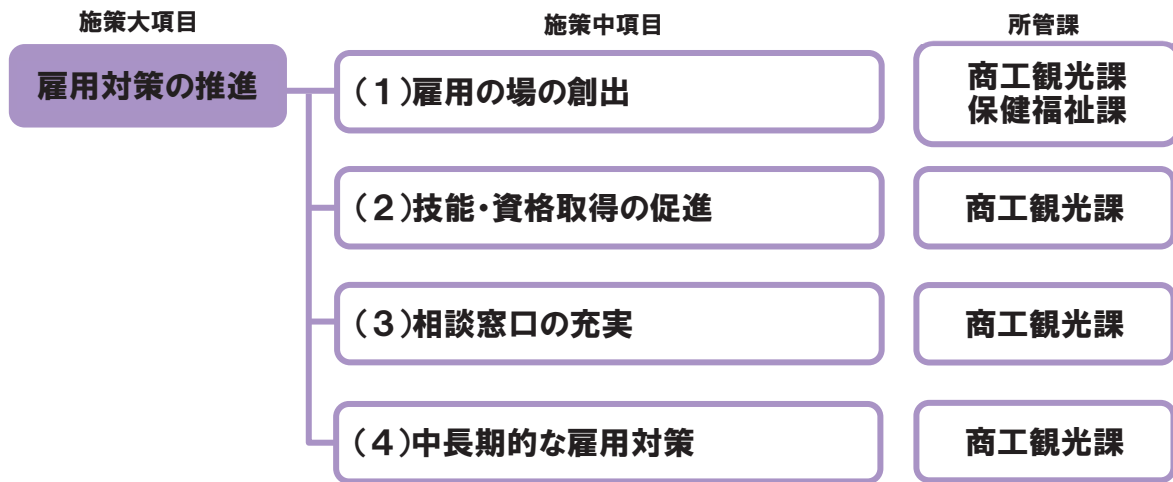
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
雇用の場の創出	就活支援センター利用者が雇用者(非正規含む)となった人数(累計)[人]	153 ※令和元年度実績	➔	230
	就活支援センターの紹介状発行件数[件]	30	➔	50
中長期的な雇用対策	ギンバル訓練場跡地の進出企業雇用者数[人]	105	➔	185

これまでの振り返りと課題

- 沖縄県では新型コロナウイルス感染症の影響により観光関連事業を中心に大きな影響が出たため、雇用環境は依然として厳しい状況が続いている。とりわけ宿泊業、飲食業、観光業を中心とする失業問題は深刻な状況と考えられており、雇用の回復とそこからの成長は沖縄県全体の大きな課題となっている。
- 町の平成27(2015)年の国勢調査における完全失業率は7.2%と県平均(6.3%)より上回るものの、改善傾向がみられる。
- 町内事業所などへの町民の雇用や、駐留軍労働者などの優先雇用が求められている。
- 町民ニーズに対応した雇用対策を強力に推進するとともに、ギンバル訓練場返還跡地利用における事業に即応した雇用対策を推進することが大きな課題である。
- 金武町就活支援センターにおいては、資格等の取得のための各種講座、就職斡旋、合同企業説明会などを開催しているほか、沖縄市にあるハローワークに出向くことなく求職活動証明書の発行が可能であり、さまざまな面から町民の就職活動をサポートしている。

施策の体系



施策の推進

(1)雇用の場の創出

- ①町や関係機関の事業導入にあたっては、町民の雇用の場の創出に努める。また、関係機関や町内事業者などへの町民の優先雇用の促進を図る。
- ②高齢者の雇用については、引き続き職業訓練を実施しながら、公益社団法人沖縄県シルバー人材センター連合の助言及び他市町村の事例を踏まえ、シルバー人材センター(※2)設置を検討する。
- ③障がい者については、障害福祉サービスを活用し、就労支援等の利用を促していく。

(2)技能・資格取得の促進

- ①就職に必要な資格取得のための各種講座を開催し、町民一人ひとりの技術や資格の取得を支援し、雇用機会の増大を図る。

(3)相談窓口の充実

- ①金武町就活支援センターにおいて、就職相談を実施し、求人情報の公開並びに職業斡旋を行うとともに、求職者と企業とのマッチングを図る求職者登録システムの構築や緊急的な失業者の雇用対策の連携など、相談窓口の充実を図る。

(4)中長期的な雇用対策

- ①町民一人ひとりの心豊かな生活の確保にむけて、小学校及び中学校でのキャリア教育や就労に必要な意識啓発、知識・技能を習得するための一貫した体制の構築と支援に努める。
- ②ギンバル訓練場返還跡地周辺における新規事業機会の拡大や若者の雇用促進など、地域活性化の実現を図る。

(※2) シルバー人材センター…労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。



合同企業説明会

基本目標6
ともにつくる 魅力あるまちづくり
—行財政の推進—

施策1 町民と創るまちづくり

施策2 行政運営の確立

施策3 財政運営の確立

施策
1

町民と創るまちづくり



目的 積極的な情報公開に努めるとともに、町民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指す。

施策の基本方針

- 「金武町情報公開条例」に基づき、まちづくりを推進する上で必要な情報を積極的に公開する。また、町民とともに創る協働によるまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティで活躍できるリーダー・担い手を育成する。

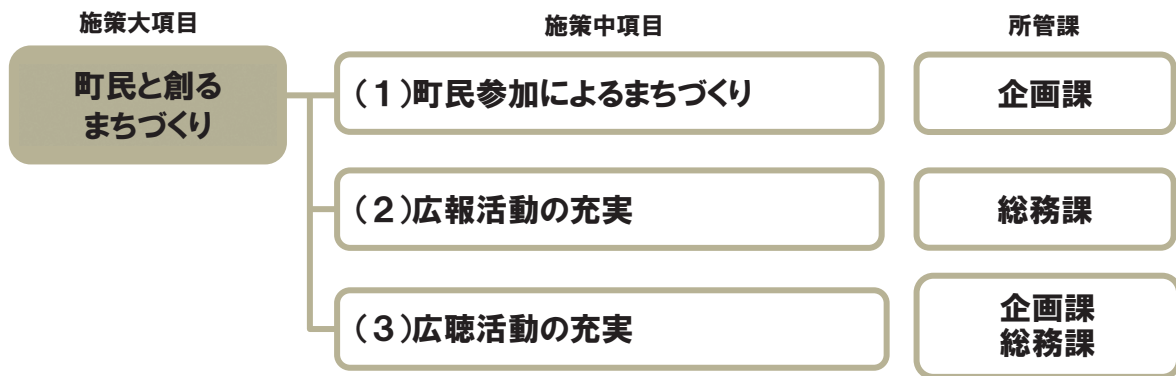
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
広聴活動の充実	区との行政懇談会開催数 [回]	5	➔	5

これまでの振り返りと課題

- 町には、5区(金武区、並里区、中川区、伊芸区、屋嘉区)それぞれの特性があり、その地域にあったまちづくりを各区主体で進めている。
- 本総合計画の策定にあたっては各区における区長ヒアリング、関係団体・各種団体ヒアリング及び町民アンケート調査などを行うとともに、審議委員については広く公募し積極的に登用してきた。
- 町の施策や取り組みなどを各区行政懇談会、町公式ホームページ、有線放送電話、広報誌及びSNSなどのあらゆる媒体や機会を活用して情報公開を行ってきた。
- 行政運営や子育て等の意見や課題等を持続的に議論するため、「女性による町づくり提言委員会」、「金武町子ども・子育て会議」を設置するとともに、各区においては、行政懇談会を開催し、地域の課題や要望等を速やかに施策に反映できるよう努めている。
- 社会情勢や生活様式の変化とともに、まちづくりに対する町民意識の変化やニーズの多様化が進んでおり、それを的確に把握し、いかにまちづくりに反映していくかが課題である。

施策の体系



施策の推進

(1)町民参加によるまちづくり

- ①まちづくりに必要な情報の公開に積極的に取り組み、町民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、各種計画やプロジェクトなどの立案に町民の参画を促し意見を反映させる体制を構築する。

(2)広報活動の充実

- ①まちづくりなどの行政情報を町広報紙、町公式ホームページ、SNSなど、あらゆる媒体を活用し積極的に提供する。

(3)広聴活動の充実

- ①「女性による町づくり提言委員会」などを持続的に実施し、意見や課題等を施策に反映させる体制づくりを構築するとともに、各区における行政懇談会を引き続き実施し、地域の実情に即したまちづくりを展開していく。

施策
2

行政運営の確立



目的

PDCAを継続しつつ、効率的な行政運営を目指すとともに、良質な行政サービスが提供できるよう組織改善・人材育成に取り組む。

施策の基本方針

- PDCA(※1)を継続しつつ、効率的な行政運営ができるよう、組織改善や人材育成、事務改善及び電算化を推進し、良質な行政サービスの提供を目指す。
- 公共施設の整備または維持管理について、「金武町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の整理等を行う。

(※1) PDCA (Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し) …仕事をしていく過程で効率よく業務を行えるようにすること。

これまでの振り返りと課題

- 庁舎は建設から40年近く経過しているとともに、地方分権改革、国・県の事務移譲等による業務量の増加に伴い機能の分散があることから、ワンストップサービスによる町民サービスが充分に行えない状況となっている。また、昨今の甚大な被害を及ぼす災害を想定した対策等を効率的に行える拠点が必要となっている。そのため、分散された機能の集約と防災対策の拠点となる複合庁舎(仮称)の整備が必要となっている。
- 少子高齢化、国際化、高度情報化などによる社会環境の急激な変化や町民の生活意識・価値観の多様化に伴い、行政に対する町民のニーズも増えてきており、内容も多様化・複雑化している。このような行政需要の増大と変化に対し、効率的で質の高い行政サービスの提供が強く求められている。
- 行政運営を円滑に推進していくためには、町民の立場に立った行政の視点と社会情勢の変化に迅速かつ適切に対応できる効率的な行政体制の確立を図ることが必要である。
- 「行政改革大綱」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営ができるよう随時、課並びに係の新設・改変、公的施設の指定管理、事務事業の外部委託及び行政事務の改善などを実施し、行政サービスの向上と行政組織の効率化及び職員の適正配置を実施してきた。
- 職員定数の削減、指定管理者制度の導入、民間委託への移行など一定の成果があげられたものと評価されるが、近年は権限移譲による事務事業の増加及び事業内容の多様化がさらに進行している。
- 今後とも業務配置などの適正化を図るとともに、事務事業の電算化・省力化、職場環境の美化・省エネルギー、新エネルギー対策及び指定管理者制度による公共施設などの民間委託管理への移行などを引き続き促進する必要がある。
- 企業誘致による雇用効果、役場職員の行政能力向上など、諸課題の解決へむけて行政体制の拡充を図る必要がある。
- 時代の変化とともに多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、町民から信頼される職員の育成はきわめて重要であることから、職員研修の充実を図る必要がある。

施策の体系

施策大項目	施策中項目	所管課
行政運営の 確立	(1)複合庁舎(仮称)の整備	総務課
	(2)事務事業の整理	総務課
	(3)民間委託などの推進	総務課
	(4)指定管理者制度及び公共施設などの整理	総務課
	(5)定員管理及び給与の適正化	総務課
	(6)人材育成の推進	総務課
	(7)広域行政の連携	総務課 企画課

施策の推進

(1)複合庁舎(仮称)の整備

①分散した役場機能の集約と防災機能やコミュニティ機能等を複合した庁舎の整備を推進する。

(2)事務事業の整理

①事務を簡素化し効率的な行政運営ができるよう、事務改善委員会などにおいて絶え間ない点検を行い、事務事業の整理に努める。

(3)民間委託などの推進

①委託などが適当な事務事業について、行政の責任を明確にしたうえで積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

(4)指定管理者制度及び公共施設などの整理

- ①多様化する町民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に指定管理者制度による民間の能力を活用し、町民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などに努める。
- ②既存の公共施設については、「金武町公共施設等総合管理計画」に基づき整理等を行う。

(5)定員管理及び給与の適正化

①「事務事業の整理」「民間委託などの推進」「指定管理者制度及び公共施設などの整理」を実施することにより、職員の定員管理を適正化する。また、適正な人事評価、人事院勧告や近隣自治体との均衡も考慮し、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を図る。

(6)人材育成の推進

- ①研修制度の充実を図り、多様化・複雑化する町民等からの行政ニーズに対応できる職員を育成する。

(7)広域行政の連携

- ①各事務組合などとの連携を強化するとともに、市町村相互の役割分担の明確化を図ることにより、広域事業の円滑な推進を図る。





行政懇談会

施策
3

財政運営の確立

目的 歳入確保及び歳出削減を行い、健全な予算運営を目指す。

施策の基本方針

- 地域開発やまちづくりの行政需要は増大する傾向にある。今後とも行財政改革に取り組み、安定した財源の確保を図るとともに、町税などの自主財源の確保に努め、経常的な財政支出の節減と事業実施計画の大幅な見直しを図り、長期的な健全財政の維持確保に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
財源の確保	町税徴収率[%]	94.21 ※令和元年度実績	➔	➔
	実質収支比率[%](※1)	6.58 ※令和元年度実績	➔	5.00
財政運営の効率化	経常収支比率[%](※2)	88.9 ※令和元年度実績	➔	85.0
	公債費負担比率[%](※3)	7.2 ※令和元年度実績	➔	7.2

(※1) 実質収支比率…標準財政規模に対する実質収支額の割合を表したもので、概ね3～5%程度が望ましいと考えられている。収支の均衡がとれた健全な財政運営がされているかの指標となる。(計画性)

(※2) 経常収支比率…経常一般財源のうち、経常的経費に充当された一般財源の割合を表すもので、財政構造の弾力性を判断するものである。一般的に75%程度が妥当であると考えられ、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられている。(弾力性)

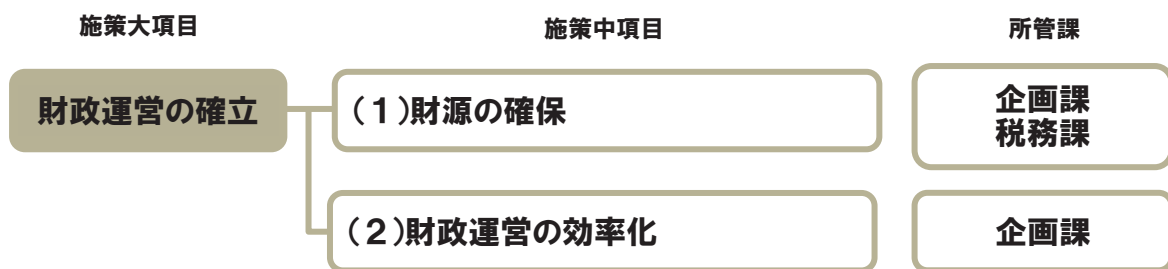
(※3) 公債費負担比率…経常一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合を表すもので、その割合が高いほど財政運営の硬直化を示す。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

これまでの振り返りと課題

- 平成28(2016)年度以降、町においては、子育て支援、社会福祉、商工観光等の事業に注力し、こども支援においては、こども園の整備や待機児童解消のための保育士の配置、社会福祉においては障がい福祉サービスをはじめ、私立こども園における障がい児保育に係る助成の実施、商工観光等においては、ギンバル海岸周辺環境整備などを行ってきた。それに伴い経常経費が増加傾向になっている。

- 令和3(2021)年度以降の歳出予算については、事業の見直しを行い、一般財源の支出抑制を図る。また、歳入予算については、行政サービスや各施設の維持管理等のコストを分析し、適切な受益者負担見直しを検討していく必要がある。
- 地方負担の大きい普通建設事業においては、地方債残高と公債費負担比率のバランスを考慮しつつ、世代間における負担の公平性を図る観点から、地方債の活用を検討する。
- 平成28(2016)年度から、金武町ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)の代行業務を導入し、自主財源の増額が図られてきた。今後は、寄付額の更なる増額にむけて、寄付希望者の多種多様なニーズへの対応を検討していく必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)財源の確保

- ①新規・継続事業を問わず必要な事務・事業以外のものについては、縮小・廃止を検討し、一般財源の支出抑制に努めていく。また、使用料・手数料及び負担金などの受益者負担の適正化を図るとともに、地方交付税、国・県支出金の有効活用を図る。
- ②社会体育施設等におけるネーミングライツ(※4)の導入を推進し、施設の知名度を向上させるとともに、新たな財源確保に努める。
- ③スマホ決済等の電子決済を導入し、いつでもどこでも納税可能な環境を構築することで収納率の向上を図る。
- ④金武町ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)において、寄付額の更なる増額にむけて、寄付希望者の多種多様なニーズへ対応し、受入体制の充実を図り、新規返礼品の開発等を行いながら、自主財源の増額に努める。
- ⑤企業誘致の推進により、温泉ホテルなどの建設が進んでいることから、温泉の入湯税や固定資産税、また、雇用による所得税など、町税の増加が期待されている。今後も企業誘致を推進し観光振興、雇用創出により経済効果を図る。

(2)財政運営の効率化

- ①「中長期財政計画」を策定し、財源の重点的・効率的配分、諸経費の節減・合理化の推進を図るとともに、町債の計画的運用を推進する。

(※4) ネーミングライツ…スポーツ施設や文化ホールなどの施設の名称に、スポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利のことで、「命名権」あるいは「施設命名権」と呼ばれ、自治体にとっては、施設の維持・運営費を賄うための新たな財源確保の一つとなっている。



金武町ふるさと応援寄附金(パイナップル&マンゴー定期便)

人口ビジョン

[令和2(2020)年時点見直し]



第2期金武町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略

人口ビジョン [令和2 (2020) 年時点見直し]

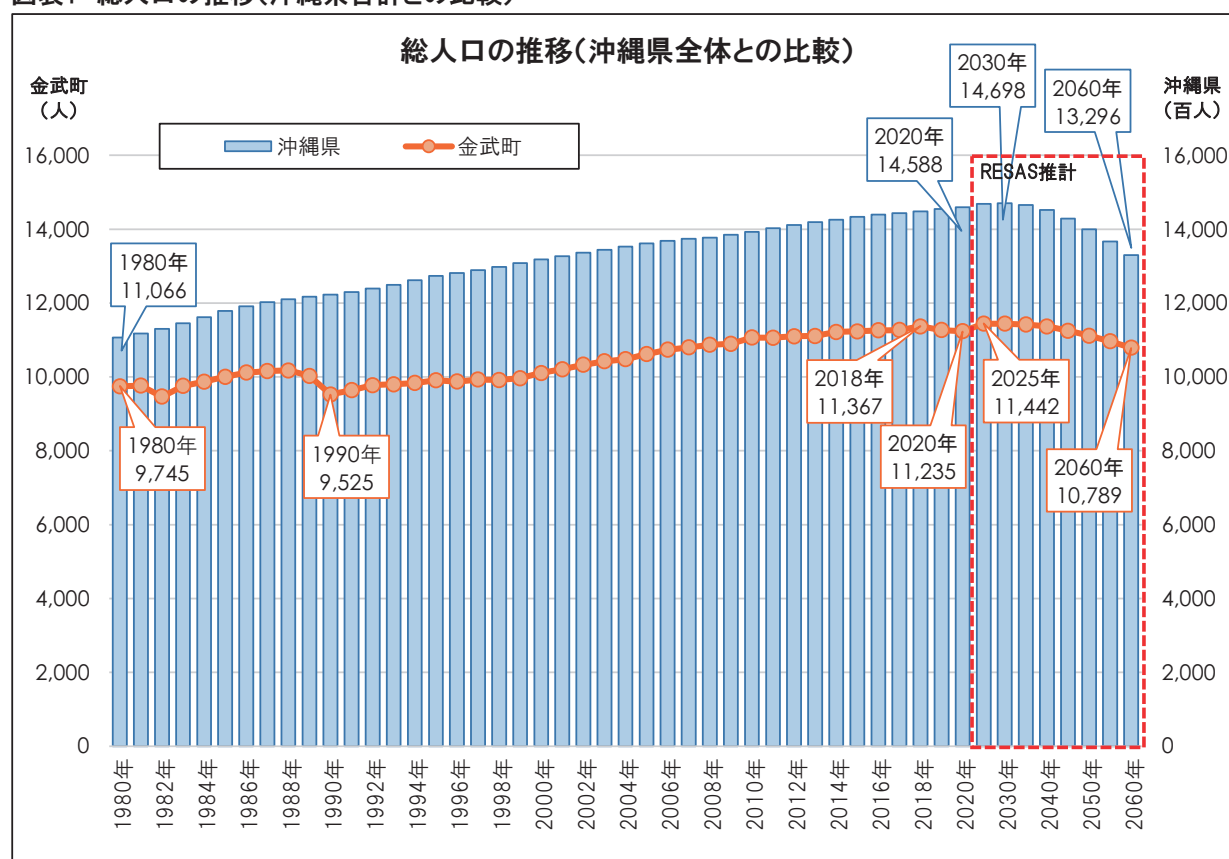
(1)人口動態の特徴

①総人口の推移

本町の人口は、昭和55(1980)年からの推移をみると、平成2(1990)年に大きく減少していますが、それ以降は順当に増加傾向にありました。直近では、平成30(2018)年の11,367人から減少傾向にあります。

RESAS(地域経済分析システム)による将来人口推計では、本町の人口は令和7(2025)年の11,442人をピークに減少に転じ、令和42(2060)年には10,789人程度の人口になると予測されています。この人口減少の度合いは、沖縄県全体の人口減少度合いと比較すると、ゆるやかな見込みとなっており、本町においては人口減少社会の到来まで比較的余裕があると捉えることができます。余裕のある現在のうちに、本町における適切な人口の維持について施策を検討することが重要です。

図表1 総人口の推移(沖縄県合計との比較)



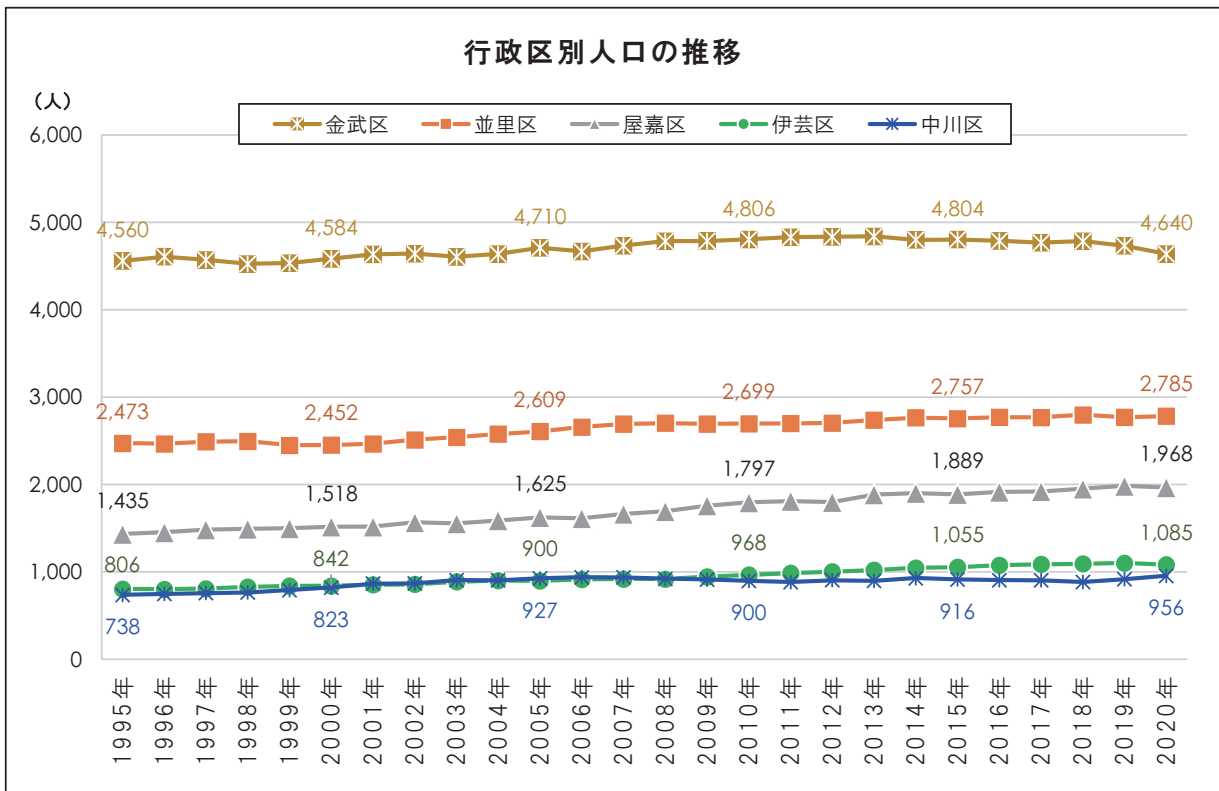
資料: 沖縄県企画部統計課「沖縄県統計年鑑」「沖縄県推計人口」「長期時系列統計データ/市町村別推計人口」、2020年～2060年は、まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム(RESAS)」におけるパターン1(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成)

※RESASの将来推計値を除き、各年とも10月1日現在。

②行政区別人口の推移

ここ5年間の行政区別人口の推移をみると、並里区・屋嘉区・伊芸区・中川区は人口増加率が100%を超えており緩やかに増加しています。一方で、金武区は人口増加率が96.6%と減少傾向にあります。総人口に占める割合をみてみると、こちらも金武区が10年前と比較して減少、屋嘉区と伊芸区の割合が上昇しています。人口増加が見られる行政区においては、市外や他区からの流入による増加が考えられます。人口及び地域活力を維持するためにも、すべての区で人口増加率が100%を超えるような対策をたてる必要があります。

図表2 行政区別人口の推移



資料: 金武町資料

※各年とも3月末現在。

図表3 平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての人口増減率

	金武区	並里区	屋嘉区	伊芸区	中川区
2015年→2020年の増減率	△3.4%	1.0%	4.2%	2.8%	4.4%

図表4 総人口に占める割合

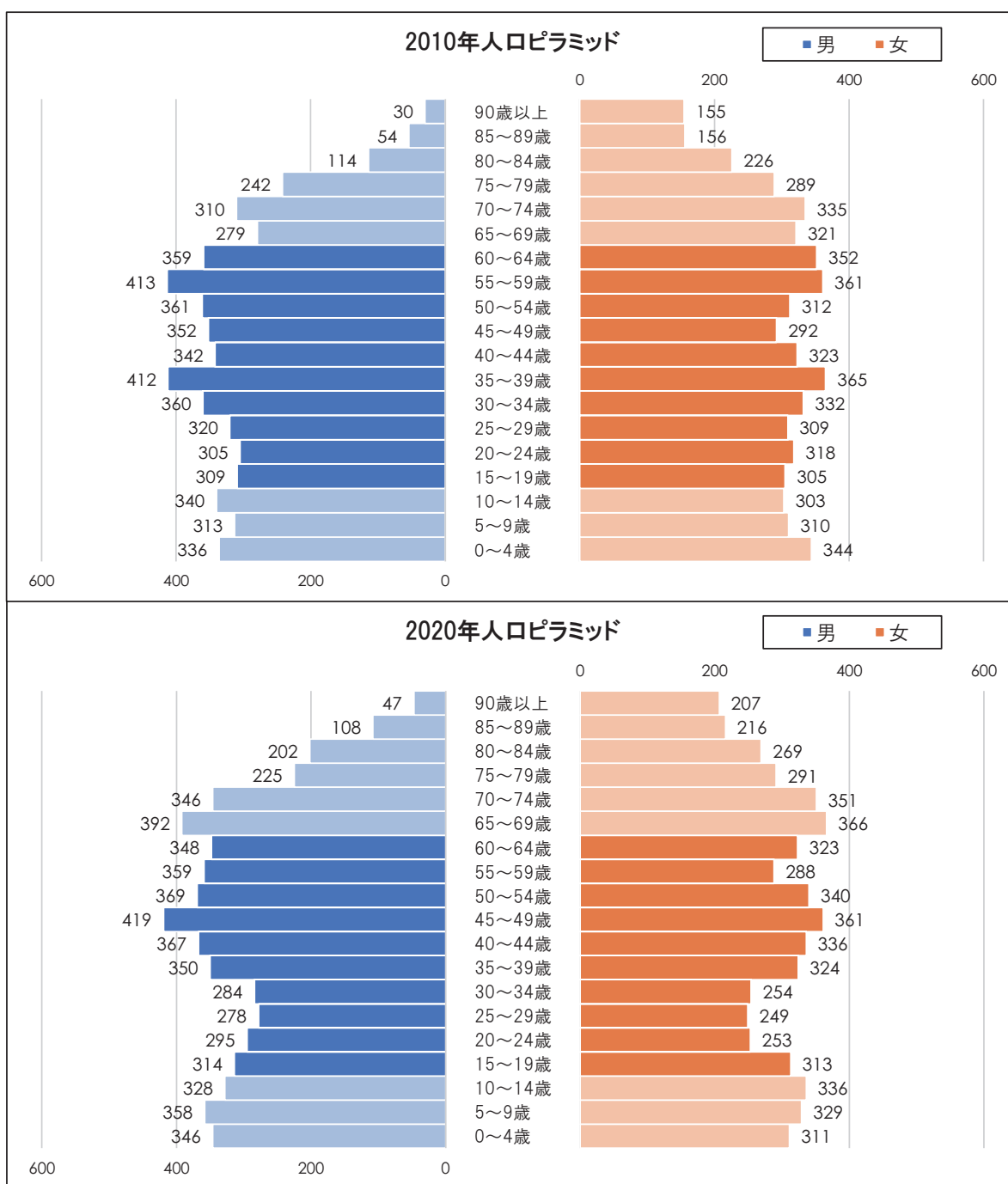
	金武区	並里区	屋嘉区	伊芸区	中川区
2000年(20年前)	44.9%	24.0%	14.9%	8.2%	8.1%
2010年(10年前)	43.0%	24.2%	16.1%	8.7%	8.1%
2020年	40.6%	24.4%	17.2%	9.5%	8.4%

※四捨五入表示のため、合計が100にならない場合がある。

③人口ピラミッド

平成22(2010)年当時の本町の人口ピラミッドは、転出等により10代後半から20代にかけての人口が少なく、しかし出生数は多いため裾が広がった、いわゆる星型といわれる形をしていました。本町の特徴である高い出生数が人口ピラミッドにも表れていたといえます。一方、令和2(2020)年の人口ピラミッドは、裾がしぼんだひょうたん型になっています。子育て世代のなかでも特に20歳から34歳が少なく、さらに出生数も少なくなっており、本格的な人口減少が危惧されます。また、女性よりも男性の高齢者の数が少なく、男性の死亡率が高いことも課題のひとつです。

図表5 人口ピラミッド



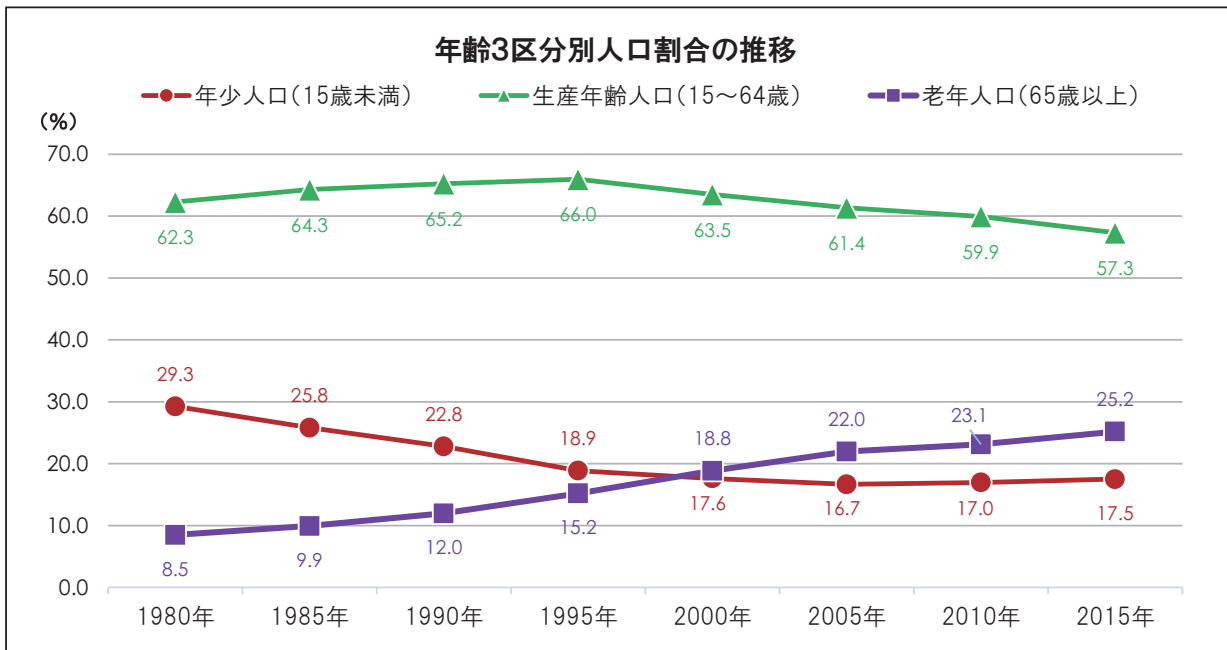
資料: 金武町資料

④年齢3区分別人口割合の推移

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分から本町の人口動向をみると、昭和55年(1980)時点では、生産年齢人口割合が62.3%、老年人口の割合は8.5%でした。生産年齢人口割合はその後増加していましたが、平成7(1995)年をピークに減少に転じています。また、徐々に年少人口割合の低下と老年人口割合の増加が進行し、平成12(2000)年からは老年人口割合が、年少人口割合を上回っています。

世界保健機構(WHO)の定義では、総人口に占める老年人口の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。本町においては、平成17(2005)年に老年人口の割合が22.0%となり、超高齢社会に突入しています。具体的には、昭和55(1980)年には7.3人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えていたのに対して、平成27(2015)年時点では2.3人の生産年齢人口で1人の老年人口を支える構造となっています。今後も老年人口割合は増加を続けるものと想定されるため、生産年齢人口の増加や、高齢者が生涯にわたって元気に過ごせる環境を整えることが重要となります。

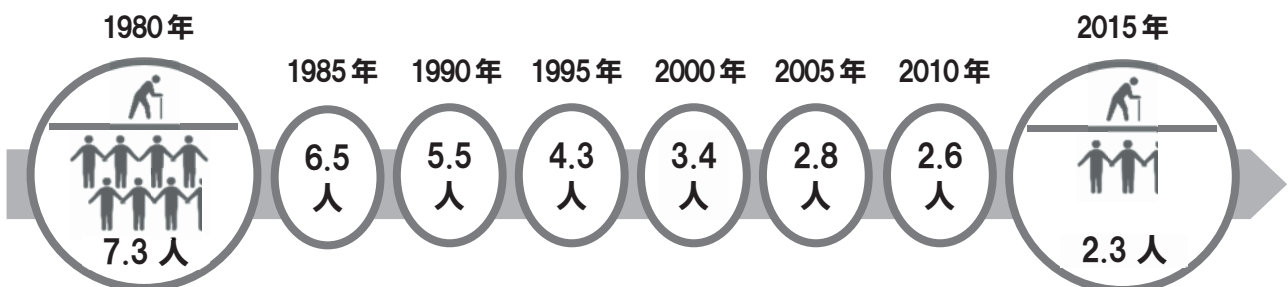
図表6 年齢3区分別人口割合の推移



資料:総務省統計局「国勢調査」

※総人口には年齢の「不詳」を含む。

図表7 老年人口1人を支える生産年齢人口の推移

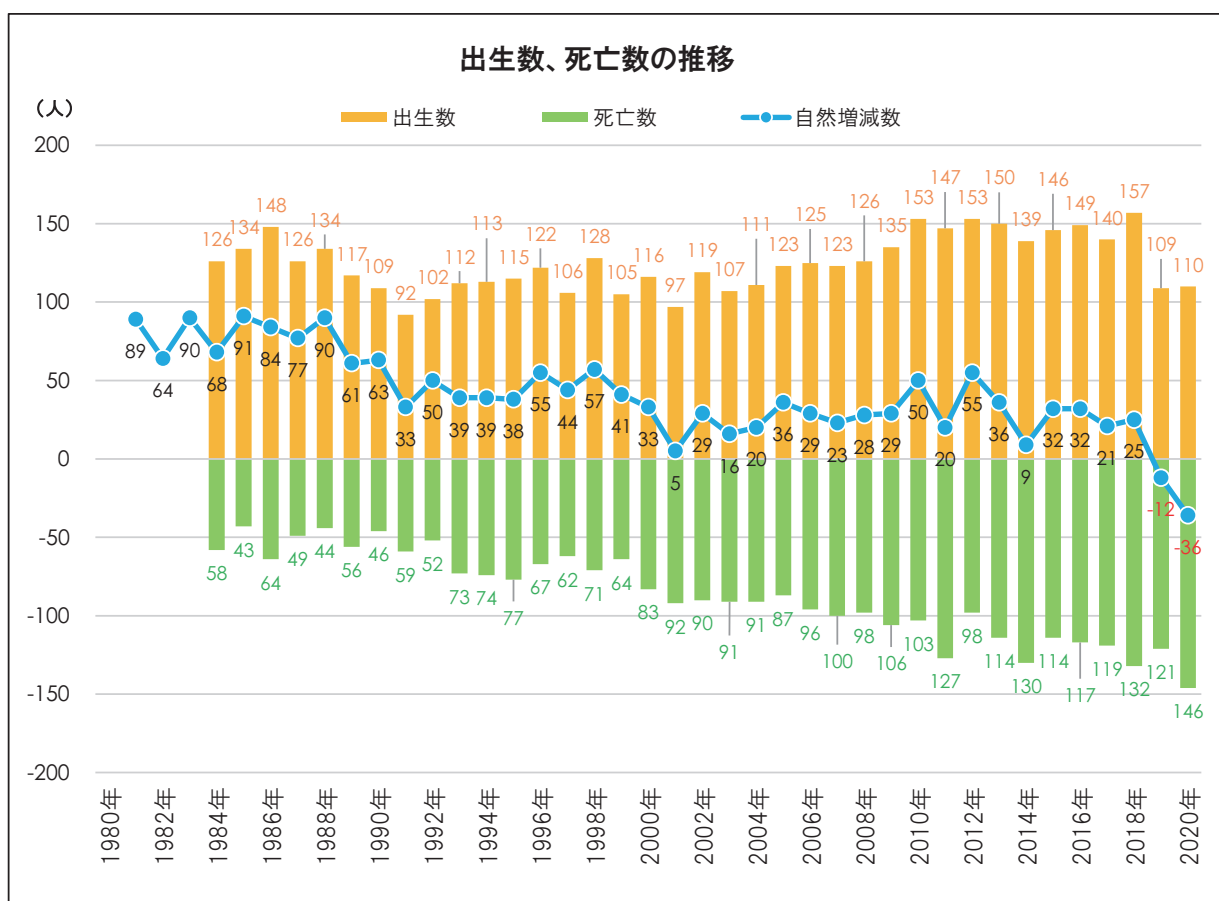


⑤出生・死亡数の推移

昭和59(1984)年からの出生数・死亡数の推移をみると、出生数は増加・減少を繰り返しながら平成30(2018)年頃までは概ね増加傾向にありましたが、直近の平成31(2019)年及び令和元(2020)年は大幅減少となっています。死亡数は増加・減少を繰り返しつつも、一貫して増加傾向にあるといえます。

自然増減数(出生数と死亡数の差)をみると、平成30(2018)年まではずっと「自然増(プラス)」が続いており、高い出生数が本町の人口増加を支えていました。しかし、出生数の減少により平成31(2019)年からは「自然減(マイナス)」に転じています。出生数減少の理由として、子どもを産み育てる世代が減少していることなどが考えられます。新型コロナウイルス感染症などの影響も相まって今後も出生数が低い状態が続くことが懸念され、町民の産みたい希望をかなえるための施策が重要になっています。

図表8 出生・死亡数の推移



資料: 沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在(前年の10月～当年の9月)の出生数・死亡数。

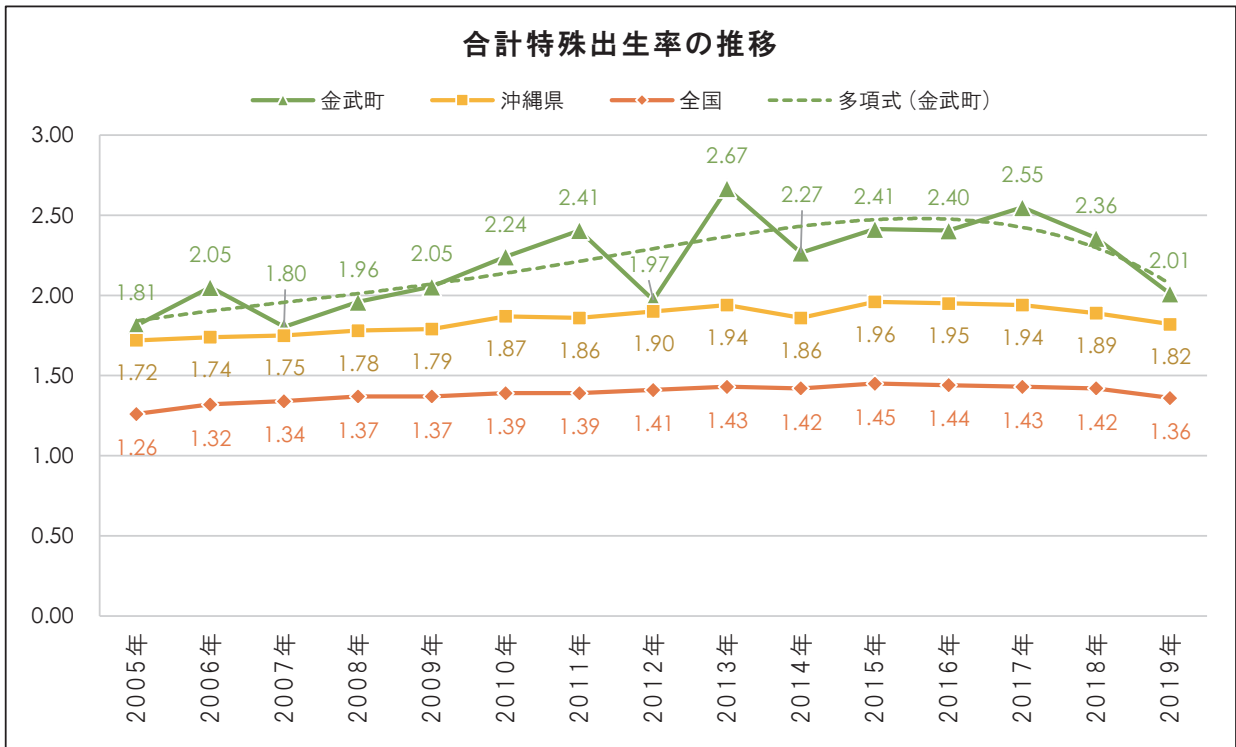
※昭和55(1980)年～昭和58(1984)年は詳細データなし。

⑥合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を指数化したもので、現状と同程度の人口を維持するためには2.06～2.08(年によって変動する)が目安になると言われています。合計特殊出生率には、ある世代の出生状況に着目した「コーホート合計特殊出生率」と、ある期間(1年間)の出生状況別にみた「期間合計特殊出生率」の2つがあり、前者は対象世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして後者の「期間合計特殊出生率」が一般に用いられています。

令和2(2020)年7月に公表された厚生労働省「平成25年～平成29年人口動態保健所・市町村別統計」によれば、本町の合計特殊出生率は2.47で全国1位でした。しかし、年ごとの合計特殊出生率の推移をみると、平成30(2018)年及び平成31(2019)年は減少傾向にあります。平成31(2019)年全国平均1.36、県平均1.82と比較して依然高い水準にありますが、町として対策を検討することが必要です。

図表9 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査/都道府県別にみた年次別合計特殊出生率」、

金武町の数値は、住民基本台帳人口及び「沖縄県衛生統計年報」の母の年齢階級別出生数をもとに算出

※(期間)合計特殊出生率=(母の年齢階級別出生数÷年齢階級別女性人口)×5

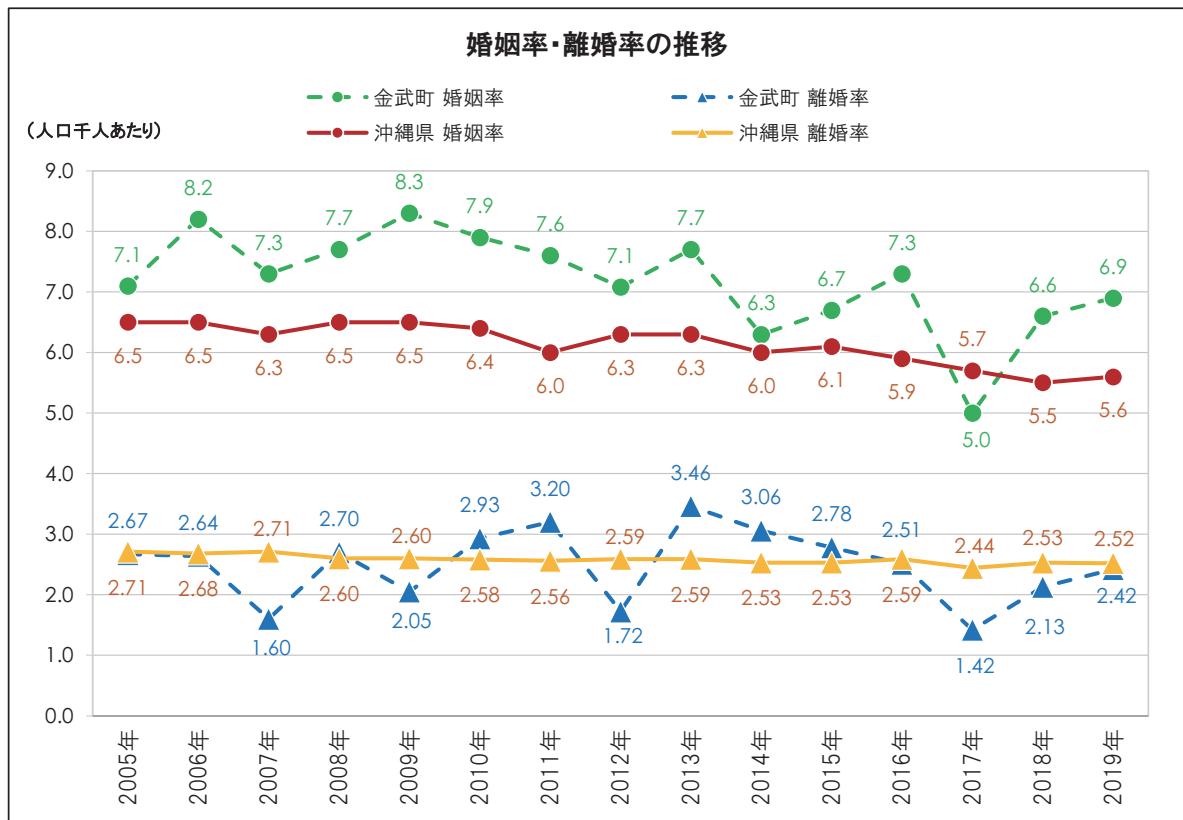
⑦婚姻率・離婚率の推移

令和元(2019)年における本町の婚姻率は6.9、離婚率は2.42となっています。

婚姻率は、平成29(2017)年まで減少傾向でしたが、近年は再び増加傾向にあります。沖縄県全体の婚姻率よりも高いことが特徴です。

離婚率は、平成28(2016)年から県平均よりも低い数値で推移していましたが、ここ数年は増加傾向にあります。離婚率の増加は将来人口の増加に影響を与える要因になると考えられるため、町民が安心して産み育てることができる環境をつくることが重要です。

図表 10 婚姻率・離婚率の推移



資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県人口動態統計」

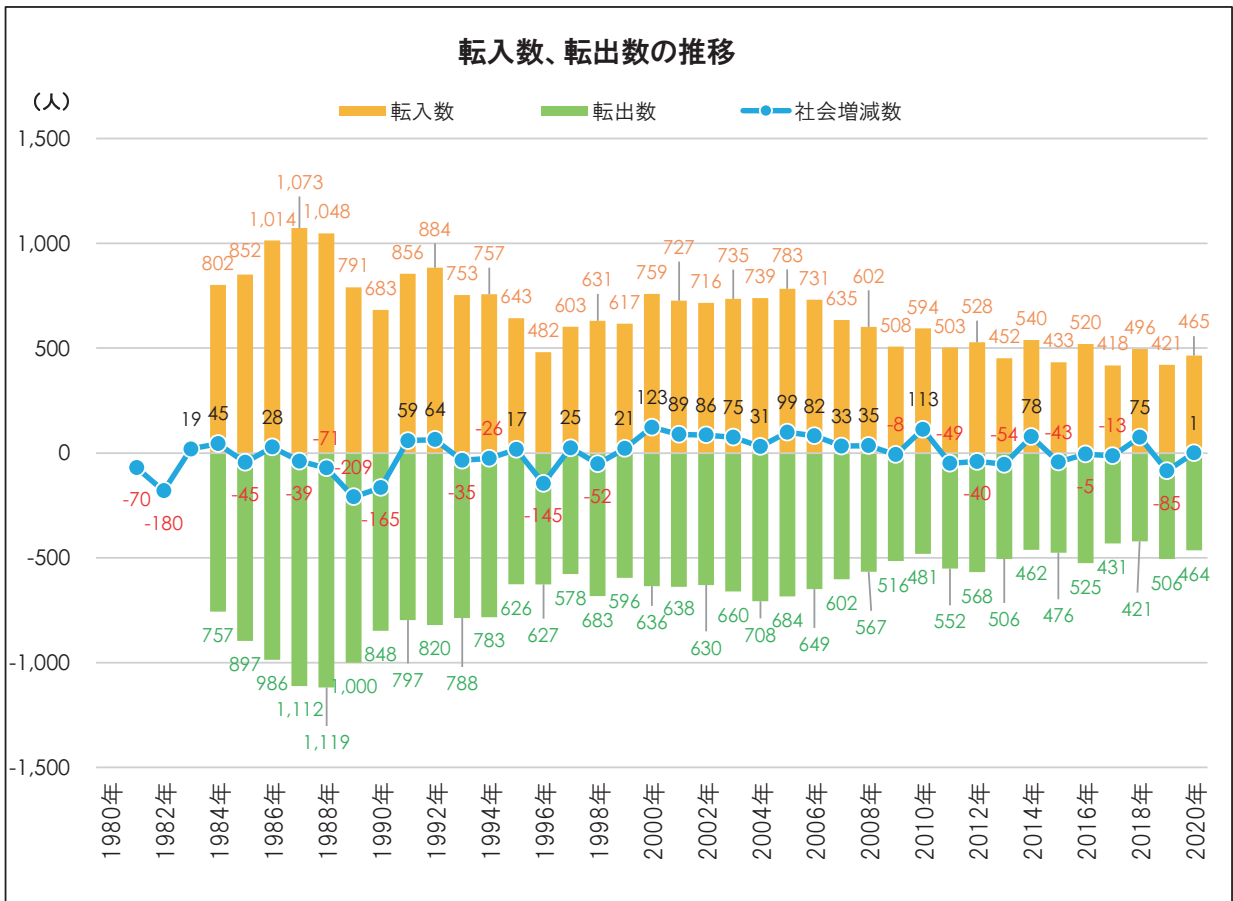
⑧転入数・転出数の推移

昭和59(1984)年からの転入数・転出数の推移をみると、昭和60年代には転入数を転出数が上回り、社会増減は「社会減(マイナス)」の傾向がありました。とくに平成元(1989)年の社会減は大きく、165人もマイナスとなっています。高度経済成長期による、出稼ぎの影響ではないかと考えられます。

その後しばらく転入超過傾向にありましたが、平成23(2011)年頃から転出超過傾向にあります。特に令和元(2019)年は85人のマイナスとなり、このまま社会減傾向が続けば、人口を維持するにあたって大きな問題となります。

一方、近年は民間事業者によるマンション建設などの動向がみられることから、今後しばらくは転入数の増加が可能と考えられます。今後も住みよいまち・選ばれるまちづくりを進め、社会増を増やす取り組みが重要です。

図表11 転入・転出数の推移



資料：沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在(前年の10月～当年の9月)の出生数・死亡数。

※昭和55(1980)年～昭和58(1984)年は詳細データなし。

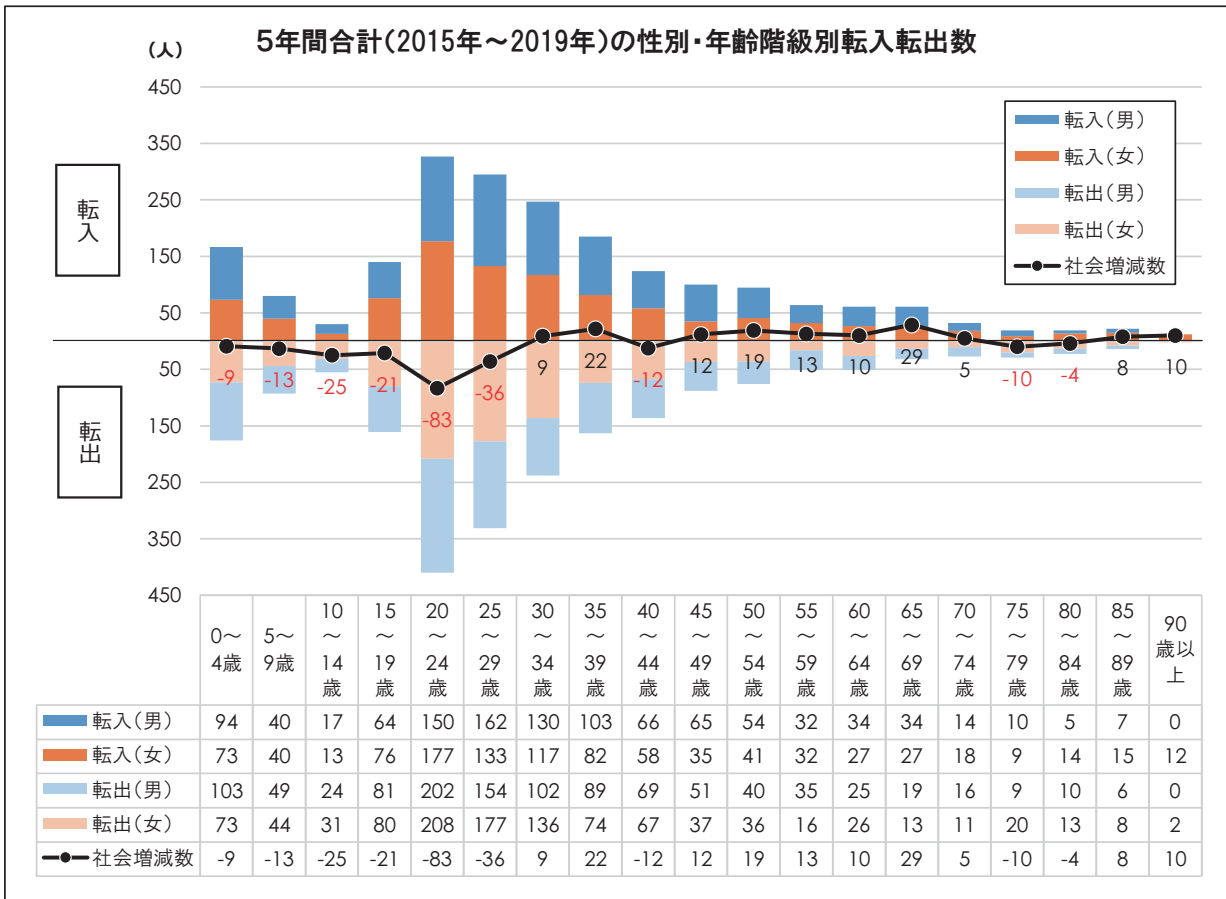
⑨性別・年齢階級別の転入数・転出数の現状

平成27(2015)年から令和元(2019)年における性別・年齢階級別の転入数・転出数をみると、本町においては、移動する年齢について転入・転出ともに似た傾向があります。10代後半から40代にかけての移動が多く、特に20歳から34歳の移動は100人を超えています。また、0～4歳の転入・転出が多いことから、子どもを伴ったファミリー層の移動が多いことが伺えます。一方、60歳以上の高齢者の移動は少なくなっています。30歳未満においては転出超過傾向、それ以上は転入超過の傾向が伺えます。

男性の場合は、転入が最も多い年代は25～29歳、転出が最も多い年代は20～24歳となっています。進学や就職、結婚等を契機に本町から転出している可能性があります。

女性の場合は、転入・転出ともに20歳から29歳の移動が最も多い傾向があります。その要因として、大学への進学や就職、結婚等が考えられます。また、20歳から34歳にかけての移動数は男性よりも多い傾向がある一方で、35歳以降は男性よりも女性の方が、移動が少なく安定しています。女性の場合は、結婚や就職により移動した後は、移動先に定着しているものと考えられます。

図表12 5年間合計の性別・年齢階級別の転入・転出数の状況



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

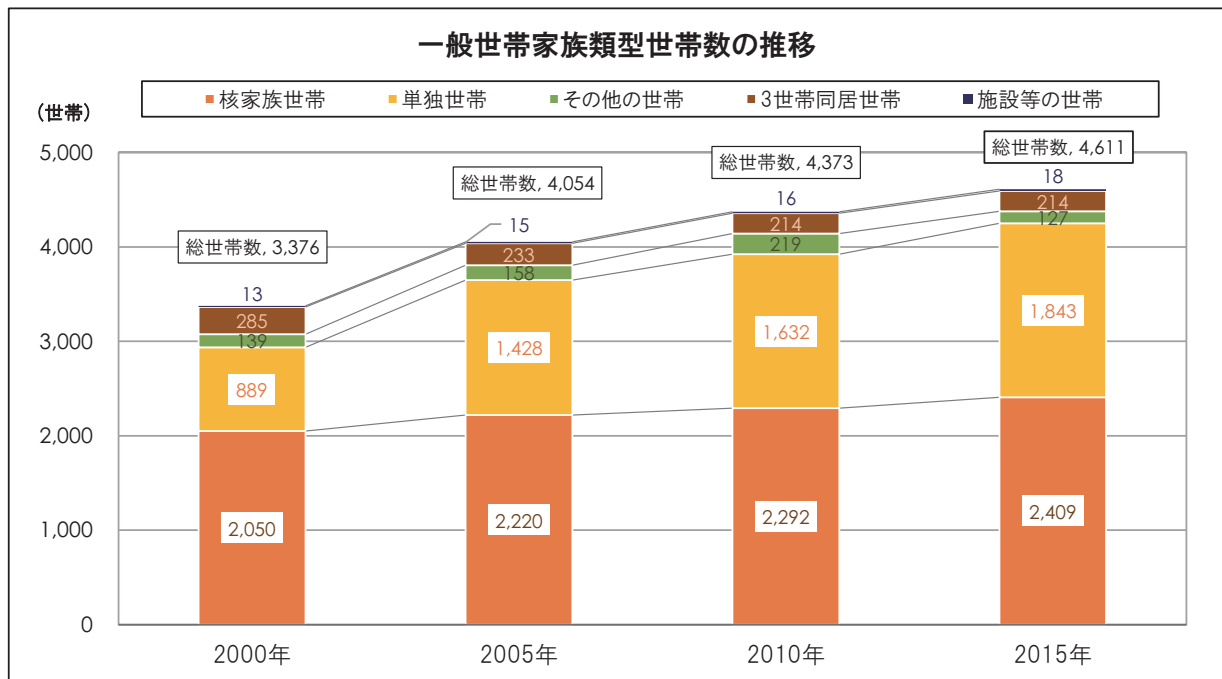
⑩世帯数の推移

本町における総世帯数は、平成27(2015)年時点で4,611世帯でした。家族類型別の内訳をみると、核家族世帯と単独世帯で約4,000世帯、92.2%を占めています。3世帯同居世帯は214世帯で、4.6%となっています。

総世帯数の推移をみると、平成12(2000)年は3,376世帯、平成17(2005)年は4,054世帯と、世帯数の大幅な増加が伺え、その後5年間単位ではおよそ300世帯ずつ増加しています。家族類型別では、核家族及び独居世帯が増加し、その反対に3世帯同居世帯は減少がみられます。

図表13 家族類型別世帯数の推移(単位:世帯)

	総世帯数	一般世帯					施設等の世帯
		総数	核家族	単独	その他	3世帯同居	
平成12年	3,376	3,363	2,050	889	139	285	13
平成17年	4,054	4,039	2,220	1,428	158	233	15
平成22年	4,373	4,357	2,292	1,632	219	214	16
平成27年	4,611	4,593	2,409	1,843	127	214	18

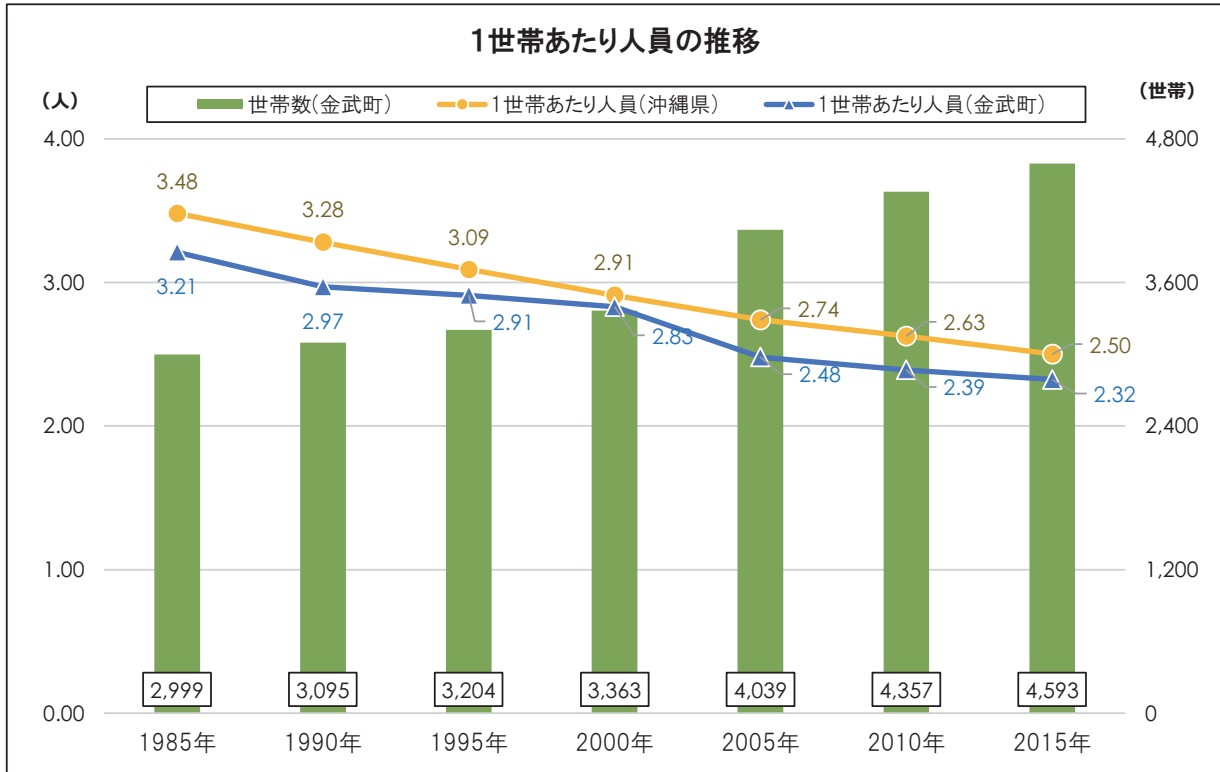


資料:総務省統計局「国勢調査」

⑪ 1世帯あたり人員の推移

本町における1世帯あたり人員は世帯数の増加と反比例して年々減少しており、平成27(2015)年時点では2.32人となっています。これは沖縄県全体の2.50人を下回っており、本町においては、核家族化、単独世帯化が進行しています。

図表14 1世帯あたり人員の推移



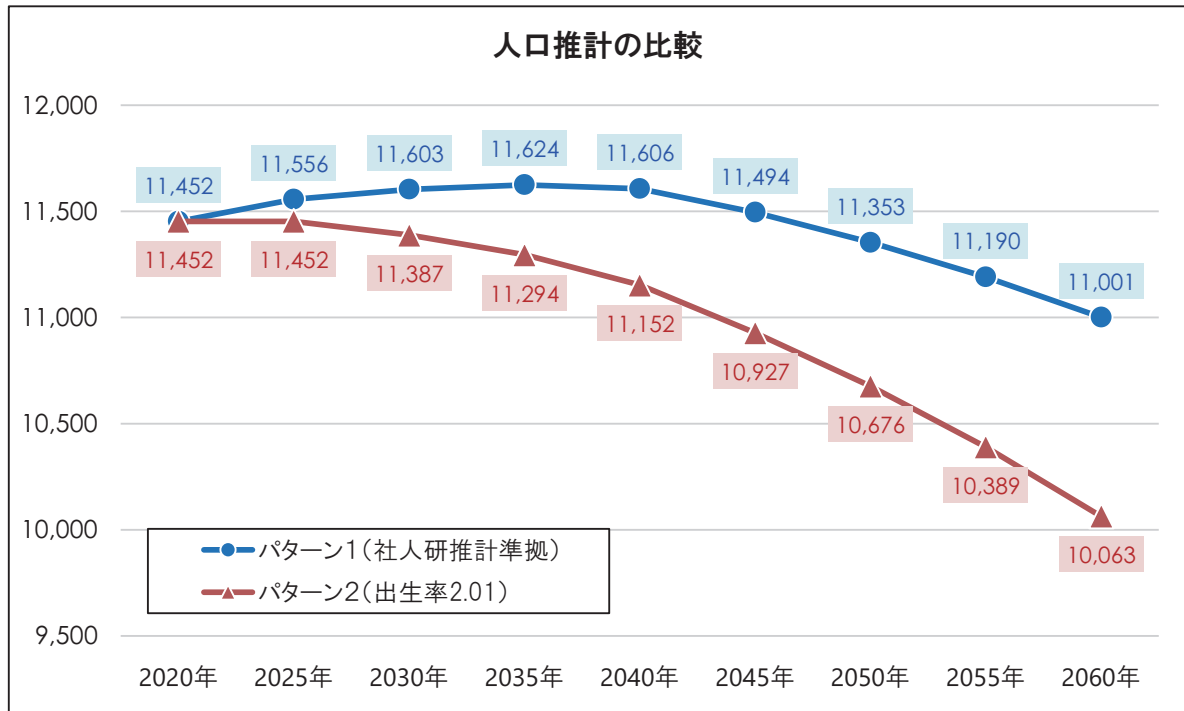
資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 将来推計及びシミュレーション

① 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研とする)の推計を参考に、本町の将来人口を推計すると次のとおりです。

図表15 将来人口推計の比較



資料: 国配布のワークシートをもとに独自推計

【パターン1】

- パターン1は、社人研の推計をベースに、基準年人口を令和2(2020)年10月1日現在の住民基本台帳人口に置き換えて推計したものです。
- 人口はしばらく増加傾向ですが、15年後にあたる令和17(2035)年の11,624人をピークに減少に転じ、40年後の令和42(2060)年には11,001人まで減少する推計となっています。

【パターン2】

- パターン1の推計をベースに、合計特殊出生率を、本町の令和2(2020)年の期間合計特殊出生率である2.01に置き換えて推計したものです。
- 人口は今後減少し、令和42(2060)年には10,658人まで減少する推計となっています。
- パターン1とパターン2は合計特殊出生率の値が違うだけですが、およそ1,000人の差が生じています。本町においては、出生率の高さが人口の増加を支えていることがわかります。

図表16 各推計の特徴

	パターン1(社人研推計準拠)	パターン2(独自推計)
基準年人口	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳人口(※1) (令和2(2020)年10月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳人口 (令和2(2020)年10月1日現在)
出生に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、平成27(2015)年の全国の子ども女性比(※2)と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和2(2020)年以降、市町村ごとに仮定。 子ども女性比を計算式をもとに合計特殊出生率に換算すると、本町においては2.41前後で推移する数値となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども女性比ではなく、町で算出した令和2(2020)年の期間合計特殊出生率(※3)の値2.01が今後もずっと続くと仮定。
死亡に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成22(2010)年→平成27(2015)年の生存率の比から算出される生存率を都道府県内市町村に対して一律に適用。 60～64歳→65～69歳以上では、上記に加えて、都道府県と市町村の平成12(2000)年→平成22(2010)年の生存率の比から算出される生存率を市町村に適用。 	<ul style="list-style-type: none"> パターン1と同じ数値を使用。
移動に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、2010年～2015年の国勢調査(実績)等に基づいて算出された移動率が、令和22(2040)年以降も継続すると仮定。 なお、平成22(2010)年～平成27(2015)年の移動率が、平成17(2005)年～平成22(2010)年以前に観察された移動率から大きく乖離している地域や、平成27(2015)年の国勢調査後の人口移動傾向が平成22(2010)年～平成27(2015)年の人口移動傾向から大きく乖離している地域、移動率の動きが不安定な人口規模の小さい地域では、別途仮定地を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> パターン1と同じ数値を使用。

※1:住民基本台帳人口を用いた理由は、毎年度の成果確認が容易であるため、また、総合計画における目標人口(住民基本台帳人口に基づく)との整合を図るためである。

※2:子ども女性比…15歳～49歳の女性人口に対する0～4歳人口の比のこと。生まれる子どもの数の推計に使用される。

※3:期間合計特殊出生率…ある1年間の15歳～49歳の女性の出生率を合計したもの。生まれる子どもの数の推計に使用される。本町における期間合計特殊出生率の推移は、104ページを参照のこと。

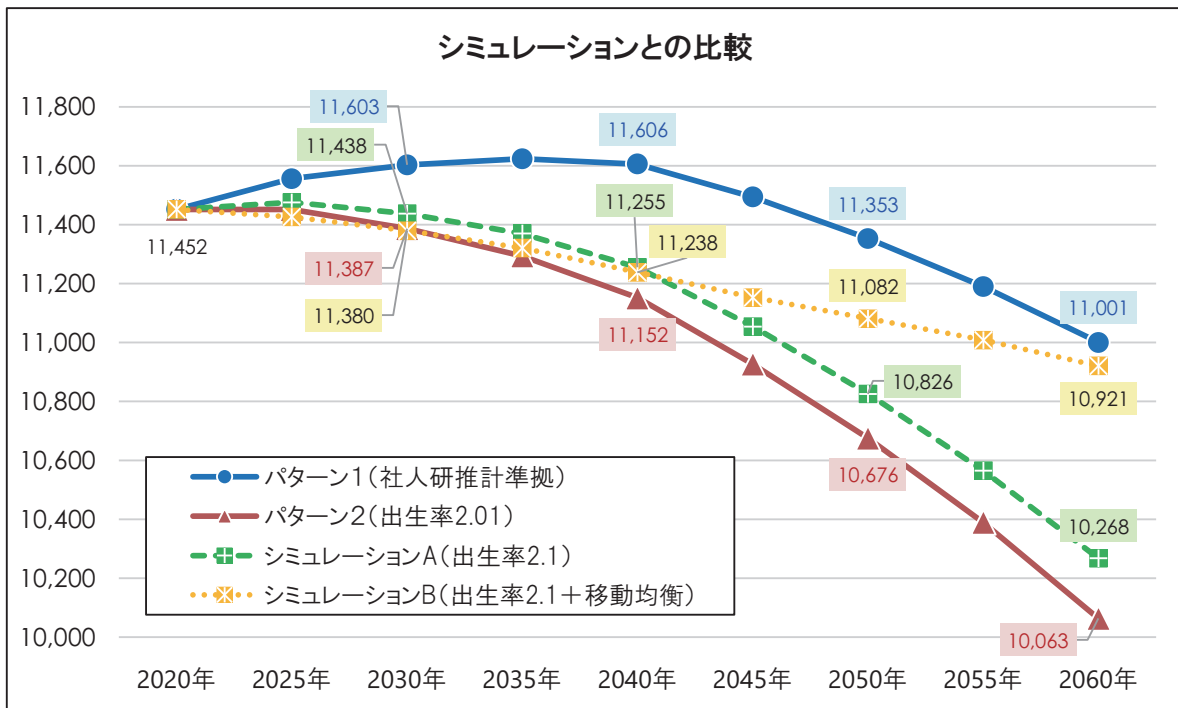
②シミュレーション

将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析するため、パターン1及びパターン2の推計に加え、2つのシミュレーションを行いました。

パターン1	社人研の推計をベースに、基準年人口を住民基本台帳人口(令和2/2020年10月1日現在)に置き換えた推計
パターン2	パターン①をベースに、合計特殊出生率について、本町の令和2(2020)年の期間合計特殊出生率2.01が続くと仮定した推計
シミュレーションA	パターン①をベースに、合計特殊出生率について、人口置換水準(※1)を超える2.1が続くと仮定した推計
シミュレーションB	シミュレーションAをベースに、人の移動が均衡(ゼロになった)と仮定した推計

※1:人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

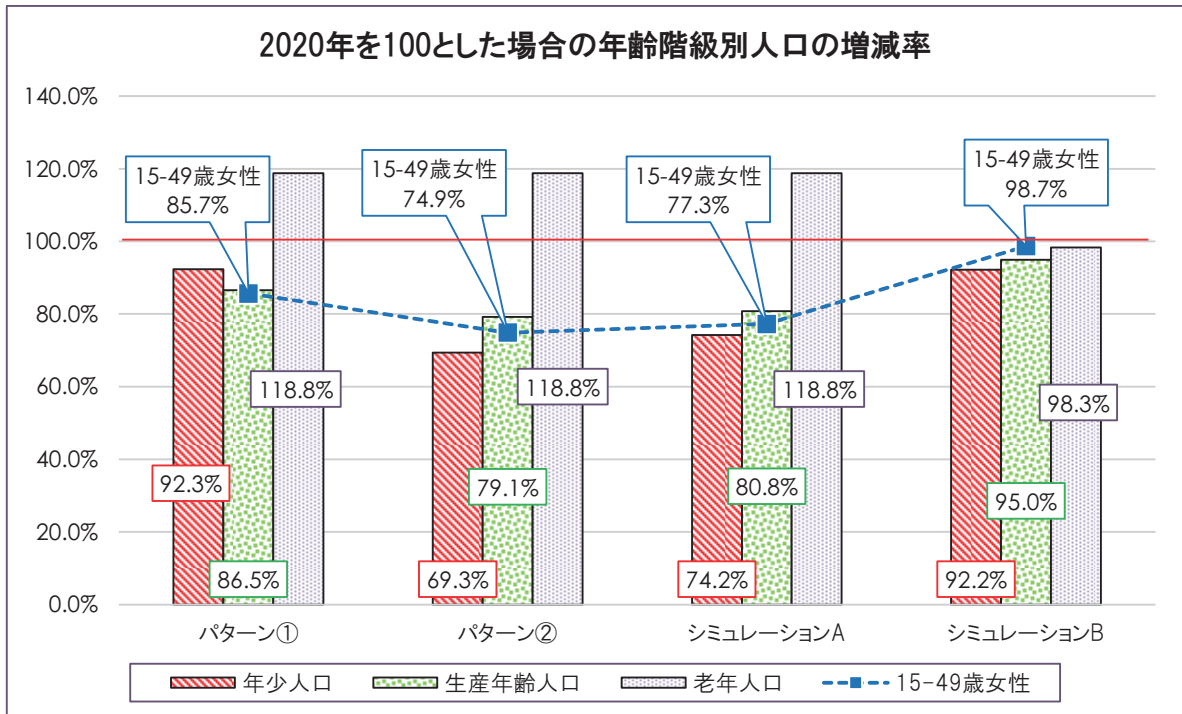
図表17 シミュレーション結果



図表18 シミュレーションごとの年齢階級別人口の推移

人口		総人口	0-14歳人口	うち0-4歳	15-64歳人口	65歳以上人口	15-49歳女性人口
2020年	現況値	11,452	2,008	657	6,424	3,020	4,397
2060年	パターン①	11,001	1,854	591	5,559	3,587	3,767
	パターン②	10,063	1,392	429	5,084	3,587	3,292
	シミュレーションA	10,268	1,490	463	5,191	3,587	3,399
	シミュレーションB	10,921	1,851	606	6,102	2,968	4,340

図表19 令和2(2020)年を100とした場合の年齢階級別人口の増減率



【シミュレーション結果の分析】

- パターン①が最もよい結果となりました。パターン①は子ども女性比を使用して推計を行っていますが、この子ども女性比を計算式に基づいて合計特殊出生率に換算すると2.41前後となり、本町の人口維持には、高い出生率が不可欠であることがわかります。
- 合計特殊出生率が現状の2.01のまま続くと仮定したパターン②が、最も人口の減少幅が大きい結果となりました。合計特殊出生率が2.1まで改善すると仮定したシミュレーションAにおいても、パターン②とほぼ同じ推移で、令和42(2060)年には10,300人程度まで減少する推計となっています。
- シミュレーションBは、パターン①に次いでよい結果となりました。シミュレーションBは、シミュレーションAの条件に加え、社会増減が0(ゼロ)になったと仮定した推計です。社会増減が0になることでシミュレーションAよりもよい結果になっていることから、本町における人口減少の大きな理由として社会減(人口の流出)があることがわかります。
- 年齢階級別人口の増減率をみると、すべての推計において年少人口及び生産年齢人口の減少がみられます。社会増減を0としたシミュレーションBが比較的よい結果となっていることから、健全な年齢構造とするためにも社会減の影響をいかに抑えるかが重要です。

(3)金武町人口ビジョン

前項までに整理した人口動態やシミュレーション結果を踏まえ、本町の将来人口の展望を次のとおり設定します。人口の減少は、地域コミュニティの維持や経済活力の低下につながる危険性をはらんでいます。活力ある金武町を継続していくためにも、適切な人口の維持を目指します。

本町の将来人口の展望

令和 42 (2060) 年に 12,000 人程度の人口を維持する

第5次金武町総合計画では、令和7(2025)年に人口12,000人を目指すことを位置付けており、その整合を図りながら、同程度の人口を維持することを目指す。

ア. 合計特殊出生率の目標

合計特殊出生率は令和2(2020)年は2.01まで落ち込んでいるため、今後は段階的に増加させ、30年後の令和32(2050)年に2.45まで増加させることを目指します。

ただし、合計特殊出生率が高い数値であっても、子どもを産み育てる世代の人口が少なくては、出生数は増えません。生産年齢人口の増加を目指す「イ. 移動数の目標」と連動した取り組みを進めます。

図表20 合計特殊出生率の展望

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊出生率	2.01	2.15	2.20	2.30	2.40	2.43	2.45	2.45	2.45

イ. 移動数の目標

20歳から49歳までの男女が、次のとおり転入超過することを目指します。

- ①令和3(2021)年～令和12(2030)年にかけて、20歳～49歳の男女が毎年およそ35人転入超過
- ②令和13(2031)年～令和17(2035)年にかけて、20歳～49歳の男女が毎年およそ25人転入超過
- ③令和18(2036)年～令和42(2060)年にかけて、20歳～49歳の男女が毎年およそ15人転入超過

近年は民間事業者によるマンション等の建設がみられ、今後も一定数の転入が見込まれます。このような動向と足並みをそろえて取り組みを進めます。

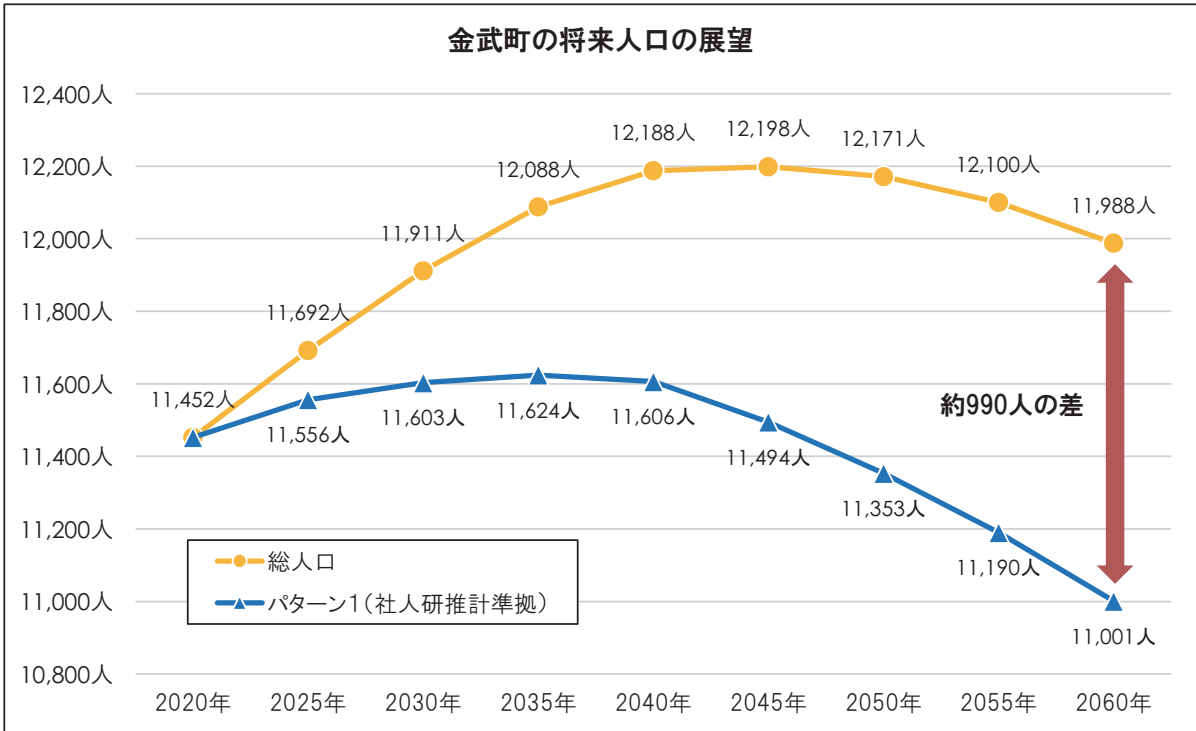
図表21 移動数(転入超過数)の展望(男女計)

	2021～ 2025年	2026～ 2030年	2031～ 2035年	2036～ 2040年	2041～ 2045年	2046～ 2050年	2051～ 2055年	2056～ 2060年
20～49歳 人口の転入 目標	180人	180人	120人	60人	60人	60人	60人	60人

①将来人口の推計

展望を達成した場合の本町の将来人口は令和42(2060)年に11,988人となり、何も手立てを打たない場合の推計(パターン1/社人研推計準拠)よりも約990人の増加が期待されます。

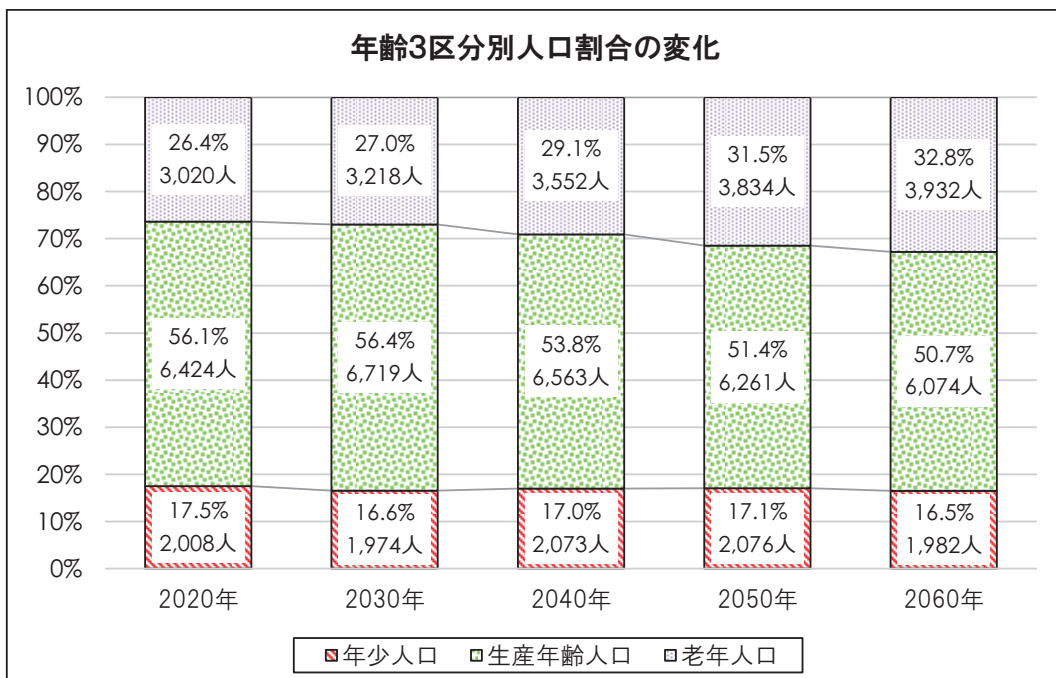
図表22 将来人口の展望



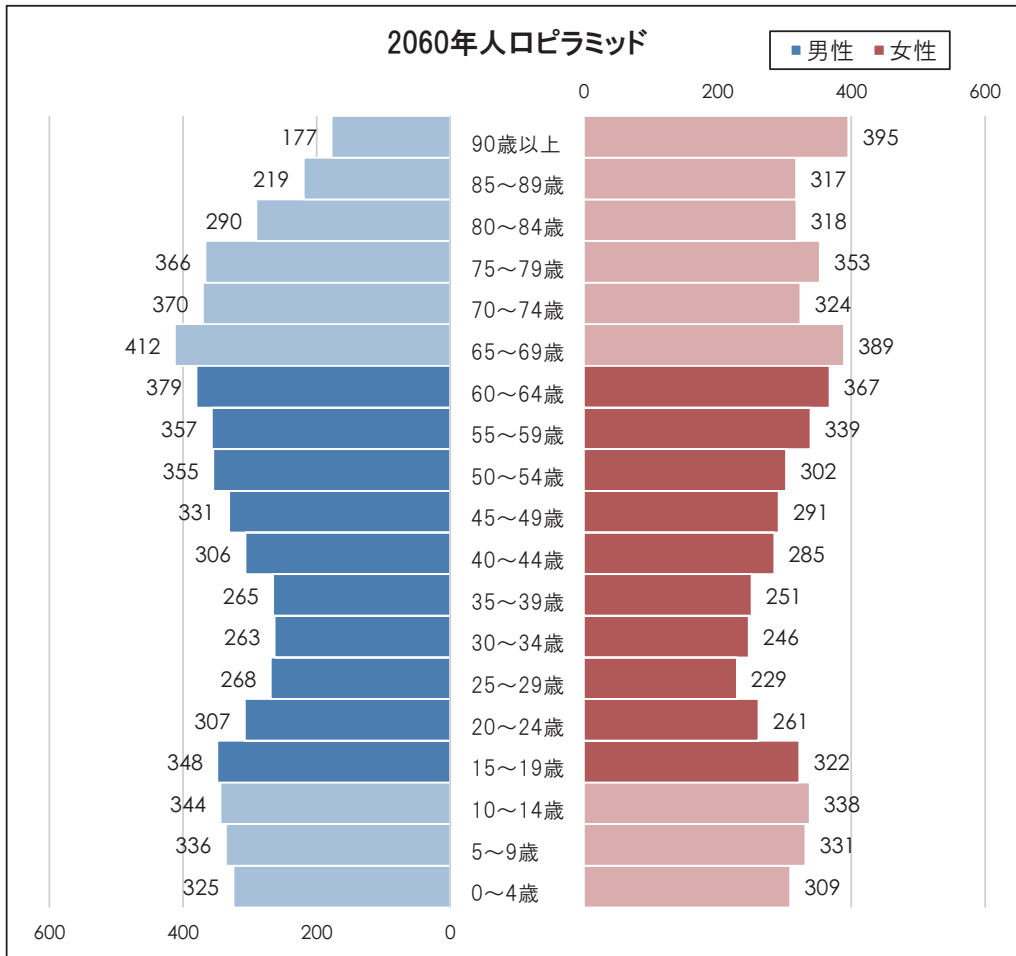
②年齢3区分別人口及び人口ピラミッド

将来人口の年齢3区分別人口及び人口ピラミッドを推計すると、下記のようにになります。

図表23 年齢3区分別人口の展望



図表24 2060年の人口ピラミッド



③ 目指すべき将来の方向

先述までの状況を踏まえ、本町における目標人口を達成するための視点を次のとおり定めます。

「地方版総合戦略(金武町版)」では、結婚・出産や仕事について町民の希望を叶え、現役時代に活躍できるまちを目指してまちづくりを行ってきました。今後もその取り組みは継続しつつ、町外からの移住者も含めて、みんなで元気な金武町をつくることを目指します。

目標人口を達成するための視点

① 生まれる子どもの数を増やす

- ・ 結婚・出産について町民の希望をかなえる
- ・ 安心して産み育てられる環境を維持・強化する

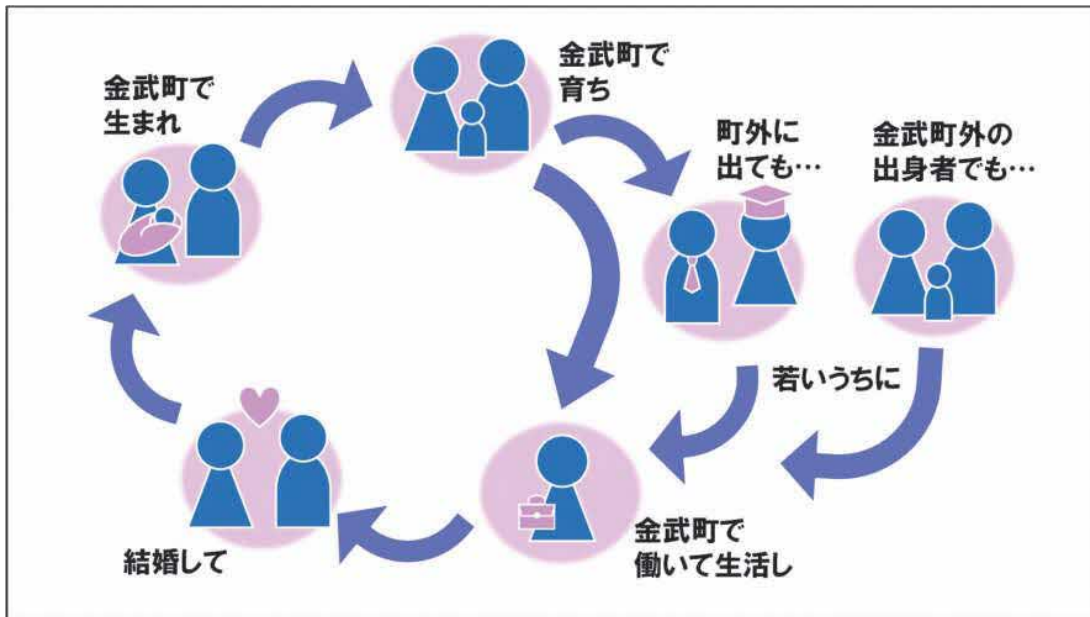
② 町民のUターンを促す

- ・ 町民が住み続けられる環境をつくる（交通・情報ネットワークの整備、求人とのマッチングなど）

③ 町外からのIターン・Jターンを促す

- ・ 選ばれるまちをつくる（魅力の醸成、発信）
- ・ 希望者が住める環境をつくる（ハード・ソフト両面からの受け入れ環境の整備など）

図表25 目指すサイクル



第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の特徴

(1)計画の位置付け・期間

①計画の位置付け

本町では、平成28(2016)年3月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて「金武町人口ビジョン」及び「地方版総合戦略(金武町版)」を策定し、人口の将来展望の実現にむけて各種取り組みを進めてきました。その目標期間は終了しましたが、本町における地方創生は今後も切れ目なく推進していく必要があります。

他方、本町では、まちづくりの指針として今年度「第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕」を策定し、「みんなで築く 夢と希望がもてるまち」を目指してまちづくりを進めています。そのため、本戦略では、国や県の地方創生にむけた計画を踏まえながら、「第5次金武町総合計画」に基づき、人口増加及び維持にむけて、まち・ひと・しごとの好循環を目指します。

②対象期間

第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間は、第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕の期間と同じく、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

(2)国・県の人口に関するビジョン・戦略について

①国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元(2019)年12月20日)

令和元(2019)年12月に国の長期の人口ビジョンである「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」と、地方創生の目標や方向性等を示す「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。同戦略では、第1期の5年間で進められてきた取り組みの検証を行い、地方創生の目指すべき将来や、令和2(2020)年度を初年度とする5か年間の目標や施策の方向性等をとりまとめています。概要を以下に整理します。

計画期間:令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年間

ア. 基本的な考え方と政策の企画・実行に当たっての視点

- 地方創生の目指すべき将来として、「将来にわたって『活力ある地域社会』の実現」と、「『東京圏への一極集中』の是正」の2つを掲げている。
- 第2期の施策の方向性を踏まえ政策5原則が見直された。これを踏まえて施策を展開する。

政策5原則

自立性	地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
将来性	施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
地域性	地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
総合性	施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
結果重視	施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

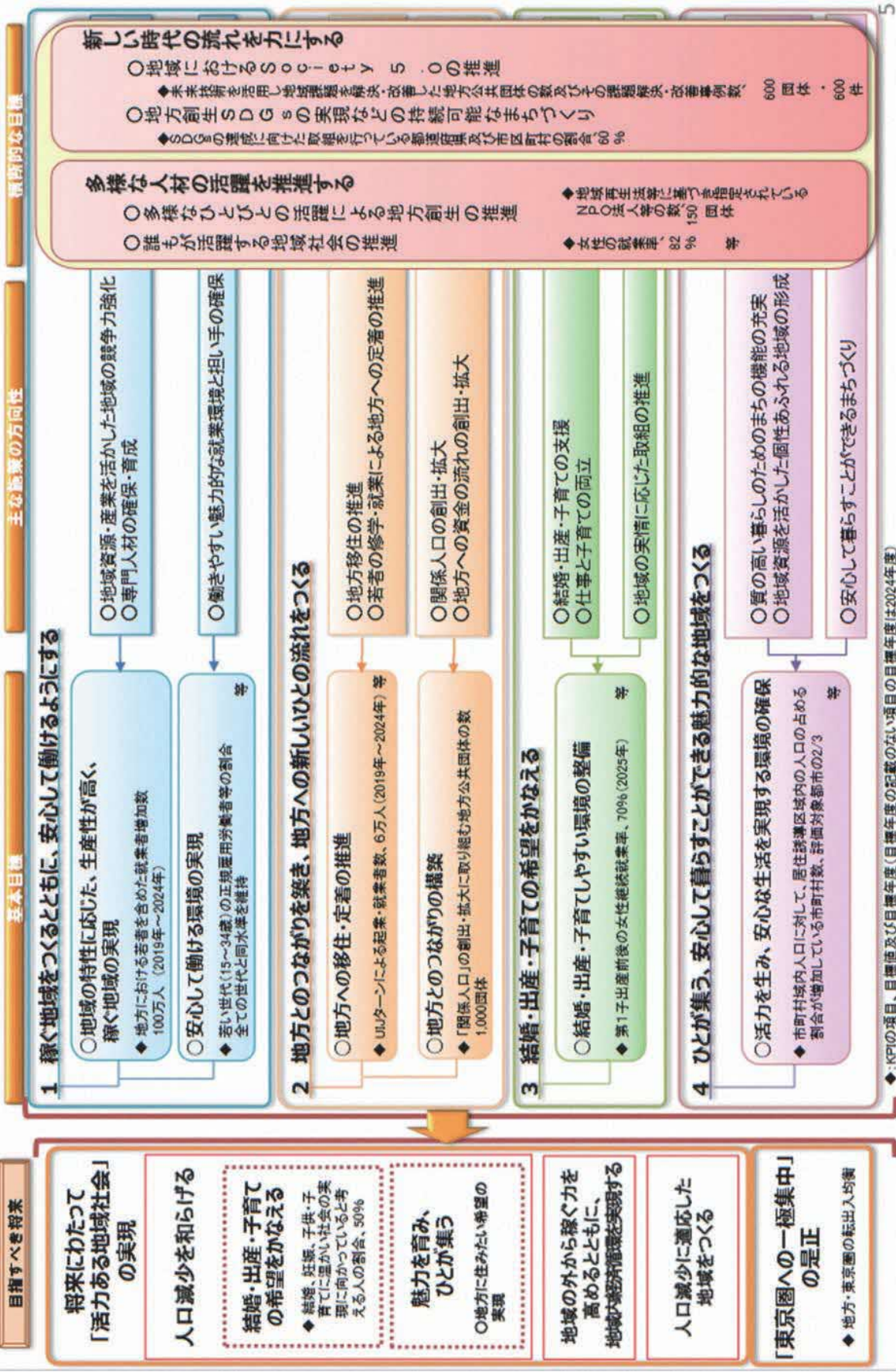
出典:まち・ひと・しごと創生本部「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」より作成

イ. 今後の施策の方向性

- 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げる。

基本目標①	稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
基本目標②	地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
基本目標③	結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標④	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標①	多様な人材の活躍を推進する
横断的な目標②	新しい時代の流れを力にする

第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>



出典：まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創成期ビジョン(令和元年改訂版)及び第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(概要)」

②県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（令和2（2020）年3月）

沖縄県では、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、「沖縄県人口増加計画（改訂版）」を沖縄県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略と位置付けていましたが、令和元（2019）年12月に国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたことを受け、令和2（2020）年3月に「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画」として改定しています。同計画では国の総合戦略を勘案し、さらにSDGsの視点や関係人口の創出・拡大、新しい時代の流れを力にした取り組みなど施策の拡充等を図っています。県が講ずる施策の概要を以下に示します。

なお、同計画は平成24（2012）年策定の「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」を補完する個別計画の一つとして位置付けられています。

計画期間：平成26（2014）年から令和3（2021）年度まで

ア. 人口増加にむけた施策の展開

- 人口増加にむけた施策の展開とその取り組みは、123ページの図のとおりである。

イ. 北部地域の概況と施策展開（金武町に關係する部分のみ抜粋）

- 地域の人口規模や産業構造、地理的環境によって施策の効果に違いがあるため、県内を5つの地域（北部、中南部、南部離島、宮古、八重山）に分け、地域ごとに概況と施策展開を整理している。

<概況>

- 北部は、県総面積の36.2%を占めており、総人口の9.2%が定住している。
- 名護市以南では人口の増加が見られるものの、その他の町村では人口が減少している。
- 転出入については、北部地域の離島と名護市、国頭村、大宜味村、東村、金武町において転出超過となっているが平成22（2010）年と比較すると、北部地域の離島と国頭村において転出超過が縮小している。
- 名護市、恩納村及び金武町においては、総人口指数が100を越える指数を維持する見込みであるが、その他の町村において、人口が大幅に減少していくことから、地域全体では平成52（2040）年頃までには、おおむね昭和50（1975）年頃の水準まで人口が減少することが見込まれている。

<婚姻率や出生率の向上>

- 若者同士の交流や出会いの機会を提供し、未婚化・晩婚化の対策を推進する。

<雇用創出と多様な人材の確保>

- 固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域の自然環境の保全に努めつつ、豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした体験・交流型観光などの観光・リゾート産業の振興を図り、雇用の場を確保・創出し、社会増加につなげる。
- 観光関連産業と農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。
- 農業従事者の割合は高いが高齢化が進んでいることから、農業分野への新規就農を支援する。
- 経済金融活性化特別地区制度を活用して企業集積を図り、雇用の場を確保・創出し、社会増加につなげる。

＜定住条件の整備＞

- ・県土の均衡ある発展のため、短中期的にはバス等公共交通の利便性向上を図り、長期的には鉄軌道等の導入を図る。
- ・情報格差の是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図る。
- ・県立北部病院における必要な診療科目の整備充実を図るため、必要な医師等の安定確保に取り組むとともに、各医療機関との連携強化を図る。
- ・高齢化率が高いことから、地域の実情に応じた福祉サービスの提供を促進し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。
- ・公平な教育機会の確保等のため、離島・過疎地域においては、高度な情報通信技術を活用し、各学校のニーズに応じた遠隔授業を推進する。
- ・高度な情報通信技術と離島の自然に恵まれた居住環境を生かし、在宅勤務や SOHO などのテレワークの導入促進を検討する。

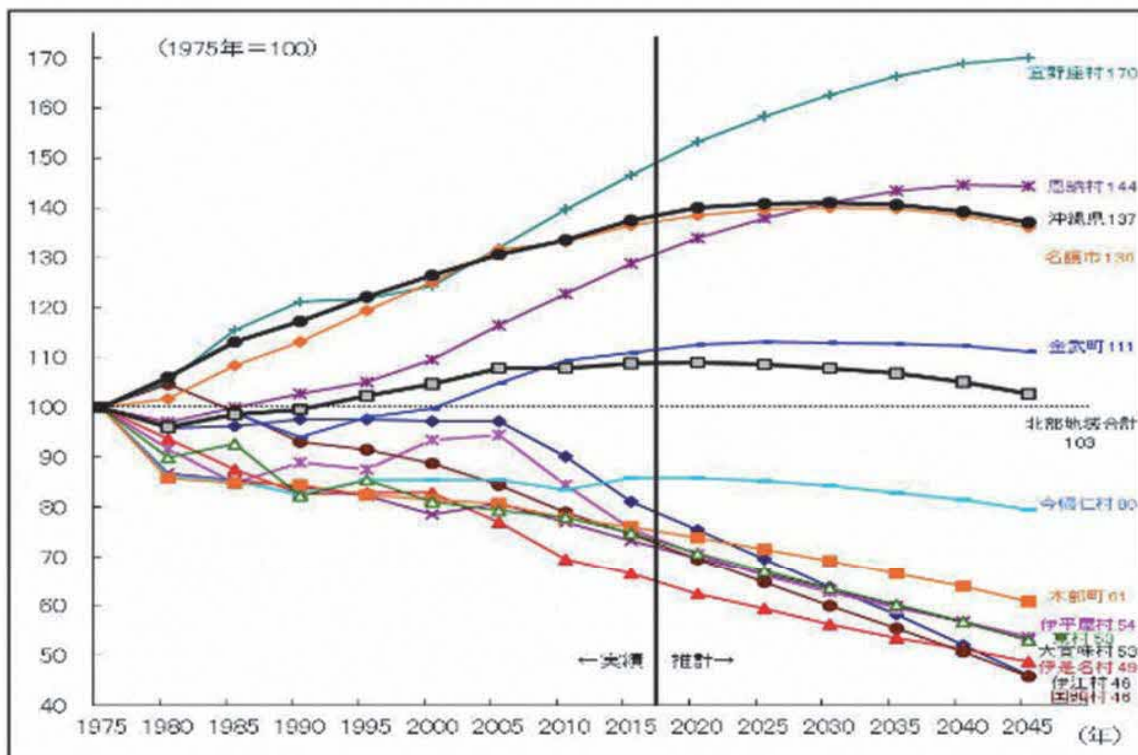
＜条件不利地域における U ターン・移住者の増加＞

- ・住宅については、民間による住宅供給が困難な離島地域等の特性に応じ、定住化に向けた、公営住宅の整備等を推進する。併せて古民家の利活用を促進し、定住促進に取り組む。

＜関係人口の創出・拡大＞

- ・都市部の若者などが一定期間、地域に滞在しながら働き、暮らし体験、地域住民との交流等を行うワーキングホリデーなどに取り組む。

図表 28 総人口指数の実績及び施策の効果を検討しない場合の推計（北部地域）



(注) 上記の推計値は、平成 17 年(2005 年)～27 年(2015 年)の傾向が今後も続く場合の見通しであり、施策の効果は考慮されていない。(次の図表も同様)

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」

出典：沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)」

沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）全体像

計画期間（～令和3年度）

理想的な展開
及び推計

目指すべき社会が実現し、理想的なシナリオが展開されると、
沖縄県の総人口は2035年に約150万人、2050年に160万人程度になると見られる

将来の人口減少を見据え、人口が増加基調にある現段階から積極的な施策を展開し、
地域の活力と成長力を維持・発展

令和2年3月、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定（青字：改定箇所）

沖縄が
目指すべき社会

安心して結婚し出産・子育てができる社会
（自然増を拡大するための取組）

世界に開かれた活力ある社会
（社会増を拡大するための取組）

個性を活かした持続可能な社会
（離島・過疎地域の振興に関する取組）

取組の方向性

- ① 県民気運の醸成
家庭、地域社会、各職場で活動する県民への働きかけ
 - ② 社会全体での協力・応援体制の整備
家庭や地域社会、職場、事業者、金融機関、NPO等との連携
 - ③ 行政の支援体制整備
施策の総合的な推進、予算の重点的配分など
 - ④ 県と市町村との連携
及び広域連携の推進
- ◎SDGsの理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、行政のみならず、県民、地域、経済団体、労働団体、事業者、金融機関、NPOなどの多様なステークホルダーの参画が重要

- (1) 結婚・出産の支援の充実
・未婚者への交流や出会いの機会の提供
・非正規労働者や新規卒業者への支援
・地域で妊産婦を支える体制の整備
- (2) 子育てでセーフティネットの充実
・子どもの貧困対策の推進
・子育て世帯への経済的負担の軽減等
・待機児童の解消等
・多様な保育環境の整備
・青少年の健全育成
・ひとり親家庭への支援
- (3) 女性の活躍推進
・女性の社会参加の推進
・ワーク・ライフ・バランスの推進
・女性の就業促進
・男性の育児参加の推進
- (4) 健康長寿おきなわの推進
・生活習慣病の予防対策
・高齢者の社会参加促進
・自殺対策の推進

- (1) 人材を育て、活躍を支援する取組
・地域づくり組織の支援・地域防災力の向上
・沖縄の発展を担う人材の育成・多様な人材の育成・確保

- (1) 雇用機会の拡大
・地場産業やリーディング産業の育成
・雇用環境の改善・障業者の雇用促進
- (2) 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化
・地域の効率的な経済循環
・新事業・産業の創出
・ベンチャー企業支援及び創業支援
・中小企業の経営基盤強化
・情報通信関連産業の高度化・多様化
・外国企業の沖縄への投資促進
・外国人材の活用促進
- (3) U/I/Tの環境整備
・移住者の受入促進・空き家対策の推進
・児童生徒の学習環境の整備
・多文化共生型社会の構築
- (4) 交流人口の拡大
・観光振興・多様なニーズに応じた環境整備
・黒山漁村と都市住民との交流
- (5) 関係人口の創出・拡大

- (1) 定住条件の整備
・交通・生活コスト低減・生活環境基盤整備
・教育に係る負担の軽減
・教育・学習環境の整備
・安定した医療、介護サービス提供
- (2) 特色を生かした産業振興
・観光・リゾート産業の振興
・農林水産業の振興
・地域特産の開発支援等
- (3) U/I/T・移住の推進
・事前情報の発信
・公共交通サービスの確保等
・定住促進住宅の整備
・体縁交流の促進や地域おこし協力隊の活用
- (6) 新しい人の流れを支えるまちづくり
・駐留軍用地跡地の利用推進
・中心市街地の活性化・政府関係機関の誘致
・日本版CCRC・小さな拠点づくり
- (7) 文化によるまちづくり
・文化の振興・活用
・首里城の復興

持続可能な地方創生を推進する取組
(2) 企業版ふるさと納税等の活用促進

- (3) 新しい時代の流れを力にした取組
・Society5.0実現に向けた技術の活用
・SDGsの推進

計画の効果的な実現態勢の構築

○ 沖縄県地方創生推進会議の設置

○ 重要業績評価指標(KPI)の設定

○ PDCAサイクルの確立

出典：沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」

(3)現状・課題の整理

①まち・ひと・しごとに関する現状・課題の整理

本町の人口動態や町内関係団体へのヒアリング結果などを踏まえて、本町における「まち」「ひと」「しごと」に関する現状及び課題を整理すると、次のようになります。

ア.「まち」に関する現状・課題

- 本町は、東海岸における北部地域の入り口である。沖縄自動車道の金武IC及び屋嘉ICが設置されていることから、那覇市まで1時間圏内となっており、中南部等との行き来は容易である。しかし、容易であるがため、町民の流出や北部へ向かう観光客等の素通りが懸念される。
- よい意味でも悪い意味でも、「基地の街」というイメージがある。異国の雰囲気は観光資源として活用されているが、定住化を考えた際には安全面などの不安がハードルとなっていると考えられ、町本来の魅力が十分に伝わっていない可能性がある。
- 本町は町土の約55%を米軍基地が占めており、活用できる土地が少ないことも課題のひとつである。選ばれるまちづくりを実践していくうえで、住宅用地や農業振興、企業誘致等に活用する際に、土地購入や整備の経緯に問題がある土地が多く、開発や整備には時間を要する可能性がある。
- 高齢化や後継者不足により閉店する商店が増加している。そのため、自家用車を持たない高齢者を中心に買い物難民が発生している。

イ.「ひと」に関する現状・課題

- 近年は出生数が減少しており、平成30(2018)年からは自然減に転じている。新型コロナウイルス感染症の影響も相まってこの傾向は続く予想される。
- 転入数と転出数を比較するとここ数年は転出超過であり、特に進学等による若者の転出が顕著である。再び本町に戻りたいと考えたときに、住宅や仕事の確保が難しいことが課題である。
- ターン、Jターンのような移住者に本町を選択してもらうことも重要である。そのためにも、交流人口や関係人口の拡大を図り、本町に関心を持ってもらうことが必要である。しかし、観光業では新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、関心を持ってもらうきっかけが作りづらい状況がある。
- 本町においては、これまで学校教育における学習環境整備を行ってきており、その整備は十分になされていると考えられる。一方で、中学生の学力向上や町全体として教育に対する関心があまり高くないことが課題である。そのため、質の高い教育を受けさせたい町民の流出が懸念される。
- 小・中学生にむけたキャリア教育もなされてきている。今後は青年会などと連携して身近なモデルとして卒業生した先輩の話をきく取り組みなどを推進し、町外・県外・国外で活躍する事例や、町内で働きながら地域活動の担い手になっている事例など、多様な暮らし方に触れる機会の創出を図ることが重要である。

ウ.「しごと」に関する現状・課題

- ヒアリングより、各産業において若い世代の確保が課題となっていることが判明した。
- ヒアリングでは、各産業とも新型コロナウイルス感染症の影響により先行きを不安視する声が多い。これを機会と捉え、産業間の連携強化や拠点となる施設・機能の整備を推進することが必要である。

る。

- 就活支援センターの取り組みが本格化し、求人情報の提供における利便性確保や、資格取得支援や在職者のキャリアアップにむけた講座開催による人材育成がなされてきた。しかし、就活支援については、求職者と企業側の条件等があわないなど、マッチングが少ないことが課題である。

エ. その他

- 本町においては、各自治会において活発に自治会活動が行われている。公民館では学童保育を実施しており、公民館が若い頃から地域と触れ合える場所になっている。また、老人クラブや青年会活動も活発であり、特に青年会活動はUターンで戻ってきた町民の居場所づくりに貢献している。

②人口ビジョンを達成するための視点(再掲)

人口ビジョンで示した本町の将来人口展望(目標)を達成するための視点を再掲する。

目標人口を達成するための視点

①生まれる子どもの数を増やす

- 結婚・出産について町民の希望をかなえる
- 安心して産み育てられる環境を維持・強化する

②町民のUターンを促す

- 町民が住み続けられる環境をつくる（交通・情報ネットワークの整備、求人とのマッチングなど）

③町外からのIターン・Jターンを促す

- 選ばれるまちをつくる（魅力の醸成、発信）
- 希望者が住める環境をつくる（ハード・ソフト両面からの受け入れ環境の整備など）

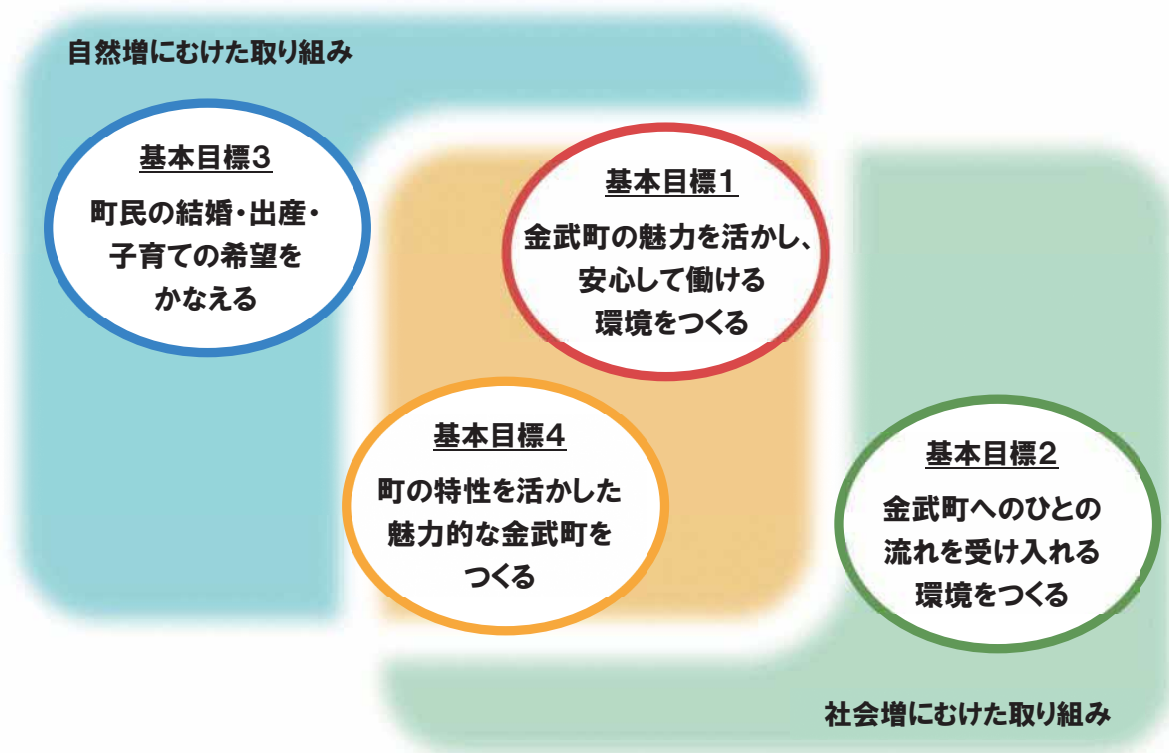
(4)基本目標と施策体系

①4つの基本目標+2つの横断的な視点

第1次の「地方版総合戦略(金武町版)」及び国・県の戦略の内容を踏まえ、本町における基本目標を下記のとおり設定します。

本町の人口維持・増加を考えた際には、自然増を維持しながら、社会増をさらに増やすことが大切です。そのため、自然増を増やすための取り組みと、社会増を増やすための取り組み、その両者をより促進するための取り組みを基本目標とします。また、4つの基本目標を横断する視点を2つ設定します。

第1期の基本目標		第2期における基本目標	
基本目標1 金武町の魅力を活かした雇用の場を創出する	→	基本目標1 金武町の魅力を活かし、安心して働ける環境をつくる	横断的な視点1 多様な人材の活躍を推進する
基本目標2 金武町へのひとの流れを受け入れる基盤をつくる	→	基本目標2 金武町へのひとの流れを受け入れる環境をつくる	
基本目標3 町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	→	基本目標3 町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
基本目標4 金武町の特徴を活かした豊かなまちづくりを推進する	→	基本目標4 町の特徴を活かした魅力的な金武町をつくる	



②取り組み方針

本総合戦略は、「金武町人口ビジョン」で示した人口展望を実現するために、5年間で実施する施策等を取りまとめるものです。総合戦略においては、金武町第5次総合計画や関連計画の施策・事業内容との整合性を確保し、特に地方創生のために重要な取り組みを重点的に推進します。

また、国の総合戦略に盛り込まれた政策5原則を踏まえて、金武町に適したまちづくりを行います。そのためにも、金武町地方創生推進本部を中心に、外部有識者や議会等との連携を図る取り組み体制を構築し、時代の変化にあわせた戦略の見直しを行います。見直しにあたっては、PDCAサイクルを確立し、策定から検証・改善のプロセスを実施します。

③施策体系

基本目標の実現にむけて、以下の施策を実施します。

基本目標1 金武町の魅力を活かし、安心して働ける環境をつくる

個別施策1 働く人・働きたい人を支援し、多様な主体の活躍を推進する

個別施策2 町内産業の魅力向上を促進し、安心して働ける環境の創出を支援する

基本目標2 金武町へのひとの流れを受け入れる環境をつくる

個別施策1 交流人口・関係人口の増加にむけた環境整備を推進する

個別施策2 定住人口の増加を目指した環境整備を推進する

基本目標3 町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

個別施策1 町民が安心して結婚・出産・子育てできる環境を創出する

個別施策2 子どもの学びの機会を支援し、地域に誇りを持つ人材を育成する

基本目標4 町の特性を活かした魅力的な金武町をつくる

個別施策1 安心して住み続けられるまちを創出する

個別施策2 みんなが参加できる心豊かなまちづくりを推進する

次ページより、基本目標ごとの実施施策等について整理します。

基本目標1 金武町の魅力を活かし、安心して働ける環境をつくる

町民や移住者の定住を促すためには、働く環境の創出が重要な要素となります。そのため、就職支援や資格取得支援を行い働く人や働きたい人を支援するほか、町内産業の魅力向上や事業者の経営安定化を支援し、町民が安心して働ける環境の創出に努めます。

【基本的な方向】

働く人・働きたい人を支援し、多様な主体の活躍を推進する

- 商工会や就活支援センター等と連携して、これから創業したい人への各種支援や、求職者及び就労者のスキルアップにむけた資格取得支援、次の世代を担う子どもたちへのキャリア教育などを行うほか、企業誘致や町民の優先雇用に向けた支援を行い、働く人や働きたい人を支援します。

横断的な視点 (多様な人材の活躍)

各事業の推進にあたっては、女性や高齢者、障がい者など多様な主体が活躍できる環境の創出という視点を持って進めます。

町内産業の魅力向上を促進し、安心して働ける環境の創出を支援する

- 働きやすい職場環境の創出を目指して、経営安定化にむけた各種支援や産業の高次化や付加価値の創出を図るとともに、企業誘致や本町の特性を活かした特産品の開発・販売やブランド化、観光PRなどを促進し、産業の魅力向上を図ります。

横断的な視点 (新しい時代の流れ)

各事業の推進にあたっては、スマート農業・漁業やSNS等の活用による観光情報発信など、産業へのICT・IoTの活用という視点を持って進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
誘致企業数(累計)	2企業 (2020年度/R2年度)	3企業	基本目標5 施策3
就活支援センター利用者が雇用者 (非正規含む)となった人数(累計)	153人 (2019年度/R1年度)	230人	基本目標5 施策5
ギンバル訓練場跡地の進出企業雇 用者数	105人 (2020年度/R2年度)	185人	基本目標5 施策5

(1)個別施策1:働く人・働きたい人を支援し、多様な主体の活躍を推進する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	町内で新しく創業したい町民に対し、相談の受け付けや情報提供等の支援を行うほか、町内の空き店舗を活用し開業する事業者を支援する。	・金武町空き店舗対策事業
②	求職者への相談員による就業に関する相談や、中小企業に対する各種支援制度の案内、求人・求職等の情報提供を行う。	・金武町就職活動支援補助事業
③	ギンバル訓練場返還跡地の残地利用や、進出企業の検討等を実施する。	・ギンバル訓練場返還跡地及び周辺地域の整備計画に関するプロジェクトチーム

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
①	空店舗対策事業による新規店舗の件数(累計)	40店舗 (2019年度/R1年度)	55店舗	基本目標5 施策3
②	就活支援センターの紹介状発行件数	30件 (2020年度/R2年度)	50件	基本目標5 施策5

(2)個別施策2:町内産業の魅力向上を促進し、安心して働ける環境の創出を支援する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	事業所の経営の安定化や新たな取り組みを支援することで、町内事業者の経営基盤の強化を図る。	・町内経営基盤強化事業
②	キャリアアップを目指す就業者を支援し、町民のスキルアップを図り、より多くの職種に就ける人材を育成する。	・金武町就職活動支援補助事業
③	農林水産物や加工品などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所を整備する。	・農林水産物直売所(仮称)整備事業
④	各種観光拠点施設として、金武町観光交流センター(仮称)を整備し、金武町の観光PRを推進する。	・金武町観光交流センター(仮称)整備事業
⑤	金武町プレミアム付商品券事業を実施することにより、町内購買力を高め、事業所の販売意欲と所得向上を図る。	・金武町プレミアム付商品券事業
⑥	農林水産業の担い手の確保や育成を支援するため、加工・流通・販売分野の情報提供や相談・指導を実施する。	・農業次世代人材投資事業 ・新規就農一貫支援事業
⑦	観光施設や公共施設、文化財等のサイン・誘導板の整備及び多言語化、ICT環境の整備など、観光振興にむけた基盤整備を行う。	・金武町観光振興推進事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
⑤	商品券の販売額	110,000,000円 (2020年度/R2年度)	110,000,000円	基本目標5 施策3
⑥	認定農業者数	34経営体 (2020年度/R2年度)	44経営体	基本目標5 施策1
	認定新規就農者数	13経営体 (2020年度/R2年度)	18経営体	基本目標5 施策1

基本目標2 金武町へのひとの流れを受け入れる環境をつくる

将来にわたって人口を維持し、活気にあふれた魅力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材が活躍することが重要です。そのため、金武町ファンを増やし、みんなでまちづくりを進める気運の醸成や、定住にむけた環境の整備が必要です。金武町へのひとの流れを受け入れるための環境整備を、ハード・ソフト両面から進めます。

【基本的な方向】

交流人口・関係人口の増加にむけた環境整備を推進する

- 交流人口・関係人口の増加を目指して、町の情報発信・PRやイベントの実施、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用、そのための体制の強化などを推進します。

横断的な視点 (多様な人材の活躍)

各事業の推進にあたっては、金武ファンをつくる取り組みや、町民と来訪者が触れ合う機会の創出による町民の意識づくりという視点を持って進めます。

定住人口の増加を目指した環境整備を推進する

- 定住人口増加を目指して、町道や町営住宅の改良、交通のあり方の調査などを進め、住みやすいまちづくりを推進します。

横断的な視点 (新しい時代の流れ)

各事業の推進にあたっては、まちの基盤整備(まち)や、金武を好きになる・誇りに思う気持ち(ひと)、働き方(しごと)など多様な要因が絡み合って定住につながるという視点を持って進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
ネイチャーみらい館利用者数	98,068人 (2019年度/R1年度)	105,000人	基本目標5 施策4
金武町公式ホームページのアクセス件数	127,347件 (2019年度/R1年度)	増加	基本目標3 施策8

(1)個別施策1:交流人口・関係人口の増加にむけた環境整備を推進する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	交流人口の増加を目指し、観光施設や公共施設、文化財等のサイン・誘導板の整備及び多言語化、ICT環境の整備など、観光振興にむけた基盤整備を行う。	・金武町観光振興推進事業(再掲)
②	町内のスポーツ施設や地域資源を活かし、イベントや広域的なスポーツ交流を実施し、またキャンプ誘致を行うなど、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。	・プロスポーツ受入事業 ・スポーツコンベンション事業
③	交流人口増加にむけた取り組みを推進するため、体制の検討・構築を図り、観光産業促進に資する人材を育成する。	・観光ガイド育成支援事業
④	本町独自の自然や異文化空間を活かしたイベントを実施することにより、人を呼び込み地域の活性化を図る。	・地域活性化イベント事業
⑤	寄附者に対し町の特産物を中心とした特典を提供することで、町内で生産される農産物や加工品等を全国にPRする。	・金武町ふるさと応援寄附金事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
①	SNSによる情報配信の量 (令和2年度を100%とする)	100% (2020年度/R2年度)	100%	基本目標3 施策8
	公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備箇所数	4箇所 (2020年度/R2年度)	5箇所	基本目標3 施策8

(2)個別施策2:定住人口の増加を目指した環境整備を推進する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	公営住宅の整備により、子育て世代の定住人口の維持・拡充を図り、地域の活性化に寄与する。	・町営住宅建て替え事業
②	行き止まり道路や狭隘道路の解消、集落内雨水排水路の整備を図るとともに、住宅地整備を促進するための道路整備を実施する。	・町道整備事業
③	誰もが移動しやすい金武町を目指して、本町の公共交通の現状と課題の把握や、求められる公共交通のあり方の検討にむけた調査等を行う。	・地域公共交通基礎調査

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
①	町営住宅の建て替え事業等の実施棟数	0棟 (2020年度/R2年度)	6棟	基本目標3 施策1
②	町道の改良率	93.6% (2020年度/R2年度)	94.5%	基本目標3 施策2

基本目標3 町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本町では、これまでも子育てに関する多様な支援を行ってきており、出生数が多いことが特徴でした。しかし、近年は生まれる子どもの数は減少傾向にあります。他方、仕事と子育ての両立や子どもの貧困などの課題への対応も求められています。子育てに関する環境の改善を図り、町民が安心して結婚・出産・子育てできる環境の創出に努めます。

【基本的な方向】

町民が安心して結婚・出産・子育てできる環境を創出する

- 現在実施している子育て支援施策を今後も継続するとともに、結婚しやすい環境づくりや、不妊治療等への支援、子どもの貧困に関する調査・支援策の検討などを実施・継続し、町民が安心して子育てできる環境を創出します。

横断的な視点 (多様な人材の活躍)

各事業の推進にあたっては、保護者の就労支援や、仕事と子育ての両立の支援といった視点を持って進めます。

子どもの学びの機会を支援し、地域に誇りを持つ人材を育成する

- 町内の子どもたちが安心して学べる施設や環境の整備、海外との交流支援、学校と家庭の連携促進等を行うことで子どもたちの学びの機会を支援し、本町の歴史文化に誇りを持ち、町外・世界へ羽ばたく人材の育成を図ります。

横断的な視点 (新しい時代の流れ)

各事業の推進にあたっては、学びへのICTの活用をより推進するといった視点を持って進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
待機児童数	4人 (2020年度/R2年度)	0人	基本目標1 施策1
GIGAスクール構想整備校数	4校 (2020年度/R2年度)	4校	基本目標2 施策2

(1)個別施策1:町民が安心して結婚・出産・子育てできる環境を創出する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	町内で新しく創業したい町民に対し、相談の受け付けや情報提供等の支援を行うほか、町内の空き店舗を活用し開業する事業者を支援する。	・金武町空き店舗対策事業(再掲)
②	ギンバル訓練場返還跡地の残地利用や、進出企業の検討等を実施する。	・ギンバル訓練場返還跡地及び周辺地域の整備計画に関するプロジェクトチーム(再掲)
③	不妊治療等への助成を行い、町民が安心して出産できるよう支援する。	・不妊・不育治療費等助成事業
④	子育て世帯への各種支援を行い、負担軽減を図る。	・放課後児童健全育成事業 ・子育て激励金支給事業 ・子ども医療費助成事業
⑤	待機児童問題への対策や、保護者の就活支援等を行い、町民の仕事と子育ての両立を支援する。	・一時預かり保育事業 ・金武町就職活動支援補助事業
⑥	子どもの貧困に対する現状把握調査を実施するとともに、その支援策のあり方について検討する。	・子どもの貧困対策事業
⑦	学校給食の完全無料化を実施し、保護者への経済的支援を図る。	・学校給食無料化事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
④ 放課後児童健全育成事業 受入人数	283人 (2020年度/R2年度)	291人	基本目標1 施策1
⑤ 認可基準に則した児童の受 入人数	815人 (2020年度/R2年度)	830人	基本目標1 施策1

(2)個別施策2:子どもの学びの機会を支援し、地域に誇りを持つ人材を育成する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	教育の振興を目的に、町内の学校教育施設及び環境の整備・拡充を図る。	・教育環境整備事業
②	育英資金の貸付事業を行い、町民の大学などへの進学を支援する。また、対象校種の拡大について検討する。	・金武町育英資金貸付事業
③	子どもが成長する過程において地域が果たす責任と役割を認識し、地域と学校が連携して子どもを育てる環境や体制を構築する。	・金武町放課後子ども教室
④	町民が教育に対する意識と関心を高めるとともに、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりを推進し、町における教育の充実と発展を図る。	・「教育の日」関連事業
⑤	町の青年を海外へ派遣することにより、国際交流の機会を創出し、国際的に活躍できる人材を育成する。	・青年海外派遣事業
⑥	町出身の海外移住者の子弟等を本町に招き、町民との交流や本町の文化の体験を図り、移住地との絆を深める。	・海外移住者子弟等研修生受入事業
⑦	「移民の日」に関連した事業やシンポジウムを開催し「海外雄飛の里金武町」としての町民の意識を醸成する。	・「移民の日」関連事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
② 育英資金貸与生人数(新規・継続)	39人 (2020年度/R2年度)	39人	基本目標2 施策6
③ 金武町放課後子ども教室の開催回数	48回 (2020年度/R2年度)	72回	基本目標2 施策5
⑤ 青年海外派遣研修生派遣人数(累計)	20人 (2020年度/R2年度)	30人	基本目標2 施策8
⑥ 海外移住者子弟等研修生受入人数(累計)	86人 (2020年度/R2年度)	101人	基本目標2 施策8

基本目標4 町の特性を活かした魅力的な金武町をつくる

町民に住み続けてもらうことや、移住者の定着には、生活環境の充実が必要です。防犯・防災対策や、都市サービス受給の支援など、町民が安心して暮らせる環境の創出が求められています。また、本町の自然・歴史・文化・地域性などの特性を活かした豊かな暮らしを促進し、町民が誇りに思える選ばれるまちづくりを進めます。

【基本的な方向】

安心して住み続けられるまちを創出する

- 買い物環境改善への支援や、防犯・防災対策・交通安全対策を実施し、町民が安心して暮らせる住みよいまちを創出します。

横断的な視点 (新しい時代の流れ)

各事業の推進にあたっては、SDGsの「ゴール11:住み続けられるまちづくりを」の推進にむけて、交通や防災など持続的なまちづくりの視点を持って進めます。

みんなが参加できる心豊かなまちづくりを推進する

- 町内の歴史文化の継承や、各地域における自主的な行政区運営を目指し、地域が主体となってまちづくりを行う気運の醸成などを図ります。

横断的な視点 (多様な人材の活躍)

各事業の推進にあたっては、まちづくりへの多様な主体の参加を促すなど、官民協働のまちづくりの視点を持って進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
防災訓練の種類数	2種類 (2020年度/R2年度)	4種類	基本目標4 施策3
交通安全運動の実施回数	4回 (2020年度/R2年度)	4回	基本目標4 施策4
区との行政懇談会開催数	5回 (2020年度/R2年度)	5回	基本目標6 施策3

(1)個別施策1:安心して住み続けられるまちを創出する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	全世帯への確実な情報伝達システムを確立するため、あらゆる災害を想定した防災性の高い戸別受信機を全世帯・屋内へ整備する。	・金武町防災情報システム戸別受信機整備事業
②	高齢者の運転する自動車による事故を防止し、町民の安全と安心に資するため、町内の高齢者ドライバーに対し、安全運転支援装置を設置した場合に要する経費の一部を補助金として交付する。	・金武町サポカー推進事業補助金
③	防犯カメラ設置を行い、安心なまちづくりを推進する。	・防犯カメラ整備事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)	現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
① 防災情報戸別受信機の普及率	0% (2020年度/R2年度)	80%	基本目標4 施策3
② サポカー補助金の交付件数(累計)	60件 (2020年度/R2年度)	180件	基本目標4 施策4
③ 防犯カメラ設置台数	33台 (2020年度/R2年度)	増加	基本目標4 施策4

(2)個別施策2:みんなが参加できる心豊かなまちづくりを推進する

【具体的な施策と主な事業】

施策の内容		主な事業
①	町内の伝統芸能等の歴史文化の継承を支援し、文化の薫り高いまちづくりを促進する。	・地域文化継承・支援事業 ・中央公民館公演事業
②	男女共同参画社会を目指し、女性のまちづくりへの参加を促す。	・女性による町づくり提言委員会
③	地域住民の実生活に即した教育、学術、文化等に関する調査、研究に努め、生活文化の進行と社会福祉の増進に寄与する。	・5館合同事業

【重要業績評価指標】 ※番号は具体的な施策に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標値 (2025年度/R7年度)	総合計画
①	民俗芸能祭の開催回数	1回 (2019年度/R1年度)	1回	基本目標2 施策7
	歴史文化関連講座の実施回数	4回 (2020年度/R2年度)	4回	基本目標2 施策7

人口ビジョン [令和2(2020)年時点見直し]
(目標:2060年)

1. 人口の現状

●人口増加の要素はあるが、油断は禁物

- ・本町の人口はこれまで増加傾向だったが、ここ数年は減少傾向にある。
- ・「平成25年～平成29年人口動態保健所・市町村別統計」によれば、本町の合計特殊出生率は2.47で全国1位。しかし、平成30年からは減少傾向がみられるため、今後の動向を注視する必要がある。
- ・転入及び転出の傾向は年によってまちまちだが、近年は民間マンションの建設などがみられるため、今後一定数の転入が見込まれる。
- ・全国的に高い合計特殊出生率やマンション建設など、人口増加へつながらと考えられる要素はあるが、総人口が減少傾向にあることを踏まえて、今後も住みやすいまち・選ばれるまちづくりを進める必要がある。

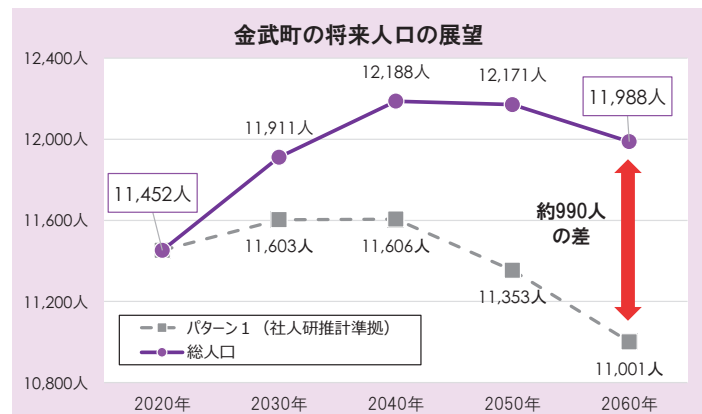
●超高齢社会の深刻化の懸念

- ・高齢化はかなり進んでおり、すでに「超高齢社会」となっている。
- ・1世帯あたり人員は年々減少しており、核家族化・独居化が進んでいる。

2. 人口展望 (目標人口)

●人口の将来展望 (2060年) : 12,000人程度を維持

- ・合計特殊出生率を段階的に増加させ、30年後の2050年に2.47まで増加させることを目指す。



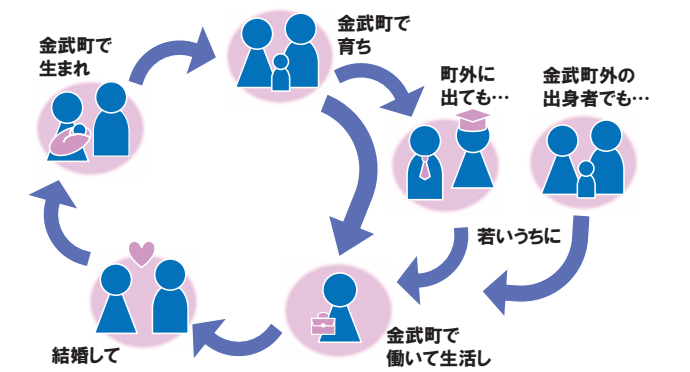
3. 目指すべき方向性

●生まれる子どもの数を増やす

- ・結婚・出産について町民の希望をかなえる
- ・安心して産み育てられる環境を維持・強化する

●町民のUターンを促す

- ・町民が住み続けられる環境をつくる
- 町外からのIターン・Jターンを促す
 - ・選ばれるまちをつくる
 - ・希望者が住める環境をつくる



第2期 金武町まち・ひと・しごと・創生総合戦略
(目標:2025年)

■基本目標・個別施策

■具体的な取り組み

■横断的な視点

基本目標1
金武町の魅力を活かし、安心して働ける環境をつくる



個別施策1: 働く人・働きたい人を支援し、多様な主体の活躍を推進する

- ① 町内で新しく創業したい町民に対し、相談の受け付けや情報提供等の支援を行うほか、町内の空き店舗を活用し開業する事業者を支援する。
- ② 求職者への相談員による就業に関する相談や、中小企業に対する各種支援制度の案内、求人・求職等の情報提供を行う。
- ③ ギンバル訓練場跡地の残地利用や、進出企業の検討等を実施する。

個別施策2: 町内産業の魅力向上を促進し、安心して働ける環境の創出を支援する

- ① 事業所の経営の安定化や新たな取り組みを支援することで、町内事業者の経営基盤の強化を図る。
- ② キャリアアップを目指す就業者を支援し、町民のスキルアップを図り、より多くの職種に就ける人材を育成する。
- ③ 農林水産物や加工品などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所を整備する。
- ④ 各種観光拠点施設として、金武町観光交流センター(仮称)を整備し、金武町の観光PRを推進する。
- ⑤ 金武町プレミアム付商品券事業を実施することにより、町内購買力を高め、事業所の販売意欲と所得向上を図る。
- ⑥ 農林水産物の担い手の確保や育成を支援するため、加工・流通・販売分野の情報提供や相談・指導を実施する。
- ⑦ 観光施設や公共施設、文化財等のサイン・誘導板の整備及び多言語化、ICT環境の整備など、観光振興にむけた基盤整備を行う。

基本目標2
金武町へのひとの流れを受け入れる環境をつくる



個別施策1: 交流人口・関係人口の増加にむけた環境整備を推進する

- ① 交流人口の増加を目指し、観光施設や公共施設、文化財等のサイン・誘導板の整備及び多言語化、ICT環境の整備など、観光振興にむけた基盤整備を行う。
- ② 町内のスポーツ施設や地域資源を活かし、イベントや広域的なスポーツ交流を実施し、またキャンプ誘致を行うなど、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。
- ③ 交流人口増加にむけた取り組みを推進するため、体制の検討・構築を図り、観光産業促進に資する人材を育成する。
- ④ 本町独自の自然や異文化空間を活かしたイベントを実施することにより、人を呼び込み地域の活性化を図る。
- ⑤ 寄附者に対し町の特産物を中心とした特典を提供することで、町内で生産される農産物や加工品等を全国にPRする。

個別施策2: 定住人口の増加を目指した環境整備を推進する

- ① 公営住宅の整備により、子育て世代の定住人口の維持・拡充を図り、地域の活性化に寄与する。
- ② 行き止まり道路や狭隘道路の解消、集落内雨水排水路の整備を図るとともに、住宅地整備を促進するための道路整備を実施する。
- ③ 誰もが移動しやすい金武町を目指して、本町の公共交通の現状と課題の把握や、求められる公共交通のあり方の検討にむけた調査等を行う。

基本目標3
町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる



個別施策1: 町民が安心して結婚・出産・子育てできる環境を創出する

- ① 町内で新しく創業したい町民に対し、相談の受け付けや情報提供等の支援を行うほか、町内の空き店舗を活用し開業する事業者を支援する。
- ② ギンバル訓練場跡地の残地利用や、進出企業の検討等を実施する。
- ③ 不妊治療等への助成を行い、町民が安心して出産できるよう支援する。
- ④ 子育て世帯への各種支援を行い、負担軽減を図る。
- ⑤ 待機児童問題への対策や、保護者の就活支援等を行い、町民の仕事と子育ての両立を支援する。
- ⑥ 子どもの貧困に対する現状把握調査を実施するとともに、その支援策のあり方について検討する。
- ⑦ 学校給食の完全無料化を実施し、保護者への経済的支援を図る。

個別施策2: 子どもの学びの機会を支援し、地域に誇りを持つ人材を育成する

- ① 教育の振興を目的に、町内の学校教育施設及び環境の整備・拡充を図る。
- ② 育英資金の貸付事業を行い、町民の大学などへの進学を支援する。また、対象校種の拡大について検討する。
- ③ 子どもが成長する過程において地域が果たす責任と役割を認識し、地域と学校が連携して子どもを育てる環境や体制を構築する。
- ④ 町民が教育に対する意識と関心を高めるとともに、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりを推進し、町における教育の充実と発展を図る。
- ⑤ 町の青年を海外へ派遣することにより、国際交流の機会を創出し、国際的に活躍できる人材を育成する。
- ⑥ 町出身の海外移住者の子弟等を本町に招き、町民との交流や本町の文化の体験を図り、移住地との絆を深める。
- ⑦ 「移民の日」に関連した事業やシンポジウムを開催し「海外雄飛の里金武町」としての町民の意識を醸成する。

基本目標4
町民の特性を活かした魅力的な金武町をつくる



個別施策1: 安心して住み続けられるまちを創出する

- ① 全世帯への確実な情報伝達システムを確立するため、あらゆる災害を想定した防災性の高い戸別受信機を全世帯・屋内へ整備する。
- ② 高齢者の運転する自動車による事故を防止し、町民の安全と安心に資するため、町内の高齢者ドライバーに対し、安全運転支援装置を設置した場合に要する経費の一部を補助金として交付する。
- ③ 防犯カメラ設置を行い、安心なまちづくりを推進する。

個別施策2: みんなが参加できる心豊かなまちづくりを推進する

- ① 町内の伝統芸能等の歴史文化の継承を支援し、文化の薫り高いまちづくりを促進する。
- ② 男女共同参画社会を目指し、女性のまちづくりへの参加を促す。
- ③ 地域住民の実生活に即した教育、学術、文化等に関する調査・研究に努め、生活文化の進歩と社会福祉の増進に寄与する。

横断的な視点2
新しい時代の流れを力にする

・ SNSやe-CO-OPの活用
・ まち・ひと・しごとの多様な要因が絡み合っ定住につながるという視点

・ 持続的なまちづくりの視点

横断的な視点1
多様な人材の活躍を推進する

・ 女性や高齢者、障がい者など多様な主体性が活躍できる環境の創出
・ みんなでまちづくりを進める気運の醸成

・ 保護者の就労支援や、仕事と子育ての両立支援
・ 官民協働のまちづくりの視点

資料編

1. 金武町総合計画策定に関する規則

平成6年12月9日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、金武町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来像を描き、町づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な町づくり、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた本町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的視点と広域視野に立って、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本町の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間)

第4条 基本構想の期間は10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、5年とし、原則として5年を経過するごとに検討を加え、更に5年間の計画として社会情勢の推移に適合するように策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。

- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画変更により事務事業量の著しい増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

- 2 策定委員会は、副町長及び教育長並びに会計管理者、各課の課長及び各事務局の事務局長で組織し、策定委員長に副町長、策定副委員長に企画課長をもって充てる。

(報告)

第8条 策定委員会は、町の総合計画に関する事項を調査審議し、策定委員長は、その結果を町長に報告しなければならない。

(策定委員会の会議)

第9条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 策定委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に出席させ、発言させることができる。

(総合計画作成委員会)

第10条 策定委員会を補佐する組織として総合計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を置く。

- 2 作成委員会は、各課及び各事務局の課長補佐及び係長をもって組織する。

(作成委員会の職務等)

第11条 作成委員会は、総合計画策定に必要な基礎資料の収集、作成及び検討並びに素案作成をする。

(作成委員長及び作成副委員長)

第12条 作成委員会に作成委員長及び作成副委員長を置く。

- 2 作成委員長及び作成副委員長は、作成委員の互選による。
- 3 作成委員長は、作成委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 作成副委員長は、作成委員長を補佐し、作成委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作成委員会の会議)

第13条 作成委員会は、作成委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第14条 策定委員会及び作成委員会の庶務は、企画課において処理する。

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第15条 策定委員会は、作成委員会により検討された基本構想及び基本計画の素案を総合的に審議し、原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように各課の長が作成した計画案に基づき企画課長が総合調整して原案を作成する。

(総合計画原案の決定)

第16条 総合計画の原案は、策定委員会が総合調整した原案に基づいて町長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ金武町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(委任)

第17条 その規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2. 金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則

平成7年5月1日
規則第9号

(趣 旨)

第1条 この規則は、金武町附属機関に関する条例（昭和54年金武村条例第13号）第3条の規定に基づき、金武町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の基本構想及び基本計画の策定、その他必要な調査及び審議を行う。

(組 織)

第3条 審議会の委員は、15名以内とし、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 町長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、新議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、第6条の規定を準用する。その場合においては「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議のうえ、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 委員名簿

第5次金武町総合計画審議会委員

No.	役職	氏名	備考	区分
1	会長	山川 宗仁	町民公募	全体
2	副会長	山城 昌久	金武町社会福祉協議会事務局長	福祉
3	委員	安次富 逸子	女性による町づくり提言委員	地域
4	委員	上原 恵子	金武町商工会副会長	産業
5	委員	河上 章一	NPO法人雄飛ツーリズムネットワーク理事長	観光
6	委員	喜久山 哲郎	金武町観光協会事務局長	観光
7	委員	宜野座 武	区長会代表	地域
8	委員	仲田 直樹	町内農家代表	産業
9	委員	仲間 航	町民公募	全体
10	委員	宮里 安秀	前基地跡地推進課長	全体
11	委員	元山 満寿美	金武町民生児童委員	地域
12	委員	与那城 厚	金武町教育委員	教育

第5次金武町総合計画策定委員

No.	役職	氏名	役職名	備考
1	委員	池原 均	金武町副町長	策定委員長
2	委員	比嘉 貴一	金武町教育長	
3	委員	金城 明美	会計管理者	
4	委員	安富祖 勸	総務課長	
5	委員	伊藝 勲	企画課長	策定副委員長
6	委員	知念 久	商工観光課長	
7	委員	糸村 昌敏	農林水産課長	
8	委員	金城 司	建設課長	
9	委員	儀間 権	住民生活課長	
10	委員	新里 朝治	税務課長	
11	委員	島袋 博	保健福祉課長	
12	委員	仲間 賢	こども支援課長	
13	委員	伊藝 誠	上下水道課長	
14	委員	與那城 樹	学校教育課長	
15	委員	仲間 功	社会教育課長	
16	委員	上原 浩	議会事務局長	

第5次金武町総合計画作成委員

区分	氏名	役職名	備考
総務・財政班	安座間 充	総務課課長補佐	
	仲里 江利	総務課出納係長	
	仲間 あずさ	総務課行政係長	
	河岸 信行	総務課人事・電算係長	
	仲里 雄也	企画課課長補佐	
	安富祖 匠	企画課企画係長	
	新里 夏希	企画課基地渉外・国際交流係長	
	佐和田 守男	企画課財政係長	
	飯野 千鶴子	税務課課長補佐	
	前田 恒	税務課住民税係長	
	伊藝 誠人	税務課固定資産税係長	
	池原 博章	税務課収納係長	
産業・建設班	伊芸 剛	建設課課長補佐	作成委員長
	久高 幸嗣	建設課建設第1係長	
	安富 浩之	建設課建設第2係長	
	仲間 貴志	建設課用地係長	
	伊芸 慎一郎	農林水産課課長補佐	
	森田 富広	農林水産課農政係長	
	與那城 将	農林水産課・水産係長	
	安田 吏	農林水産課林業・農林水産土木係長	
	比嘉 利国	商工観光課課長補佐	
	仲間 彰布	商工観光課商工観光係長	
	金城 政行	商工観光課雇用促進・企業誘致係長	
教育・民生班	伊波 朝親	学校教育課課長補佐	
	新里 睦美	学校教育課学校教育係長	
	金武 和美	学校教育課給食センター係長	
	末吉 豪	社会教育課課長補佐	
	山城 平	社会教育課社会教育係長	
	仲間 陽子	社会教育課図書館係長	
	宮里 亮	保健福祉課課長補佐	
	仲間 清貴	保健福祉課社会福祉係長	
	比嘉 いずみ	保健福祉課保健予防係長	
	天願 晴美	保健福祉課高齢者福祉係長	
	上江州 誠	こども支援課課長補佐	
	仲間 牧美	こども支援課児童福祉係長	
	伊芸 靖	住民生活課課長補佐	副委員長
	前田 勝美	住民生活課生活環境係長	
	玉栄 貴之	住民生活課住民戸籍係長	
	前田 康樹	住民生活課保健・年金係長	
	金城 貴浩	上下水道課課長補佐	
仲間 安二	上下水道課水道係長		
伊芸 英明	上下水道課下水道係長		

4. 第5次金武町総合計画(基本構想・前期基本計画)策定経過

年	月日	内容
令和 2年	01月18日～ 02月27日	町民アンケート実施(配布・回収)
	06月24日	第1回作成委員会(全体会議)
	07月20日	関係団体ヒアリング(JA おきなわ金武支店、NPO 法人雄飛ツーリズムネットワーク)
	07月22日	関係団体ヒアリング(金武町建設業者会、農業青年クラブ)
	07月27日	関係団体ヒアリング(金武町教育委員、金武町学力向上推進委員会、金武町青少年健全育成連絡協議会、金武町子ども会育成連絡協議会)
	07月28日	関係団体ヒアリング(金武町就活支援センター、金武町老人クラブ連合会、金武町民生委員・児童委員、金武町社会福祉協議会)
	07月29日	関係団体ヒアリング(金武町観光協会、金武町商工会、金武町青年団協議会)
	08月03日	関係団体ヒアリング(金武町農業者連絡協議会、障害者自立支援協議会、金武漁業協同組合、金武町社交飲食業組合)
	08月06日	各区ヒアリング(伊芸区、中川区)
	08月11日	各区ヒアリング(金武区、並里区、屋嘉区)
	08月28日	各課ヒアリング(農林水産課、保健福祉課、建設課)
	08月31日	各課ヒアリング(商工観光課)
	09月03日	各課ヒアリング(住民生活課、学校教育課、社会教育課)
	09月09日	各課ヒアリング(上下水道課、税務課、金武地区消防)
	09月17日	各課ヒアリング(総務課、こども支援課、企画課)
	10月05日	第1回策定委員会
	11月10日	第1回審議会(諮問)
	11月18日	第2回作成委員会(総務・財政班)、第3回作成委員会(教育・民生班)
	11月25日	第4回作成委員会(産業・建設班)
	令和 3年	01月13日
01月18日		第3回策定委員会
01月26日		第4回策定委員会
01月29日		第5回策定委員会
02月24日		第2回審議会
02月25日～ 03月08日		パブリックコメント実施
03月02日		第3回審議会
03月05日		第4回審議会
03月12日		第5回審議会
03月24日		審議会長により答申

5. 第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)の諮問・答申

金企第1132号
令和2年11月10日

第5次金武町総合計画
後期基本計画審議会長 殿

金武町長 仲間 一

第5次金武町総合計画後期基本計画(案)の諮問について

金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則第2条に基づき、第5次金武町総合計画後期基本計画(案)を諮問致します。

令和3年3月24日

金武町長 仲間 一 殿

第5次金武町総合計画後期基本計画審議会
会長 山川 宗仁

第5次金武町総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和2年11月10日金企第1132号で諮問のありました第5次金武町総合計画後期基本計画(案)について、総合的・長期的の視点に立ち別紙の審議会日程により慎重に審議いたしました。本町の将来を見据えたまちづくりの指針を定めるものとして概ね妥当であると認め答申致します。

なお、計画の推進にあたっては、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応し得る執行体制のあり方を検討し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うよう要望いたします。また、当審議会で討議された意見・要望事項等(別添)にも十分に配慮し、第5次金武町総合計画の将来像である「みんなで築く 夢と希望を持てるまち」を目指し、すべての町民が夢と希望を持ち、金武町に住んで良かったと思えるようなまちづくりに向けて努力されるようお願い致します。

第5次金武町総合計画【後期基本計画】
令和3年3月

発行:金武町役場

企画・編集:金武町役場 企画課

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

☎:098-968-6262(直通) 有線:8-6262

E-MAIL:kikaku@town.kin.lg.jp



“みんなで築く
夢と希望がもてるまち”

金武町イメージキャラクター「金武タームくん」